## 令和7年度天草市補助金等交付要綱一覧表

ד י מוינו	- 及大早川補助立	中文门女师 克孜		I	1	T			1
事業等 の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書 提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
■ 総務記 天草地区 保護助金	罪を犯した人々の更 生と犯罪のない明る い社会づくりを推進す る。	天草地区保護司会	1 保護司法(昭和25年法律第204号)第8条の2に規定する計画の策定 その他保護司の職務に関する連絡及び調整 2 保護司の職務に関し必要な資料及び情報の収集 3 保護司の職務に関する研究及び意見の発表 4 保護司の総務に関する研究及び意見の発表 5 保護司及び保護司会の活動に関する広報宣伝 6 保護司及が保護司会の活動に関する広報宣伝 6 保護司の入村確保の促進に関する活動 7 その他地域福祉に関する事業	(補助対象経費) 1 事業運営費 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) (補助額) 総事業費から繊越金及び会費等の収入を控除した額又は補助対象経費の2分の1の額 のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。	総会終了後速やかに		年度末		
熊本検察 審査協会 天草支部 補助金	検察審査会制度の普 及及び発展を図る。		1 協会の計画策定 2 検察審査会制度の調査、研究及び建議並びに広報活動 3 協会の会員の研修	(補助対象経費) 1 事業連営費 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) (補助額) 総事業費から繰越金及び会費等の収入を控除した額又は補助対象経費の2分の1の額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。	総会終了後速やかに		年度末		
自衛隊家族会補助金	自衛官募集事務の協力体制の強化を図る。	天草市自衛隊家族会(以下 この項において「自衛隊家族 会」という。)	1 自衛隊家族会の計画策定 2 自衛隊家族会の各分会及びその会員との連絡調整 3 自領隊家族会の会員の研修 4 防衛思型の害及及び高揚 5 自衛隊員の募集及び追職者の就職活動の支援 6 自衛隊員の募集及び追職者の就職活動の支援 6 自衛隊員及が物な隊員の遺族に対する援護 8 上部団体関係団体等の事業への協力	(補助対象経費) 1 事業運営費 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) (補助額) 8等業費から総越金及び会費等の収入を控除した額又は補助対象経費の2分の1の額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。	総会終了後速やかに		年度末		
■ 防災危 熊本県消 防協支 東市 東 京市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 金 会 会 会 会 会 会 会 会 会	も機管理課 防火及び防災活動を 推進する。		1 防火及び防災の訓練並びに啓発活動 2 消防団真の研修活動 3 消防関係団体との連携に関すること。 4 その他防火及び防災に関すること。	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		
防災活動 活性化事 業補助金	地域防災力の向上を 図ることを目的に、自 助・共助の取り組みを 推進し、地域防災活 動の活性化を図る。		1 自主防災組織の更なる組織率向上のため、新規結成に必要な経費 2 自主防災組織の活動活性化を図るため、防災資機材等の必要経費 3 自主防災組織において、防災リーダーとしての活躍が見込まれる者が、防災士の資格を取得するために負担した費用 ただし、防災士認証登録が完了した者とする。 4 地域防災リーダー(防災士)のスキルアップのため必要な経費	(補助対象経費) 対象事業の実施に要する経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額(上限50,000円/1団体) ※自主防災組織への補助は3年に1回とする。ただし、防災士資格取得費用については 毎年交付対象とする。 ※団体が行う地域防災リーダー(防災士)のスキルアップのために行う事業については 毎年交付対象とする。	事業実施前 ※防災士資格取得費相取得費相取得後 (日本防災士機 構が認証した日から起算して1年 以内)	終費内訳等	事業の完了の日から起算して30日を経過する日 (防災土資格取得費工を限分別は当該年度末のいずれか早い日	1 設立届、規約(新 規設立団体) 足 事業の実施が確 認できる書類	詳細について は、「防災活動活 性化事業補助金 交付要領」に基 づく。
水難救済 会救難所 補助金	水難予防及び水難に よる安全を促進する。	熊本県水難教済会に所属 し、天草市に事務所を置く教 難所	1 水難救所への出動活動 2 水離救済に従事する救難所員の訓練及び教育 3 水離救済に要する設備及び資材の整備並びに維持補修 4 水難の予防啓発活動	(補助対象経費) 1 事業連営費(団体の構成員に対する人件費及び顕礼金を除く。) 2 事務経費で際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		
政策介	と画課			<u> </u>	<u> </u>	·			
		一環として実践活動を行う高	【フィールドワーク推進補助金】 本市において、高等教育機関等が教育活動の一環として行う実践活動に 対して、交通費、活動費及び宿泊費への補助を行う。	(1)本市までの移動に要した交通費 熊本県内5,000円、九州内(熊本県内を除く)、10,000円、国内(九州内を除く)20,000 円、国外30,000円 (2)フィールドワークのための活動費及び本市内での現地移動に要した交通費 1,000円/日(上限31日) (3)市内に宿泊した場合の宿泊費1,000円/泊(上限30泊) (1)~(3)を合計して、一大学等につき上限30万円	フィールドワーク 開始の14日前	・フィールドワーク実施計画書 ・収支予算書 ・その他市長が必要と認める書類	事業終了の日から起算して30日を経過した日宝の日本 経過した日宝の日本 当該補助金があった日の原するち た日の属するの はずれか早い日	・フィールドワーク実施報告書 ・収支決算書・収支決算書・その他市長が必要があると認める書類	

事業等 の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書 提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
地域改 移住定住 定集 事業	空き家等情報バンク に登録してある空き 家を利用して、定住を 促進し人口の増加及	空き家等情報・シクに利用 希望登録し、本市以外から本 市の空き家等に転入し、過去 に本市に居住したことがない 話。または、記念に本市を 出し、5年以上経過した者。 (補助加算)と①・公(3)つい では、令和6年4月1日以降の 転入世帯を対象とする。	【定住促進奨励金】 補助対象者に該当する移住世帯に対して奨励金を交付する。	(補助額) 1 移住世帯の構成員が1人の場合は10万円、2人以上の場合は20万円を予算の範囲内で交付する。 (補助加算) 2 令和6年4月1日以降に転入した世帯が次の要件に該当する場合、前項に規定する額に当該要件に応じた額を加算する。 (池本市に転入した日時点で世帯員に中学生以下の子どもがいる場合・子ども一人しつき10万円(ただし、1世帯3人を上限とする。) 2本市に転入した日時点で本渡都市計画区域外の地域に居住する場合世帯に、10丁等を活用したテレワークを行う者がいる場合であって、本市を生活の影移住で帯に、10丁等を活用したテレワークに限る。)を引き続き行う場合(ただし、所属先企業等からの業務)化丁等を活用したアレワークに限る。)を引き続き行う場合(ただし、所属先企業等から当該移住者に資金提供されている場合を除く。) 世帯につき20万円 (併給の禁止) 3 奨励金は、1移住世帯につき1回限りとし、移住支援金(東京23区移住・就業・起業型との併給は認めない。 (交付方法) 次に「掲げる転入時期に応じて、補助額に相当する市内で使用できる地域通貨を交付するものとする。・令和5年4月2日から令和6年3月31日までの間に転入したとき。商品券	日から起算して3 か月以上1年以 内の期間(対象期間の末日の場合は、その前日までの休日 でない日とする。)	(1) 申請者の誓約・承諾書 (2) 世帯全員の分の住民栗の写し (3) 世帯全員の分の戸籍の附栗等 (4) 納稅証明書等 (5) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し (6) 世帯にテレワークを行う者がいる場合は就業証明書	-		詳細については、「天草市移 住・定住促進支 援補助金文付要 領」に基づく。
		・空き家等情報パンクに登録してある空き家を所有している者又は購入及び賃借した者 ・令和6年4月1日以降、財活おまくさ(天草市市有財産利活用サイト)に掲載された売却が可能な建物(レッドソーンを引きなどを)を記させます。	【空き家活用事業費補助金】 補助対象者が行う、空き家の給排水施設、風呂、台所、便所、屋根等改 修及び家財道具の搬出、処分	・令和6年4月1日以降に転入したとき 天草のさり一(商品券と併用可) (補助対象経費) 左記の改修等に係る費用 (補助率等) 補助対象経費の2分の1以内で、100万円を上限として、予算の範囲内で市長が定める 超とする。 ただし、家財道具の搬出、処分のみの場合は補助対象経費の2分の1以内で、20万円を 上限とする。	事業実施前	(1)事業計画書 (2)収支予算書 (3)見積書の写し (4)図面及び現況写真 (5)監約・承諾書 (6)所有者等が確認できる書類又は確認書 (7)社民票の写し (8)世帯全員の分の戸籍の附票等 (9)納稅証明書等 (10)契約書の写し	の日が休日の場 合は、その前日	(2)収支決算書 (3)請求書及び領収	詳細については、下文では、下文では、下文では、下文では、下文では、下文では、下文では、「大学では、「ない、」」」は、「ない、「ない、「ない、」」は、「ない、「ない、」」は、「ない、「ない、」」は、「ない、「ない、」」は、「ない、「ない、」」は、「ない、「ない、」」は、「ない、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ないい、」は、「ないい、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ないい、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ないい、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、いい、いい、」は、「ない、」は、いい、は、いいい、は、いい、は、いい、は、いい、は、いい、は、いい、
	県、東京都及び神奈 川県をいう。)から本 市内への移住・定住	移住元が東東23区の在住者又は過勤・適学者に値近1 今和元年10月16日以降に 今和元年10月16日以降に 今和元年10月16日以降に 本市に移住し、次のいが り場が支援金の対象として マッチングサイトワンストッ ブジョブサイト(まもと)に指 献している第本の数素先に係る起来文の数素先に係るが 22 県が行身記業支援金の文が (2) 県が行身記業を受けたの者 (3) 地方割た手の一のク想に より移住し、テレワークにて 移住元での業務を引き続き 将している第一位の意思に より移住し、デレアークにて 移住元での業務を引き続き イラ着 (4) ブロエッシュナル人材事 グ事業を利用して就来した者	【移住支援金(東京23区移住・就業・起業型)】 支給対象者に該当する転入世帯に対して移住支援金を交付する。	(支援額) 定住世帯の構成員が2人以上の場合は1,000,000円、1人の場合は600,000円とし、予算 の範囲内で交付する。 支援金は、1定住世帯につき1回限りとする。 【子育 た加算】 18歳未満の世帯員に対し、1人100万円を支給(人数の上限なし)	日から起算して3 か月以上1年以 内の期期期間の末 が3月1日なる月31日となる日 合は、2月28日 合は、2月28日 で、それ以外期間 の末日(それらの 場合は(それらの 場合は(それらの	(1) 提示により申請者の本人確認ができる書類(写 真付き身分証明書等) (2) 申請者の密約・同意書(様式第1号別紙1) (3) 本市に転入後の世帯全員の分の住民票の写し (4) 移住元での在住地、在住期間(移往直前15年 分)を確認できる世帯全員の分の書類(移往元の 住民票の除票の写し、戸籍の附票等) (5) 市税等の滞納がないことが確認できる世帯全員 (18歳以上)の分の書類(納税証明書等) (6) 前各号に掲げるもののほか、各区分に応じて 市長が必要と認める書類	-	-	支援を年から、 支援を年からなど、 がらからなど、 がらかなど、 がらかなど、 がした。 がした。 がした。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
地域おこし 協力隊活 動推進事 業	天草市地域おこし協力隊員(以下「協力隊員」という。)の円滑な活動推進を図る。		【地域おごし協力隊員活動支援助成金】 協力隊員が行う地域協力活動	(助成対象経費) 協力隊員が行う地域協力活動のために必要とする経費	事業実施前		年度末		詳細について は、「天草市地域 おこし協力隊員 活動支援助成金 交付要領」に基 づく。
特定地域づくり事業	協同組合の円滑な事 業の推進により、各	地域人口の急減に対処する ための特定地域づくり事業の 推進に関する法律(以下 「法」という。)に基づき、交付 金の申請年度中に無本県知 事の認定を受ける見込みの ある事業所の代表者	【特定地域づくり事業推進交付金】 法第2条第3項に定める特定地域づくり事業協同組合が行う、法第2条第4 項に定める特定地域づくり事業	補助対象事業に要する経費のうち、別途定める「天草市特定地域づくり事業推進交付金 交付要領」に定める額	事業実施前	特定地域づくり事業協同組合の当該事業年度の収 支予算書、事業計画書	以内又は交付決定のあった年度	特定地域づくり事業 協同組合の当該事業 年度の収支決算(見 込)書、事業報告書	詳細について は、「天草市特定 地域づくり事業推 進交付金交付要 領」に基づく。

事業等 の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書 提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
線運行維	地域において生活交通に必要なバス運行 の確保を図る。	乗合バス事業者	[地方バス運行特別対策補助金] 天墓市内において、地域大文通循保維持改善事業費補助金交付要綱 (以下「国要綱」という。)第10条の規定により補助金の交付対象となった 系統を除き連行される乗合バス連行事業 (補助対象期間) 前年10月1日から9月30日まで	(補助対象経費) 補助対象経費: 補助対象指示系統ごとの補助対象経常支出(下記の式により計算して得られた額)と経 常収入の差額の合計額 補助対象期間の補助対象事業者のバス事業の経常支出/当該系統の補助対象期間 の実車全走行キロ×当該連行系統の補助対象期間における実車走行キロ(天革市に 係る分)	事業実施前	運行計画書	11月15日	地方バス運行特別対 策補助金交付申請書	
				(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額					
地域公共 交通運行 事業		第183号)第3条第1号イの一 般乗合自動車運送事業又は 同法第21条第2号の規定に	【御所浦地域乗合自動車運行補助金】 補助対象相が行う、御所浦地域における乗合自動車運行事業 (補助対象期間) 4月1日から翌年3月31日まで(ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号)に規定する休日、土曜日の運行は、補助対象 外とする。)	(補助対象経費) 1 補助対象期間における乗合自動車の運行に係る経費から収益額を差し引いた額 2 収益額は、乗車連賃に乗車人数を乗じた額とする。 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	1 停留所及び運行時刻を示した運行計画書 2 停留所の位置及び運行経路を示した地図 3 補助対象期間における運行に係る経費及び収益見込額を算定した計算書	年度末	御所浦地域乗合自動 車運行状況報告書及 び収益金総括表	
イン運航対	天草エアラインの安 定運航を維持し、天 草地域等の振興を図 る。	天草エアライン株式会社	[天草エアライン機材維持養補助金] 天草エアラインの機材維持事業 (補助対象期間) 4月1日から翌年3月31日まで	(補助対象経費) 1 航空機の重整備に係る経費 2 航空機のランディングギアの交換に係る経費 3 航空機のフルベラの交換及びオーバーホールに係る経費 4 航空機の投水構造校査に係る経費 5 航空機のエンジンの整備に係る経費 6 その他航空機の整備に係る経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	機材整備等計画書	年度末	1 整備又は部品等取付完了を確認する書類 2 整備又は部品購入等契書等の写し、3 整備又は部品購入等に係る費用の額を確認する書類	は、「天草市天草 エアライン機材維 持費補助金交付
	天草エアラインの利 用促進により、天草 地域の振興を図る。	天草エアライン株式会社	【天草エアライン利用促進補助金】 天草エアラインの利用促進及び新たな利用者の掘り起こしに係る事業	(補助対象経費) 1 天草市民で天草エアラインを利用したことがない人等への運賃助成に係る経費 2 天草市内の小学校、中学校及び高校の児童又は生徒を対象にした体験搭乗に係る 経費 3 天草市出身者が利用した場合のふるさと割引に係る経費 4 その他の利用促進策として市長が必要と認める経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	利用促進事業計画書	事業終了後速やかに	1 利用者名簿又は 利用者が分かる書類 2 対象事業ごとに経 費が分かる書類	は、「天草エアラ
御所浦定 期航路 興事業	御所浦地域において 住民生活に必要な定 期航路に係る運賃負 担を軽減することによ り、住民の福祉の向 上を図る。	御所浦地域の港を発着地と する航路事業者	【御所浦定期航路運賃割引事業補助金】 補助対象者が行う、御所浦地域の定期航路に係る運賃負担の軽減を目 的に実施される事業	(補助対象経費) 御所浦定期航路の旅客及び車両運賃 (補助額) 運賃割引補てん費に、利用人数及び利用台数を乗じて得た額とし、予算の範囲内で市 長が定める額	事業実施前	航路事業者の会計年度における直近の運賃収益 及び利用実績表	年度末	利用人員及び利用台 数を証明する書類	詳細について は、「天草市御所 浦地域を定期 連賃割引事業補 助金交付要領」 に基づく。
路運航対		市内に事務所を有する海上 タクシー航路事業者等	【御所浦・水俣航路対策事業補助金】 御所浦町の本總進、嵐口基及び横浦港と水俣市の水俣港とを結ぶ航路 を運航する事前予約制の乗合海上タクシー運航事業 (補助対象期間) 4月1日から翌年の3月31日まで	(補助対象経費) 1 乗合海上やケシーの運航経費から収益額を差し引いた額、運航に伴い必要となる事務経費及び市長が特に必要と認める経費 2 運航経費(1往復当たり20,000円を上限とする額とする。)から収益額を差し引いた額については、1日当たり60,000円を上限とする。 3 収益額は、乗船運賃に乗船分数を乗じた額とする。 4 乗船運賃は、乗船通買に乗船分数を乗じた部とする。 5 平成は、乗船運賃に乗船分数を乗じた部とする。 5 運航に伴い必要となる事務経費の額は、別に定める算出方法により算出した額を上を下限として定めた額とする。 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	補助対象期間における運航経費及び乗船料金計 算書	年度末		詳細について は、「御所所・ 、保 の は い は い は い い の 会 海 上 タ り 会 会 海 上 の 会 海 は の 会 海 は の 会 っ を 、 の 会 の 会 を 会 を ら を ら を る を る く の を る く の く の ら 、 と 、 と る く る く る く る く る く る く る と る と る と る
	くり支援課								
推進交付	自治活動、地域コミュ ニティの活性化及び 住民と行政の協働に よるまちづくりの推進	天草市まちづくり協議会の登録に関する要綱の規定により登録されたまちづくり協議 会	まちづくり協議会、地区振興会が実施する事業	(補助対象経費) 対象事業の実施に要する経費で報酬、職員手当、賃金、報償費、旅費、交際費、需用 費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、負担 金、補助金及び交付金	事業実施前	事業ごとの収支予算書	事業終了後速やかに	事業ごとの収支決算書	詳細について は、「まちづくり推 進交付金交付要 領」に基づく。
	を図る。			(補助額) 各協議会の区域に係る人口及び高齢化率、管轄する面積を基準として算出した額を予算の範囲内で交付する。					

事業等 の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書 提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
まちづくり	し、地域の自立及び 個性ある生き生きとし	1 天草市まちづくい協議会 の登録に関する要補の規定 により登録されたまちづくい 協議会 2 1を構成する地区振興会 3 2を構成する任意の地域 分 4 行政区	1 地区振興計画に基づ(事業 2 まちづり計画に基づ(事業 3 地域の課題解決及び活性化のために行う公益的な事業	(補助対象経費) 対象事業に直接要する経費 (補助率及び補助限度額) 1 地区振興計画推進事業 補助率 1年目:90%以内 2年目:70%以内 3年目:50%以内(ただし、1年目:70%以内 2年目から経費を要する本格的な事業に着手する場合には、1年目:70%以内 2年目:90%以内 3年目:50%以内とすることができる。) 補助限度額 1年毎:100万円 2 まちづくり計画推進事業 補助限度額 1年日:150万円 2年目:120万円 3年目:90万円 3 地域自治活動支援事業 補助率 80%以内 補助限度額 20万円 (交付期間) (交付期間) (交付期間)	事業実施前	地区東原計画推進事業及びまちづり計画推進事業 業については下部の添付書類を求める。 1 まちづくり計画または地区振興計画 2 予算に係る見積書 3 後年度が、当年度含み4箇年)の収支予算書 4 事業実施スケジュール 5 交付金券で後の活動計画 6 実積資料(2年目以降のみ)	事業終了後速やかに	事業の経過及び成果を証する書類等	詳細について は、「まちづくり チャレンジ支援交 付金交付要領」 に基づく。
ふるさと応 援交付金 事業	地域づくり活動を支援していくことにより、地	天草市まちづくり協議会の登録に関する要綱の規定により登録されたまちづくり協議会又は協議会を構成する地区振興会	まちづくり協議会、地区振興会が実施する事業	(補助対象経費) 1 まちづくり協議会又は地区振興会の運営及び事業の実施に要する経費 2 後年度の運営及び事業のために積み立てる経費 (補助額) 天草市ふるさと応援寄附条例に基づき、まちづくり協議会又は地区振興会を指定して寄 附された寄附金の額	ふるさと応援寄 附金の収入後速 やかに		年度末	基金調書	詳細について は、「天草市ふる さと応援交付金 交付要領」に基 づく。
自治公民館等整備費補助金	自治活動の振興発展 を図る。	自治公民館の新築、購入、 増築、改築、移築及び改修と 駐車場の整備並びに運動広 場の造成を行う団体	補助対象者が行う、自治公民館の新築、購入、増築、改築、移築及び改 修と駐車場の整備並びに運動広場の造成	(補助対象経費) 対象事業の実施に要する経費で事業費が30万円を超えるもの (補助率及び限度額) 事業費に100分の50を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り 持てるものとする。)以内の額とし、250万円を限度額とする。ただし、行政区が統合する 際の自治公民館の新築については、750万円以内の額をもって補助金の額とする。	事業実施前	1 工事見積書の写し 2 平面図 3 配置図及び付近見取図 4 立面図(新築のみ) 5 駐車場及び運動広場にあっては、用地の売買 契約書又は賃貸借契約書の写し 6 工事契約書の写し(契約後速やかに) 7 整備対象の現況写真	事業終了後速やかに	1 整備対象のしゅん 工写真 2 請求書又は領収 書の写し	詳細について は、「天草市自治 公民館等整備補 助金交付要領」 に基づく。
自治公民館等整備費補助金【令和7年8月豪雨災害】	自治活動の振興発展 を図る。	令和7年8月豪雨により被災 した自治公民館等の地域コ ミュニティの場として利用され ている施設を復旧及び改修 を行う団体	補助対象者が行う、自治公民館等の地域コミュニティの場として利用されている施設の復旧及び改修	(補助対象事業) 対象事業の実施に要する経費で事業費が30万円を超えるもの (補助金の額) 事業費に3分の2を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)いないの額とし、250万円を限度額とする。	事業実施前	1 工事見積書の写し 2 平面図 3 配置図及び付近見取り図 4 工事契約書の写し(契約後速やかに) 5 整備対象の現況写真	事業終了後速やかに	1 整備対象のしゅん 工写真 2 請求書又は領収 書の写し	詳細について は、「天草市自治 公民館等整備事 業補助豪「令和7 年8月豪雨災害】 交付要領」に基 づく。
コミュニティ助成事業	地域の連帯感の醸成 及び住民自治の向上 を図る。	自治総合センターが定める 実施受機等(以下この項にお いた受機等はいう。)の 規定による者	1 一般コミュニティ助成事業 2 地域づくり助成事業(活力のある地域づくり助成事業)	(補助対象経費) 事業の実施に要する経費の総額以内。ただし、実施主体が負担金等を徴する場合は、総額から負担金等収入を除いた額。 (補助額) 助成金は、1件につき次の額で10万円単位とする。 1 一般コミュニティ助成事業 100万円から250万円まで 2 地域づくり助成事業(活力のある地域づくり助成事業) 200万円まで。	事業実施前	別要欄等の規定による必要書類	事業終了後速やかに	別要綱等の規定によ る必要書類	詳細については、「天草市コミュニティ助成事業補助金交付事情」及び「コミュニティ助成事業力の成事業を要綱」に基づく。
防犯灯整 備事業	地域の安心と安全を 確保する。	市内の行政区	【防犯灯設置費補助金】 補助対象者が行う防犯灯の整備	(補助対象経費) 防犯灯の設置経費 (補助額) 1 電柱共架の場合は上限23,000円 2 自立柱の建柱による場合は上限70,000円	事業実施前	1 見積書の写し 2 設置予定箇所図	事業終了後速やかに	1 領収書の写し 2 完成写真	詳細については、「天草市防犯 灯設置費補助金 交付要領」に基 づく。
交通安全 協会補助 金		1 天草地区交通安全協会 2 牛深地区交通安全協会	1 交通安全運動の推進 2 交通安全思想の高揚 3 交通安全思想の清掃 4 街頭交通指導	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	年度開始後速やかに	事業内容の分かる資料(総会資料等)	年度末	事業報告書及び決算 書	
防犯対策 事業	市民が安心して暮ら せるまちづくりを推進 する。	防犯ポランティア団体、自治 会、学校PTA及びこれらに準 じる団体	【防犯カメラ設置補助金】 補助対象者が行う、地域の安心・安全と犯罪の未然防止を図るための防 犯カメラの整備に係る事業	(補助対象経費) 防犯カメラ購入及び設置に係る経費 (補助額) 補助対象経費に100分の50を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)以内の額とし、100,000円を上限とする。	事業実施前	1 見積書の写し 2 防犯カメラの仕様書/カタログ 3 設置予定箇所図 4 設置場所の現況写真	事業終了後、速やかに	1 領収書の写し 2 防犯カメラ設置後 の現況写真 3 防犯カメラで撮影 した画像	詳細について は、「天草市防犯 カメラ設置費補助 金交付要領」に 基づく。

事業等 の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請 添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告 添付書類等	備考
男女共男女共同参事業	同参画課 男女共同参画の研修 に意欲を持って参加 する市民に対し、研修 費用の一部を補助することで、地域の核と なるリーダー(人材) を育成する。	を持って参加する市民	[男女共同参画リーダー育成補助金] 1 県が主催する男女共同参画社会づくり地域リーダー育成事業 2 その他市長が必要と認める事業	(補助対象経費) 参加負担金及び旅費 (補助額) 補助対象経費の額(国又は果からの補助金等がある場合は、補助対象経費の額から当 該補助金等の額を差し引いた額)の2分の1以内とし、1人当たり50,000円を限度とする。	研修参加前	開催要項、参加決定が確認できる書類	事業終了後速やかに		
市民活動業	公益団体の自立促進 を図るとともに、市の 及び市との協働のま ちづくりを推進する。	次の全てに該当する団体 1 市内に事務所又は事務所 棚能を有する拠点があること。 団体の活動範囲に天草 市が含まれること。 は法人科を有しない団を対して、 は法人科を有しない団を対して、 は活力等がの得数に関して、不当な条件を付して いないこと。	【市民活動支援事業補助金】 補助対象となる市民活動団体が行う事業(主に天草市内で実施されるものに限る。)で、次に掲げる事業を対象とする。 1 スタート事業 市民活動団体が、活動意欲の向上や基盤づくりのために行う公益的な事業 2 ジャンプアップ事業 1年以上活動している市民活動団体が、自らの資質を向上させ、その活動を拡大させるために行う公益的な事業 (補助対象外事業) 1 先進地等の視察、各種会議又は講演会への出席及び人的な交流を主たる目的とする事業 2 事務所等の健設、改修又は維持管理若しくは物品の購入を主たる活動目的とする事業 3 団体の主たる活動とは関係ない物品販売、コンサート、発表会及び展示会等の事業	(補助対象経費) 人件費及び備品購入費の補助対象経費は、それぞれ補助対象経費総額の2分の1 の額を超えないものとする。 1 人件費 2 報償費 3 旅費 6 使用料 7 原材料費 6 使用料 7 原材料費 8 備品購入費 8 備品購入費 9 での他(市長が必要と認める経費) (補助剤) 終経費の4分の3以内(2年目は2分の1以内)の額とし、予算の範囲内とする。 (2) スタート事業は上限20万円、ジャンプアップ事業は上限100万円とする。 (補助回数) 1団体に対しし会計年度1回限りとし、継続して行う場合は2年を限度として補助を受けることができる。	事業実施前	1 事業計画書 2 収支予算書 3 規約、定款、会則等	事業終了後速やかに	1 事業実績書 2 収支決算書 3 領収書等の支払 いが確認できる書類 の写し	詳細について は、「天草市市民 活動支援事業補 助金全付要領」 に基づく。
出会い応縁事業	え合うパートナーづく	団体等、又は公益を書する おそれのある団体等は、補 助金の交付の対象としない。 1 結婚のための活動を支援 及び推進する団体 2 天華市内に事務所又は 事務所機能を有する拠点が ある団体	1 補助対象事業は、18歳以上の独身男女に健全な出会いの機会を提供する講演会、イベント、交流会等(以下「交流イベント等」という。)とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 交流イベント等の参加者は、原則として10人以上とすること。 (2) 参加者の募集は、広岐的こ公募することとし、男女同数を目標に募	(補助対象経費) 1 報信費 2 消耗品費 3 燃料費 4 日制製本費 5 通信費 6 広告料 7 保験料 8 使用料及び賃借料 9 その他(市長が必要と認める経費) (補助額) 1回5万円を限度とし、1年度につき10万円を限度とする。	事業実施前	1 事業計画書 2 収支予算書 3 規約、定款、会則等	事業終了後速やかに	1 事業実績書 2 収支決算書 3 収支収事書 3 が確認できる書類 の写し	詳細については、「天東市社会 い応縁事業補助 い応縁事業補助 基づく。
総合型地 域スポーツ	ツ振興郡 地域住民が主体的に 運営する総合型や域 スポーツクラブを育成 することで、生涯ス ポーツ社会の実現を 図る。	総合型地域スポーツクラブ	総合型地域スポーツクラブが行う活動	(補助対象経費) 1 事業運営費 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予集の範囲内で市長が定める観	総会終了後速やかに	実施要項等	年度末	1 事業経費の実績 がわかるもの 2 活動状況写真	
競技スポーツ推進事業	陸上競技者の育成及 陸強化並びに競技人 口の底辺拡大の推進 並びに見るスポーツ を通じて市民スポーツ の振興及び地域の活 性化を図る。	熊日駅伝大会に出場する天 草市チーム選手団及び(株) 熊本日日新聞社	【熊日駅伝大会補助金】 1 熊日駅伝大会出場に係る活動 2 熊日駅伝大会開催に係る活動	(補助対象経費) 旅費、需用費、役務費、使用料又は賃借料、大会参加費、選手強化費、負担金 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	大会要項等	事業終了後速やかに	1 出場状況写真 2 大会成績等実績 がわかるもの	
	広く市民の間にスポーツを普及し、健康 増進とスポーツ精神 の高揚を図り、豊かな 市民生活の進展に寄 与する。	(一社)天草市スポーツ協会 及び加盟する競技団体	【県民体育祭出場補助金】 1 熊本県民体育祭の出場に係る活動 2 熊本県民体育祭の出場に向けた選手強化に係る活動	(補助対象経費) 旅費、需用費、役務費、使用料又は賃借料、大会参加費及び選手強化費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	大会要項等	事業終了後速やかに	1 出場状況写真 2 大会成績等実績 がわかるもの	

事業等 の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書 提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
	スポーツの国際大会 等への出場を目指す 本市出身選手の競技 カ向上と併せてス ボーツ選手の指導者 養成を図る。	(一社) 天草市スポーツ協会	【トップアスリート育成事業補助金】 (一社)天草市スポーツ協会が選考した指定選手及び指導者育成の活動	(補助対象経費) (1) 旅費 (2 通費、宿泊費等) (2) 需用費 (消耗品費、印刷製本費、食糧費等) (3) 役務費(通信連繳費、保険料、手数料等) (4) 使用料及 (2 質情料(物品・安場・車両借上料、通行料・駐車料等) (5) 負担金 (受講料等) (6) 大金参加費 (7) 選手強化費 (8) 受講料(受講費用、受講時の資料等) (9) 前各号(上掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの (補助観) (1) 指定選手及び、指導者のうち日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度のコーチ 3-4、教師及び上級教師の資格を取得するものは、(一社)天草市スポーツ協会が補助する額の1/2とし、1人当たり上限を5万円とする。 (2) 指導者のうち日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度のコーチ1・2の資格を取得するものは、受講費のコーチ1・2の資格を取得するものは、受講者のコーチ1・2の資格を取得するものは、受講費用及び資料等に係る額の1/2とし、1人当たり上限を2万円とする。	審査会終了後連やかに	対象者名簿等		1 事業経費の領収 証2 大会、強化練習会 及び講習会等の資料	「天草市トップア スリート育成事業
	本市において普及していないスポーツを 対象に、競技の定着 と普及振興を図り、地 域活性化につなげ る。	少なく、市民に広く普及して いない競技を行う者で構成す	【スポーツステップアップ支援事業補助】  1 天草市民に定着していないスポーツ定着化の取組み  2 市民の健康づくりを促進する取組み  3 障がいのある人が参加できるスポーツの取組み  4 天草の海洋資源等を活用したスポーツの取組み  5 市外から訪れる人との交流につながるスポーツの取組み  6 地域産業・連携したスポーツの取組み  7 スポーツを活かした青少年育成につながる取組み  8 スポーツを活かした手少年育成につながる取組み  9 上記のほか、地域の特色を活かした先進的なスポーツの取組み	(補助対象経費) 対象事業に直接要する経費。 (補助率及び補助限度額) 1 補助率 基準補助率 50% ※補助対象事業実施項目3項目 35に「補助対象事業項目を1項目実施する毎に5%加算し上限を80%とする。 2 補助金の額は、次のとおりとし、予算の範囲内で交付する。 補助金限度額 1年目:500千円、2年目:350千円、3年目:150千円。 ただし、対象事業において、出場選手または参加者が100人を超えるスポーツの競技 会、若し代スポーツ大会を開催する場合には、1年目:750千円、2年目:500千円、3年 目:250千円	事業実施前	スポーツステップアップ支援事業計画書	かに	1 スポーツステップ アップ支援事業報告 書 2 事業の経過・成果 を証する書類等	は、「スポーツス テップアップ支援
				(補助期間) 3年を限度。					
会等開催	交流人口の増加と地域の活性化及び国際 交流と競技力の向上 に寄与する。	天草宝島国際トライアスロン 大会実行委員会	【トライアスロン大会補助金】 天草宝島国際トライアスロン大会の開催に係る運営費	(補助対象経費) 1 事業運営費 2 事務経費(際再、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	大会要項等	事業終了後速やかに	1 開催事業実施状 況写真 2 大会成績等実績 がわかるもの	
	マラソン大会等の開催により、交流人口の増加及び地域の活性化並びに青少年健全育成を図る。	各大会実行委員会	【マラソン大会等補助金】 天草で開催される次のマラソン大会等の運営費 1 詹岳えびすマラソン大会	(補助対象経費) 1 事業運営費 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	大会要項等	かに	1 開催事業実施状 況写真 2 大会成績等実績 がわかるもの	
	より、スポーツの振興		【スポーツ大会開催補助金】 補助対象者が含まれる団体が市内で実施するスポーツ大会開催事業	(補助対象経費) 1 報信費(謝金等) 2 旅費(交通費、宿泊費等) 3 需用費(消耗品費、印刷製本費等) 3 需用費(消耗品費、印刷製本費等) 5 使用料及び賃售料(物品・金塊・車両借上料、通行料、駐車料等) 6 その他市長が適当と認めるもの、公食糧費(役員・審判・補助員用の弁当代お茶代除く。)、賞品代及び温泉使用料は対象外とする。 (補助額) 総事業費から繰越金及び会費等の収入を控除した額又は補助対象経費総額のいずれか低い額の2分の1の額(その額が10万円を超えるときは、10万円)とし、予算の範囲内で交付する。ただし、本市以外の団体等からの補助、協賛等により総事業費に不足が生しない場合は支付にない。	事業実施前	大会要項等	事業終了後1月以内	1 事業経費の領収 書 2 開催事業実施状 3 参加者名簿 4 大会成績	詳細については 「天草市スポーツ 大会開催補助金 交付要領」に基 づく。
ポーツ推進	市民の競技力向上、 スポーツ人口拡大、 専門的指導者及びス ポーツクラブ育成補 助	(一社)天草市スポーツ協会 及び加盟する競技団体	【スポーツ教室・講習会開設補助金】 補助対象者が実施するスポーツ教室又はスポーツ講習会の開催に係る 経費	(補助対象経費) 1 事業運営費 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予葉の範囲内で市長が定める額	事業実施前	実施要項等	事業終了後速やかに	1 開催事業実施状 況写真 2 開催資料等実績 がわかるもの	

事業等 の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書 提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
	御所浦地域振興策の 一環として、児童の社 会体育クラブ選択の 機会を保障する。	保護者会	【御所浦地域社会体育クラブ送迎費用補助金】 社会任育活動において、側所瀬地域内以は御所浦地域から倉岳間の児 童送迎のために利用する定期船又は海上タクシーに係る経費を補助	(補助対象経費及び補助額) 社会体育活動において、御所浦地域内又は御所浦地域から倉岳間の児童送迎のため に利用した定期船及び海上タウシー料金とする。	事業実施前	活動計画書	事業終了後速やかに	2 交付要領第6条に	は、「御所浦地域 社会体育クラブ 移動支援補助金 交付要領」に基
スポーツ協会補助金	(一社)天草市スポーツ協会の運営を支援することで、社会体育の振興を図る。	(一社)天草市スポーツ協会	(一社)天草市スポーツ協会の運営費	(補助対象経費) 事務局の運営費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに	総会資料	年度末	事業経費の実績がわ かるもの	
ミッション推		各種大会及び合宿の主催者 又は主管者等	【大会・合宿等誘致推進事業補助金】 大会等及び合宿に伴い、市内の宿泊施設(研修施設及び合宿所を除 く。)に宿泊をする場合、次の要件で延べ宿泊数に応じて補助金を交付す る。 (交付要件) ・本渡地域以外・・宿泊延べ人数15人以上の場合、宿泊延べ人数に応じ て交付する(加撃金おり)。 ・本渡地域・・・宿泊延べ人数25人以上の場合、宿泊延べ人数に応じて交付する。	(補助要件及び補助額) 1 本渡地域以外に延べ15人以上宿泊する場合 宿泊運へ及数×1,000円及び1申請当たり10,000円の宿泊地域加算額 2 本渡地域に延べ25人以上宿泊する場合 宿泊運へ及数×1,000円 ※本渡地域及び本渡地域以外の合計が25人以上の場合、宿泊運べ人数×1,000円。こ のうち、本渡地域以外の宿泊運べ人数が15人以上の場合、10,000円の宿泊地域加算 額を加算。 ただし、1,000,000円を上限とする。 この場合において、同一期間の大会や合宿については、1団体につき1申請とし、期間や 宿泊場所を分けて申請することは認めない。 予算の範囲内で交付する。	事業実施前	市内宿泊施設への予約が確認できる書類	事業終了後速やかに	市内宿泊施設への宿泊が確認できる書類	詳細については、「大会・合宿 は、「大会・合宿 等誘致事業補助 金交付要領」に 基づく。
	うスポーツ大会の開 催により、交流人口	市内の住民もしくは(一社)天 草市スポーツ協会(加盟す る競技団体が構成員となる 実行委員会等	[スポーツ大会等事業規模拡大補助金] 1 補助対象者が含まれる団体が市内で実施するスポーツ大会のうち、 新規に開催するスポーツ大会を表しくは、既存のスポーツ大会においては 直近の大会における大会関係者の延べ宿泊者数が25人に満たない大会 で、市内の宿泊施設(研修施設や合宿所は除きます。)にスポーツ大会 の関係者が遅べ25人以上宿泊する大会等の開催 2 補助対象者が含まれる団体が市内で実施するスポーツ大会のうち、 既存のスポーツ大会において、直近の大会における関係者の延べ宿泊 者数が25人以上あったものについては、市内の宿泊施設(研修施設や合 宿所は除きます。)に直近の大会を上回る人数のスポーツ大会関係者が 福泊する大会等の開催	(補助対象経費) 1 需用要(資杯等)※優勝、入賞等の要賞品として参加者(団体)に授与されるもので、 次の大会以際に持ち周りができるもの 2 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 補助金の額は、対象経費の購入にかかる費用で5万円以内とする。	事業実施前	市内宿泊施設への予約が確認できる書類等	事業終了後1月以内	市内宿泊施設への宿泊が確認できる書類 等	詳細については 「天草市スポーツ 大会等事業規模 拡大補助金交付 要領」に基づく。
■ 健康福	祉政策課								
民生 <b>委委推</b> 員員進	員の活動を促進し、 地域福祉の増進を図 る。	議金	民生委員児童委員協議会活動の推進	(補助対象経費) 協議会の活動経費のうち民生委員・児童委員の資質の向上のための研修会に係る経 費並びに情報収集及び資料作成に係る経費等協議会の活動の強化に要する経費及び 民生委員・児童委員活動を広くPRするための活動に要する経費 (補助額) 1 1単位民生委員・児童委員協議会活動推進費(均等割)250,000円 2 1単位民生委員・児童委員協議会活動推進費(均等割)250,000円×委員数 3 熊本県早生委員・児童委員協議会活動推進費、数割)6,600円×委員数 4 民生委員・児童委員協議会自担金 5,100円×委員数 4 民生委員・児童委員手帳代 700円×委員数	5月31日		年度末		
戦戦族事 傷 り り 等業	戦没者遺族の福祉の 向上を図る。	天草市内の遺族等で組織す る遺族会	[遺族会補助金] 1 熊本県遺産合会が実施する熊本県戦没者追悼式参列事業 2 その他当該団体の活動	(補助対象経費) 1 事業運営費 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) (補助額) 総事業費から前年度繰越金及び会費等を控除した額又は補助対象経費のいずれか低い額(千円未満切り捨て)とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。	総会終了後速やかに		年度末	1 熊本県遺族連合 会が実施する熊本県 戦没者追悼式参列事 業に係る領収書等の 写し 2 天草市の区域ごと に組織する遺族会へ の配分を証する書類 の写し	
天草市福 祉基金助 成金交付 事業	創意及び工夫を凝ら した自主的な福祉活動を促進し、地域福祉の増進を図る。	民間団体、企業及び住民組 機	補助対象者が行う、自主的な福祉活動で次に掲げる事業 1 ボランティア活動の促進に寄与する事業 2 高齢者の保健福祉の増進に寄与する事業 3 障がい者の社会参加及び自立促進に寄与する事業 4 児童福祉の向上に寄与する事業 5 上記に掲げるもののほか、地域福祉の増進に寄与する事業	(補助対象経費) 報酬、報價費、旅費、需用費(懇親会経費等の食糧費を除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費ただし、福祉基金事業を実施することにより得られる収入で支出できる費用は除く。 (助成金の額) 1 対象経費の2分の1以内の額とし、500,000円を限度とする。 2 1により難い事業の性格上、特別な事情がある場合は定額補助とし、300,000円を限度とする。 3 市長が特に必要と認める場合は、500,000円を超えて交付することができる。	事業実施前 (9月末日まで)	1 定款、寄附行為、規約又は会則 2 役員名簿又は会員名簿 3 従前から実施している事業内容がわかる資料 4 申請事業の詳細がわかる資料	から起算して30 日を経過する日	2 領収書等支払いを	は、「天草市福祉 基金助成金交付

事業等 の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書 提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
地域医療	おいて不足している 看護師等を確保し、 地域医療の向上を図 る。 ※看護師等とは医療 機関等において雇用 する助産師、看護師	市内の医療機関等及び支援 関係 、医療機関等とは病院、診 機所、介護保険法及な会生活 者の日常に支援するため。 法律で定める事業所をいう。 ※支援団体とは医師を者の会者 人連線配乗事業所をいう。 後間を発展を表して、 を提供を表して、 を発展を表して、 を発度を表して を発度を を発度を を発度を を発度を を発度を を発度を を発度を を発度を を発度を を発度を を発度を を発度を を発度を を発度を	【看護師等確保対策事業補助金】 次に掲げる電態師等の確保対策に係る経費に対する補助事業とする。 ただし、同一補助対象者の申請は年度1回とする。 1 補助対象者が他の機関が実施する就職説明会へ参加する際に 係る経費 2 補助対象者が行う看護師等職員の資質向上に関する研修等に 係る経費 3 補助対象者が合同で実施する就職説明会に係る経費 4 その他市長が必要と認める事業	(補助対象経費) 事業の実施に必要な経費(報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金(他の機関が実施する就職説明会への参加経費)等) (補助額) 1、2 対象費用の2分の1の額(上限20万円) 3、4 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	実施内容が確認できる書類(実施要項等)	事業の完了の日 から起算して30 日を経過する日 又のは当該年度末 のはずれか早い 日	1 事業経費実績の わかるもの 2 事業状況写真	詳細について は、「天草市看護 師等確保対策事 業補助金交付要 領川に基づく。
		市内の医療機関(市立病院 を除く)のうち、地域周産期中 核病院又は救急告示病院の 指定を受けた医療機関	補助対象者が慢性的に継続する医師不足を解消するため、次に掲げる	(補助対象経費) 補助対象者が招へいする医師が勤務する医療機関と当該補助対象医療機関との間を移動するために必要なタクシー借上料、車賃、航空運賃等 (補助金の額) 年間に要する補助対象経費の2分の1の額とする。	事業実施前	1 補助対象医師が招へい元の医療機関の該当診 療料に動務していることを証明する書類 2 年間動務予定表 3 1往復あたりの旅費所要見込額を確認する書類	から起算して30 日を経過する日 又は当該年度末	1 補助対象医師の 動務実績を証明する 書類 2 補助対象者が支 出した補助対象医師 に係る旅費相当額の 支出状況を確認する 書類	確保支援事業補 助金交付要領」
	交通費補助を行うこと により、帰院の際の 交通手段の確保及び 医師不在時間の短縮 を図る。	救急搬送の際、海上保安庁 へリ等に搭乗する医師が所 属する医療機関	【ヘリ教急搬送支援事業補助金】 海上保安庁ペリ及び防災消防ヘリ、並びに陸上自衛隊ヘリ(以下、「海上保安庁へリ等」という。)による教急搬送へ医師が搭乗した際の帰院に係る交通費を補助	海上保安庁へリ等に搭乗した医師が、搬送先病院から搬送元病院まで帰院する際の交 通費(実費)の全額	事業終了後速やかに	領収書又はその写し	-		詳細については 「天草市へ」教急 搬送支援事業補 助金交付要領」 に基づく。
	あまでメディカルネットで使用する機器で サービー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	天草郡市医師会	【あまくさメディカルネット端末機器整備事業補助金】 あまくさメディカルネットの支援に関する協定書に基づき、参加医療機関 があまくさメディカルネットで使用する機器の購入等に係る経費	(補助対象経費)  1 天草市内に所在する医療機関で新たにあまくさメディカルネットに参加する医療機関  にあって、当該医療機関内に設置する機器(パソコン、高精細モニタ及びセキュリティ関連)の購入費  2 一般社団法人天草郡市医師会立天草地域医療センター(「天草地域医療センター」という。)において、健康診断等の情報を関係医療機関に送信するシステムを導入する際に使用する機器(パソコン、高精細モニタ及び医療連携システムに必要な機器(パソコン、の更新費  4 天草市内に所在する医療機関で既にあまくきメディカルネットに参加している医療機関にあって、当該医療機関内に設置している機器(パソコン、高精細モニタ及びセキュリティ関連)の更新費  (補助額)  上記1及び 補助対象経費の全額(1医療機関あたりの上限252千円)とする。上記3及び4 予算の範囲内で市長が定める額とする。	事業実施前	1 機器を設置する医療機関名及び配備台数一覧 2 機器購入等見積書	事業終了後速やかに	1 機器配備完了を 確認する書類 2 機器購入等契約 書等の写し 3 機器購入等に係る 経費の額を確認する 書類	
		県保健医療計画における天 草二次救急医療施設	【病院群輪番制病院運営費補助金】 病院群輪番制病院の運営	(補助対象経費) 給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等) (補助額) 対象経費の実支出額と基準額(7,780円×病院の診療日数(内科・外科別)合計)のいず れか少ない方の額	かに	事業支出計画明細書	年度末	1 実績明細書 2 患者数調べ	
社会福祉 協議会補 助金	社会福祉協議会の活動を支援し、地域福祉の推進を図る。	社会福祉法人天草市社会福祉協議会	社会福祉協議会の運営	(補助対象経費) 社会福祉協議会の職員の人件費 (補助額) 予事の範囲内で市長が定める額	4月30日		年度末		詳細について は、「天草市社会 福祉協議会補助 金交付要領」に 基づく。
地域福祉推進事業	うボランティア活動事業を支援し、市民の 業を支援し、市民の ボランティア活動の育 成を図る。		【ボランティア活動事業補助金】 社会福祉協議会が行うボランティア活動事業で次に掲げる事業 1、天草市ボランティアとシターの運営費 2 協議会が定めるボランティア活動推進事業助成金交付要項及びボランティア協力校事業助成金交付要項と基づき実施する助成に要する経費	(補助対象経費) 1 天草市ポランティアセンターの運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を 除く。) 2 天草社会福祉協議会が実施する助成に要する経費(交際費、慶弔費及び懇親会経 費等の食糧費を除く。) (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	5月31日		翌年度の4月30 日		詳細について は、「天草市ボラ ンティア活動推進 事業補助金交付 要領」に基づく。
	御所浦地域住民の負 担軽減及び障がい者	御所浦町から障がい者福祉 サービス施設を利用する障 がい者(児)及び付添者	御所浦地域に居住する障がい者(児)が、島外の社会福祉施設等に通所する際に負担する船賃を助成する事業	適所の利用1回につき1,100円(御所浦地域と本渡港を結ぶ航路を利用した場合にあっては1,720円)を上限とする。	日(その日が休	1 市が発行する福祉サービス受給者証又は通所 受給者証の写し 2 船賃に係る領収書	-		詳細については、「天草市障がい者福祉サービス施設通所支援事業実施要領」に基づく。

事業等 の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書 提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
障がい者 等関係団 体支援費	牌が小者の社会参加 の促進機能の向上 を図る。	1 天草市身体障害者福祉 協議会 2 天草市視力障害者福祉 協会 3 天草市聴覚障害者福祉 協会 4 精神保健福祉会天草地 域家族会 5 白い雲の会 6 ひだまりの会 7 その他市長が必要と認め る障がい福祉団体	1 団体の運営補助事業 2 団体が実施する事業(陣がい者の福祉の増進を図る事業に限る。) 3 その他市長が特に必要があると認める軽費	(補助額) 総事業費から繰越金、会費等の収入を控除した額又は補助対象額のうち、いずれか低 い額とし、予算の範囲内とする。	総会終了後速やかに		年度末		
生者接	又は個人の責に帰す べき理由・都合によら ない就業機会の減少 により、離職や廃棄と 原程度の状態なり 経済物に困窮し、住 居を喪失力をおしまり、 にはしたを表した者など れのある者に対し、環 給付金を支給することにより、これらの者 の住居及び数労機会	する者 (1) イ) 離職等又はロ) やむを 得ない休業等により経済的 に困窮し、住居喪失者又は 住居喪失のおそれがある	【住居確保給付金(家賃補助)】 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失又は 要失するおそれのある者を対象として家賃相当分の住居確保給付金を 支給するとともに、自立相談支援機関による就労支援等を行う。	下記の限度額を上限として、月ごとに支給する。ただし、月の世帯の収入が下記の基準 額を超え、収入基準額未満の場合については、次の数式により算定された額とする。 支給額・基準額・実際の家賃額 – 収入額 (限度額) 単単世帯 33,000円/月 3人~5人世帯 43,000円/月 6人世帯 45,000円/月 7人以上世帯 51,000円/月 2人世帯 15,000円/月 3人~7人世帯 140,00円~275,000円/月 (収入基準額) 基準額・家賃額(上記限度額を上限) ※支給期間は、原則3ヶ月とし、一定の要件を満たす場合には、申請により3ヶ月ごとに2 00 最長9ヶ月)まで延長することができる。 ※受給期間が終了後、一定の要件を満たす場合には、申請により3ヶ月ごとに2 20 最長9ヶ月)まで延長することができる。 ※変給期間が終了後、一定の要件を満たず場合には再支給することができる。 ※変給別額が終了後、一定の要件を満たず場合には再支給することができる。	であるが、原則 申請月の月末に 当月支払う家賃 分から支給する ため新規の申請 については毎月	1 住居確保給付金支給申請書 2 住居確保給付金支給申請時確認書 3 入居住宅(関する状立施知書 4 本人確認書類の写し 5 離職状況等に関する中立書又は就業機会の減少に関する申立書、その他離職等又は就業機会の 減少が確認できる書類の写し 6 申請者及び申請者と同一世帯に属する者の収入が確認できる書類の写し 7 申請者及び申請者と同一世帯に属する者の金融機関の遺憾等の写し 8 機関の遺憾等の写し 場合)の写し	1ヶ月以内、以後	1 新書	金の支給に係る 事務の手引き」に 基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請 添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告 添付書類等	備考
子育で	者の死亡又は本本氏としています。 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	する者 (1) 申請者と同一の世帯に属 する者の死亡又は申請者若 には申請者を目一の世帯に属する者の難職、休業等に より世帯収入が着と減少 し、経済的に函商し住居喪火 又は住居喪失のおそれがあ る者。 (2) 世帯収入額が著し減少 した月から2年以内であるこ	【住居確保給付金(転居費用補助)】 同一の世帯に属する者の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する者の離職、株業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居 長失者又は住居喪失のおそれのある者に対し、転居費用相当分の住居 領保給付金を支給することにより、これらの者の家計の改善に同けた支 接を行う。	(対象経費) ・転居先への家財の運搬費用・転居先の住宅に係る初期費用(礼金、仲介手数料、家賃債 務保証料、住宅保険料)・ハウスクリーニングなどの現状回復費(転居前の住宅に係る費用を含む)・建文換費用 ※敷金、契約時に払う家賃、家財や設備の購入費は対象外 (支給額) ・世帯人数別に、以下の金額を上限として実際に転居に要する費用のうち支給対象となる経費 (単身世帯)99,000円(2人世帯)153,000円(3人~5人世帯)129,000円(6人世帯)138,000円(7人以上世帯)153,000円(5人世帯)153,000円(5人世帯)153,000円(5人世帯)153,000円(5人世帯)153,000円(5人世帯)153,000円(5人世帯)153,000円(5人世帯)153,000円(5人世帯)153,000円(5人世帯)153,000円(5人世帯)129,000円(5人世帯)129,000円(5人世帯)129,000円(6人世帯)138,000円(7人以上世帯)153,000円(5人世帯)129,000円(6人世帯)138,000円(7人世帯)153,000円(6人世帯)153,000円	<b>阿迪</b> 萨	1 住居確保給付金史統申請書 2 住居確保給付金申請時確認書 3 入居予定住宅に関する状況通知書 4 本人確認書領の写し 5 世帯の収入額が、申請日の属する月を起点に2 年以内に著しく減少少たことが確認できる書類の写し 6 世帯収入額が著しく減少少ちで、又は申請者苦しくは申請者と同一の世帯に属する者が発亡、又は申請者書しくは申請者と同一の世帯に属する者の事としたことが確認できる書類の写し 7 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のの収入が確認できる書類の写し 8 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のの収入が確認できる書類の写し 10 申請者が多式に対しての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し 10 申請者が事家に居住している場合は、その居住の維持に要する費用(固定資産税、火災保険料等)の月額を対け等家に居住している場合は、その居住の維持に要する費用(国定資産税、火災保険料等)の月額を対している場合は、その居住の維持に要する費用(国定資産税、火災保険料等)の月額を回復費用等)が見込まれる場合は、その額及び内訳が確認できる書類(見積書等)	住宅入居日から7 日以内	1 住居資 保証	
			【私立保育園等整備事業補助金】 該可保育所等の創設、改葉及び修繕等の整備を行う事業	(補助対象経費) 国が定める「就学前教育・保育施設整備交付要綱」に基づき行う事業実施に必要な経 費 (補助額) 国が定める「就学前教育・保育施設整備交付要綱」に基づき算定した額とし、予算の範 囲内の額とする。	事業実施前	1 設計書 2 平面図・立面図 3 見積書 4 工事着工前写真	以内	1 請負契約書の写し 2 エ事等で記録 3 エ事完で完了を確認するための検査 認するための検査 証の写し 5 継続事業の場合 は、出来高を確認できる書類・写真	は、国が定める 「就学前教育・保 育施設整備交付

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
保育支援総合事業	子ども・子育て支援の 充実を図る。	市の区域内にある認可保 育所を運営する社会福祉法 人2 その他市長が必要と認め る子育て支援団体	(保育対策総合支援事業補助金) 1 障害児免人促進事業 2 保育補助強化与業 3 保育体制強化事業 4 安全対策事業 5 ICT化推進事業 6 医療的ケア児保育支援事業	(補助対象経費) 1 障害見受人促進事業 保育所等で障がい。児の受入促進事業を実施するために必要な改修費等 2 保育補助者原足退化事業 保育補助者等の雇上げのために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等 保育支援者の配置に要する費用 4 安全対策事業 保育所等での性機害防止対策のための設備の導入や更新に要する費用 5 にて化性進事業 業務のにて化等を行うためのシステム導入に要する費用 6 医療的ケア児保育支援事業 保育所等で医療的ケア児を受け入れるために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報價費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、受講料 (補助額) 予算の配囲内で市長が定める額とし、国が定める「保育対策総合支援事業養補助金交付要額」の基準額と対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額とする。雇 と強化事業を実施する私立幼稚園については、天草市幼稚園業務補助者雇上補助金 交付要額に必要と額とする。雇	事業実施前	補助金所要額調書	事業終了後1月以内	1 補助金実績精算書2 事業実施の確認ができるもの	詳細についてから は、保証の は、保証の は、保証の は、保証の は、保証の は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
放課後見育成事業	子ども・子育て支援の 充実を図る。	1 市の区域内にある認可保 育所を適営する社会福祉法 人 2 その他市長が必要と認め る子育て支援団体	【放課後児童健全育成事業補助金】 1 放課後児童健全育成事業補助金】 1 放課後児童クラブ環境整備事業(放課後児童クラブの施設整備備品 購入等に係る費用を補助) 2 放課後児童クラブ支援事業(気間後児童クラブの降がい児受入れ、利 用者の送迎、運営支援事業(賃借料補助等)に係る費用を補助) 3 小規模放課後児童クラブ支援事業(児童数が19人以下の小規模な事業所に対する補助) 4 放課後児童立援員等処遇改善等事業(放課後児童支援員等の処遇 改善等に係る費用を補助) 5 放課後児童を労可成支援体制強化事業(支援員の周辺業務を行う 職員の人件費補助) 6 放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)	(補助対象軽費) 国が定める「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき行う事業実施に必要な経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、国が定める「子ども・子育で支援交付金交付要 網」及び「子ども・子育で支援整備交付金交付要綱」の基準額と対象経費の実支出額の 合計額とを比較して少ない方の額とする。	かに	補助金所要額調書	以内	1 補助金実績精算 書 2 事業実施の確認 ができるもの	詳細についてのいた。 は、国が完全では、国のでは、国のでは、国のでは、国のでは、国のでは、国のでは、国のでは、国の
			【故謀後児童クラブ整備補助金】 子ども・子育て支援整備交付金整備事業(放課後児童クラブの創設、改業、及び修繕等の整備に係る費用を補助)	(補助対象経費) 国が定める「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」に基づき行う事業実施に必要な 経費 (補助額) 国が定める「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」に基づき算定した額とし、予算の 範囲内の額とする。	事業実施前	1 設計書 2 平面図・立面図 3 見積書 4 工事着工前写真		1 補助金実績精算 書 2 事業実施の確認 ができるもの は、出発事業の場合 は、出発事業の場合 は、出発事業を真	詳細国については、国では、国では、国では、国では、国では、国では、国では、国では、国では、国で
地域子ども子育て支援事業	子ども・子育て支援の 充実を図る。	1 市の区域内にある認可保育所を運営する社会福祉法人人 人 その他市長が必要と認める子育で支援団体	【延長保育促進事業補助金】 1 延長保育事業(保育所の開所時間の前後に入所児童を預かる費用を補助) 【一時預かり事業補助金】 2 一時預かり事業(家庭内保育中の子どもを一時的に保育所等で預かる費用や、対権國終了後に入園児等を幼稚園で預かる費用を補助) 【病児、病後児保育事業(病気の回復期で保育が必要な子どもを一時的に保育所等で預かる費用を補助) 4 体調不良児対応型(保育園で保育中に園児が微熱を出すなど体調不良児対応型(保育園で保育中に園児が微熱を出すなど体調不良別が応望(保育園で保育中に園児が微熱を出すなど体調不良児がなった場合に、一時的に預かり、保健的な対応等を行う費用を補助。)	(補助対象経費) 国が定める「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づき行う事業実施に必要な経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、国が定める「子ども・子育て支援交付金交付要 網別の基準額と対象経費の実支出額の 合計額とを比較して少ない方の額とする。		補助金所要額調書	事業終了後1月 以内	1 補助金実績精算書 2 事業実施の確認 ができるもの	詳細については、 は、国は、 は、国は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は
特別保育 特業(単独 事業)	子ども・子育て支援の 充実を図る。	1 市の区域内にある認可保 育所を運営する社会福祉法 人2 その他市長が必要と認め る子育て支援団体	【障がい児保育事業補助金】 1 特定障がい児保育事業(保育所での特定障がい児受入に係る費用を 補助) 2 障がい児保育事業(保育所での障がい児受入に係る費用を補助) 3 軽度障がい児保育事業(保育所での軽度障がい児受入に係る費用を 補助)	(補助額)	2月末日	補助金所要額調書	事業終了後1月以内	補助金実績精算書	詳細については、「天草市障害 は、「天草事業補助 見な交付要領」に 基づく。
			【保育所地域活動事業補助金】 1 育児講座・育児仕事両立支援に関する事業 2 小学校低学年児童の受入れに関する事業	(補助対象経費) 育児請座、食育等の開催及び小学校低学年児童受入れの事業の実施に必要な経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、基準額と対象経費の実支出額の合計額とを比較 して少ない方の額とする。 (基準額) 1 育児講座・育児仕事両立支援に関する事業 1箇所上限100,000円 2 小学校低学年児童の受入れに関する事業 1箇所500,000円	事業開始後速やかに	補助金所要額調書	事業終了後1月以内	1 補助金実績精算書 書2 事業実施の確認 ができるもの	

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
保育所通盟職員研修補助金	保育所職員の資質の 向上を図る。	天草市保育所連盟	【市保育所連盟職員研修補助金】 1 保育事業の先業発展に関する事業 2 連盟の会員な任保育所の職員の資質向上に関する事業 3 連盟の会員相互の観聴に関する事業 4 共同事業の企画運営 5 関係諸団体との連絡及び協議	(補助対象経費) 1 事業運営寮(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		
放課後児 童クラブ等 利用料減 免事業	子ども・子育て支援の 充実を図る。	1 市の区域内にある認可保育所を運営する社会福祉法人 と その他市長が必要と認める子育で支援団体	定する援助費の支給対象となっている者の放課後児童クラブ等の利用料	(補助対象経費) 放課後児童ケラブ等が徴収する利用料のうち、滅免対象保護者からの申請に基づき 事業所が滅免した額 (補助上限額) 1人1月 5,000円	市が別に指定す る期限	補助金所要額調書	補助金請求時		詳細について は、「天草市放課 後児童クラブ等 利用料減免事業 補助金交付要 領」に基づく。
子ども医療業業	子ども・子育て支援の 充実を図る。	の3月31日までの間にある者	【子ども医療費助成事業補助金】 天草市子ども医療費の助成に関する条例(平成18年天草市条例第130 号)第2条に定義する医療費の一部負担金に対する助成	(補助対象経費) 子ども医療費の一部負担金 (補助額) 天草市子ども医療費の助成に関する条例(平成18年天草市条例第130号)に準じて補助する。	診療月の翌月か ら1年	1 子ども医療費の一部負担金領収書の原本 2 子どもの健康保険証の写し 3 一部負担金助成額を振り込む保護者の口座の 写し	-		詳細について は、下英市子ど も医療養助成事 業実施要領」に 基づく。
	や子育て家庭を応援 する活動を行う団体 等を支援し、困難を抱 える家庭の孤立を防 ぎ、子どもの健やかな 成長と保護者の子育	施する法人及び団体であって、次のいずれにも該当する者であること。 ・定款、会則等を備えている	受け取りや当該受け取った食材等の保管及び配分等を行うことで、子ども食業等の負担軽減を図る活動(2)いきいき体験・交流活動支援枠(2)いきは上子育て家庭とのつながりを深め、家庭と地域の子育てカトと図ることを目的とした活動。②ひとり観家庭や養育に課題のある家庭、外国籍や父母のいずれかが特国人である家庭など、様々な困難を抱える家庭の子育て負担の軽減や当該児童の社会性を育むことを目的とした活動(3)子ども食変技枠 子どもへの食事の提供ことどまらず、学習や多世代交流による地域コミュニティの機所として、定期的に開催される活動	(補助対象経費) (1)の事業費 報酬、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信連搬費、手数料、保険料)、使用料及び賃借料、備品購入費、その他事業に必要な経費として市長が認めるもの (2)及び(3)並びに(4)の事業費 報償費、需用費(消耗品費、燃料費、食材費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信連搬費、手数料、保険料)、使用料及び賃借料、その他事業に必要な経費として市長が認めるもの (3)及び(4)の開設費 工事請負費、備品購入費 (補助限度額及び補助率) (1)の事業 上限、250万円、(3年間) (2)の(2)に該当する事業 上限、20万円、補助率: 1/2 (2)の(2)に該当する事業 上限、20万円、補助率: 2/3 (3)及び(4)の事業 開設費、120万円、補助率: 2/3 (3)及び(4)の事業 事業 計開設後3年度以内の団体であって、開設初年度に限る。) 事業費・開設後3年度以内の団体であって、実施回数に応じ次のとおりとする。 年4~12回 上限5万円 年13~24回 上限10万円 年25~36回 上限15万円 年437回以上 上限20万円			事業終了後速やかに又は年度末		詳細について は、下英市子ど もはぐくみ応援事 業補助金交付要 領」に基づく。
保育所等 給食食材 費高騰対 策事業	食材費の負担軽減を	所、認定こども園を運営する	【保育所等給食食材費高騰対策事業補助金】 物価高騰に伴う給食食材費の値上がりにより影響を受けている保育所等 に対して、保護者や保育所等の負担軽減を図るために必要な終費を補助。	(補助対象経費) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの物価高騰に伴う給食食材費の値上がり分 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、基準額と対象経費を比較して少ない方の額 (基準額)	市長が別に定める期日	1 実統計算書 2 収支決算書 3 清算書	-		詳細について は、「天草市保育 所等給食食材養 高騰対策事領」 に基づく。
保育所等 光熱費事 騰対策事 業	費高騰の影響が生じ ている保育所等の負	所、認定こども園を運営する	【保育所等光熱費高騰対策事業補助金】 物価高騰に伴う光熱費の値上がりにより影響を受けている保育所等に対 して、施設の負担軽減を図るために必要な軽費を補助。	月額給食費×物流上昇率×毎月初日の園児数の各月の合計 (物価上料率は10.625%とし、1人当たりの上限額を510円/月とする) (補助対象経費) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に物価高騰の影響を受けている電気・ガス等の光熱費 (補助額) 68 千円 定員19人以下 68 千円 定員20人以上59人以下 226千円 定員60人以上 408千円	市長が別に定める期日	利用定員が確認できる書類	-		詳細については、「天草市保育所等人熟費高齢対策事業補助金対策事業領域」に基づく。

事業等 の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書 提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
3歳未満児 保育料無 償化事業	負担を軽減し、子ども	認可外保育施設または企業 主導型保育事業実施施設に 通う3歳未満児の保護者	【保育料無償化事業補助金】 本市に住民票を有し、現に居住している、市から保育の必要性の認定を 受けた3歳未満の児童の保育料相当額を補助。	(補助対象経費) 保育料または施設利用料とし、その他の実費徴収分は除く。 (補助額) 対象児童1人1月につき42,000円と利用者負担額とを比較して、少ない方の額とする。	施設利用月の翌 月から起算して 12カ月以内		-	_	詳細について は、「天草市3歳 未満児保育料無 償化事業補助金 交付要領」に基 づく。
■ 子ども 離島妊婦 健康・ 登等 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	産婦人科医療施設の ない離島地域におけ る妊婦等の経済的負	住所を有する者で、妊娠の届 出を行ったもの又は乳幼児 健康診査を受ける乳幼児の	妊婦健康診査及び出産、産婦健康診査、乳幼児健康診査、母子保健事業を利用する際に負担する船賃の助成	(補助対象経費及び補助額) 離島から妊婦健康診査及び出産、産婦健康診査、乳幼児健康診査、母子保健事業を利用するために往復する船賃(定期船、海上タクシーなど)を対象に1回につき、4,100円を上限とする。	乗船日後6か月以内	1 船賃に係る領収書の写し 2 母子健康手帳の写し	-		詳細については、「天草市離り は、「天草康診査・要 支援事業実施 領」に基づく。
母子保健 事業	妊婦の健康管理及び 母子保健の増進を図 る。	本市に住所を有し、かつ、好 嬢の届出を行った者で、指定 医療機関以外で妊婦健診を 受けたもの	【妊婦健康診査費補助金】 西子保健法(昭和40年法律第141号)第13条の規定に基づき、妊婦に対して実施する健康診査(以下「妊婦健診」という。)に要する費用の助成	(補助対象経費及び補助額) 妊婦健診に要した費用とし、その費用が次の助成限度額を超えるときは、当該助成限度 額とする。 (助成限度額) 1回22,360円、2回5,060円、3回8,990円、4回8,990円、5回5,060円、 6回8,990円、7回5,060円、8回8,090円、9回5,060円、10回 7,810円、 11回6,750円、12回8,990円、13回 5,060円、14回5,060円 ※1回22,360円のうち2,270円は、早産予防事業の膣分泌物細菌検査とする。	妊婦健診終了後 6月以内	1 妊婦健康診査受診票 2 妊婦健診に要した費用の領収書の写し又は支 払証明書 3 母子健康手帳の写し	-		詳細については、下草市妊娠で表音的成事業実施要領」に基づく。
子育て世代 包括支援 事業		本市に住所を有し、かつ、好 嬢の届出を行った者で、産婦 健診を受けたもの		(補助対象経費及び補助額) 産婦健診に要した費用とし、その費用が1回5,000円の助成限度額(ただし、多胎児の場合2人目以降2,500円を加算する)を超えるときは、当該助成限度額とする。1回目は産後 2週間、2回目は産後1か月とし、2回分を助成対象とする。	(指定医療機関 の場合)を存在を 行った日の属する月の翌月10日まで (指定医療機関 以外の場合)を 婦健診終了後6 月以内	(指定医療機関の場合) 1 産婦健康診査受診票 2 委任払申請書 3 間診票 (指定医療機関以外の場合) 1 産婦健康診査受診票 2 産婦機能診に要した費用の領収書の写し又は支 払証明書 3 間診票 4 母子健康手帳の写し	-		詳細について は、「天草市産 健康診査費助成 事業実施要領」 に基づく。
	婦に対して実施する	本市に住所を有し、かつ、母 子保健法第15条の規定によ る妊娠の届出を行った者	【早産予防検査費補助金】 妊婦健康診査1回目の膣分泌物細菌検査及び妊婦の歯科健康診査に 要する費用の助成	(補助対象経費) 妊婦健康診査1回目の膣分泌物細菌検査の費用及び妊婦の歯科健康診査に要する費用 (補助額) (1) 妊婦健康診査における膣分泌物細菌検査2,270円 (2) 妊婦歯科健康診査4,400円 (1) 及び(2)の金額を上限に助成する。	検査終了後6ヶ 月以内	(1) 妊婦歯科健康診査の結果が記載された受診票 (2) 歯科健康診査に要した費用の領収書の写し又 は支払証明 (3) 母子健康手帳の写し (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認め た書類	-		詳細について は、「天草市早月 予防対策事業身 施要領」に基づ く。
	妊娠を希望する夫婦 の経済的負担の軽 減を図る。	天草市において住民基本台 帳に記載されていること。 (2) 同一治療期間に他市町 村の助成を受けていないこ と。 (3) 夫婦の属する世帯全員が	妊娠を希望する夫婦が行う医療保険適用の不妊治療(人工授精、体外受精、顕微授精等)に要する費用の自己負担金を助成 1 一般不妊治療費助成 妊娠を希望する夫婦が行う人工授精治療に要する費用の助成 2 生殖補助医療費助成 妊娠を希望する夫婦が行う上強補助医療(体外受精又は顕微授精、男性不妊手術をいう。以下同じ。)に要する費用の助成	(補助対象経費) 公的保験の適用対象となる不妊治療・不育症治療の自己負担費用。 (補助額) 1 一般不妊治療 1回につき上限額 1万円 2 生補補助医療 1回につき上限額 10万円 3 不育症治療 1年度につき上限額 15万円 その他の助成制度を受けた場合にはその助成金の額を控除した額とする。	【一般事業と助成事業と助成事業と関係を振発を 相助成事業と助成事業 1回の予審 1回の予審第 7 した月のの内 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に	一般不妊治療費助成事業】 1 天草市一般不妊治療費助成事業受診等証明書 2 一般不妊治療に係る領収書の写し 3 戸籍糖子または抄本(申請日以前)か月以内のもの) 4 婚姻の届出をしていない場合にあっては、事実上婚姻関係と同様の事情にあることを証する書類 【生 発補助医療費助成事業】 1 天草市生殖補助医療費事業受診等証明書 2 生殖補助医療は係る領収書の写し 3 戸籍謄本または抄本(申請日以前)か月以内のもの) 4 婚姻の届出をしていない場合にあっては、事実力権関係と同様の事情にあることを証する書類 【不育症治療費助成事業》 1 天草市不育症治療費助成事業多 1 天草市不育症治療費助成事業の表す。 2 不育症治療表に係る領収書 3 戸籍謄本または抄本(申請日以前)か月以内のもの) 4 婚姻の届出をしていない場合にあっては、事実力を表示またば沙本(申請日以前)か月以内のもの)	_		詳細については、「天東助成」に 大家族の では、「天東助成」に 大家族の では、「天東市不可能。 大家族の 大 大家 大家 大家 大家 大家 大家 大家 大家 大家

事業等 の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書 提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
	新生児検査の普及際 発金値め、新生児の 時がい等の早期発見 と早期支援を図る。		(新生児検査費補助金) 新生児聴覚検査又は新生児マス・スクリーニング検査に要する費用	(補助対象経費) 1 新生児憩貸検査 自動聴性脳幹反応検査(AABR)又は耳音響放射検査(OAE)に要する費用 2 新生児マス・スクリーニング検査 服本県が実施する先天性代謝異常等検査の採血に要する費用 一般社団法人日本小児先進治療協議会が実施するライソゾーム病検査に要する費用 (補助限度額) 1 7,000円を上限に助成 2 5,000円を上限に助成	し、検査結果が 判明していない	(指定医療機関の場合) 1 新生児検査受診票 2 委任払い申請書 (指定医療機関以外の場合) 1 新生児検査受診票 2 新生児検査受診票 3 新生児検査受診所 3 母子健康手帳の写し	-		詳細について は、「天査・市新省 児検査・事情 、「天査・事情 、「 「 「 「 「 「 大 で 、 大 で 、 大 で 、 、 で 、 、 で 、 で 、 、 、 、
	帰り先で天草島内の 産科医療機関及び助 産所等以外の事業所 で産後ケアを受ける ことができる体制整備	本市に住所を有する産婦で、 出産日以後1年を軽適しない 者で、家族等から十分な家 事、育児等の援助が受けられない状況であり、出産後の 心身に不調がある者又は有 児不安を抱えている者及び その乳児	産後ケアの提供は、産後ケアを提供している産科医療機関及び助産所 等で、母体ケア及び乳児ケアを実施するともに育児に資する指導等を行 う。	(補助対象経費) 事前に、利用申請を行った後に利用した産後ケアの費用 (補助額) 限度額 短線列・西型ケア 日額 20.500円 通所型ケア、居宅訪問型ケア 1回 5,000円	産後ケア利用後、6か月以内	1 利用事業者が発行した領収書の写し 2 母子健康手帳	-		詳細については、「天草市産化 ケア事業実施要領」に基づく。
		(1)本市に住所を有する者 (2)妊婦が属する世帯全員 は住民税非課化である者 (3)審査の下め、課税状況を 補認することに同じ、 (4)産婦人科医療機関等の 関係機関と本市が必要に応 じて、妊婦健康を者の受診 状況及び家庭の状況等妊婦 に関する信報を共有すること に同意をした者	【低所得の妊婦に対する初回産料受診料支援補助金】 初回産料受診料の費用(産料医療機関において実施する妊婦判定に要する費用)の一部又は全部を補助する。	(補助対象経費) 初回産科受診料の費用 (補助額) 上限額 1回につき1万円	産科医療機関を 受診した日の翌 日から起算して1 年以内	1 天草市初回産科受診料支援事業助成申請書業 委任払申請書 至 天草市初回産科受診料支援事業請求書 3 天草市初回産科受診料支援事業助成申請書 4 妊婦が属する世帯の課税状況証明書類 5 妊婦の有無がわから書類 6 領収書の写し又は支払い証明書	-		詳細については、「天草市内では、「天東市で呼得の妊婦に対象を受けるが、 は、「天神では、 では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は
	かかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療を受けられるため、遠方の分娩取扱がある妊婦する必要がある妊婦に対して、交通費及		【妊婦に対する適方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費補助金】 妊婦に対し適方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費の助成	(補助対象経費) 1 交通費 ・自宅(又は里帰り先)から最寄りの分娩取扱施設までの交通費 ・ハイリスク妊婦については、自宅(又は里帰り先)から最寄りの周産期母子医療センターまでの交通費 2 宿泊費 ・労娩取施設(又は周産期母子医療センター)の近くで待機する場合の近隣の宿泊施設の宿泊を設め宿泊費 (補助額) 1 交通費(往復) ・タウシーにより移動した場合は、実費額に0.8を乗じた額 ・自家用車により移動した場合は、18m当たり37円で算出した額に0.8を乗じた額 ・公共交通機関を利用した場合は、各会社が定める運賃等に0.8を乗じた額 2 宿泊費 ・実費額(1泊9.800円上限)から1泊当たり2.000円を控除した額(最大14泊)	出産した日の翌 日から6か月以 内	1 領収書(タクシー代、宿泊費)の写し 2 母子健康手帳(出産日)の写し 3 診僚報酬明細書の写し(ハイリスク妊婦の場合)	-		詳細についてない は、「するでは、「 は、「 です。 は、「 です。 では、 に対するが、 がは、 です。 では、 です。 では、 です。 では、 でいるが、 でいなが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが
婦支援 付·妊支 手業	り、すべての妊婦・子 育て家庭が安心して	(1回目)妊娠の届出をした妊	【妊婦支援給付金】 (1回目の支給) 妊娠居提出時の面談実施後に、現金または電子宝島商品券を支給 (2回目の支給) 出産後の面談実施後等に、現金または電子宝島商品券を支給(流産・死 産の場合はその日以降)	(補助対象経費) 出産育児関連用品等の購入費用や子育て支援サービスの利用料等 (補助額) ((回目) 妊婦に50,000円 (2回目) 胎児の数×50,000円 ※原則現金支給、本人が希望する場合は電子宝島商品券を支給	出産応援ギフト については、妊 娠中 子育て応援ギフト については、原 別として出産後4 か月以内	<ul><li>1 妊娠届出書(妊婦給付認定申請)</li><li>2 天草市子育て応援ギフト申請書</li></ul>			詳細については、国が定めていては、国が定めていてるの支援終何を対す支援を領した。 で対象である。 では、国が定めているの 支援終行をできる。 では、国が、国が、国が、国が、国が、国が、国が、国が、国が、国が、国が、国が、国が、

事業等 の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
高齢者 介護職員 研修受事業	介護及び福祉従事者 の人材確保による サービスの安定供給	介護職員初任者研修を修了 した者で、市内の高齢者福祉、介護保険及び障がい福祉サービス事業所に就職し ている者	介護職員初任者研修課程を修了し、かつ、市内の高齢者福祉、介護保 除及び瞭がい福祉サービス事業所に就業する者に対し、介護職員初任 者研修の受講に要した費用(受講料及び教材費)の支援を行う。	(補助対象経費) 介護職員初任者研修の受講に要した費用(受講料及び教材費) (補助金の額) 補助対象経費と補助限度額50,000円とを比較して、低い方の額	市長が別に定める期日	1 研修実施者が発行する受講料等の領収書又は 受備を証明する書類 2 研修実施者が発行する修了証明書の写し	員及び生活支援 員として継続して	高齢者福祉、介護保 険及び障がい福祉 サービス事業所が発 行する就業証明書	詳細については、「天草市介護 、「天草市介護 、受力を受講支 援事業補助金交付要領」に基づ く。
高齢者福団 社関係営事 業	高齢者福祉の増進を図る。	1 天草市老人クラブ連合会 2 公益社団法人天草市シ ルバー人材センター	1 補助対象となる高齢者福祉関係団体の運営に要する経費 2 高齢者福祉関係団体が実施する高齢者の福祉の増進を図る事業に 要する経費	(補助対象経費) 1 市町村老人クラブ活動推進事業補助金事務取扱要領に定める経費 2 高年齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)及び雇用開発支援事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)交付要綱に定める経費及び + 深支部の遺営に要する経費 3 市長が必要と認める経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに	規約、定款、会則その他の補助事業等に係る重要 な諸規定	事業終了後速やかに		詳細について は、市町推準各人ク ラブ活助金基本 東級 高年保 東 高年保 東 高年保 東 高年保 東 会 東 日 第 等 根 等 初 ま 数 会 着 明 数 表 る 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
公的介護 施設等整 備支援 事業	護施設等の施設及び 設備等の整備事業の 推進を図る。	地域密着型特別養護老人 ホーム、認知症高齢者グ ループホーム、小規模多機 能型居宅介護事業所等の分 護保険サービス事業所、高齢 者施設等の整備・改修を行う 社会福祉法人等	天草市防災・減災等事業整備計画に基づき行う、施設及び設備等の整備費等助成事業 備費等助成事業 医療介護総合確保促進法に基づく市町村整備計画に基づき行う、施設 及び設備等の整備費等助成事業	(補助対象経費) 国の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」に定める経費 (補助額) 国の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」に基づき算定した額とし、 予算の範囲内の額 (補助対象経費) 熊本県健康福祉補助金等交付要項に定める経費	事業実施前	1 事業計画書 2 補助事業等に係る収支予算書 3 整備予定施設の場所を示す地図 4 平面図 5 見積書の写し 6 施行前写真 7 規約、定款、会則等	翌年度の4月10日のいずれか早い日 事業の完了日から起算して25日を 経過した日又は		空を備等を実施といる。 空間を発信を実施を構造を表述を表述を表述を表述を表述の表述を表述ので、 一般を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を
介護事業 産産 性 と促進 事		天草町・河浦町の介護サービス事業所(在宅サービス)	対象地域の介護サービス事業所において、ケアブランデータ連携システム導入に必要とな経費(機器やソフトの購入・改修費等)の助成事業	(補助額) 熊本県健康福祉補助金等交付要項に基づき算定した額とし、予算の範囲内の額 (補助対象経費) 熊本県健康福祉補助金等交付要項及び熊本県ケアブランデータ連携による活用促進モ デル地域づくり事業補助金(令和6年度国補正予算分)交付要領に定める経費 (補助額) (補助額) (藤本県健康福祉補助金等交付要項及び熊本県ケアブランデータ連携による活用促進モ デル地域づくり事業補助金(令和6年度国補正予算分)交付要領に基づき算定した額と し、予算の範囲内の額長する。事業所あたりの上限額は20万円よする。		1 補助事業等に係る収支予算書	補助金の交付との交付との交付という。 定を受けた日の末日のいるです。 国のいるですがかい。 事業の完了の日を経過した30日を経過した別にするのにが別いずれから経算した別のできたが、 を経過した別にするのいずれかる早い日	2 収支精算書 3 その他事業実績を 証明する書類(契約	付東の 東京 東京 東京 横制 東京 横制 東京 横制 東京 横制 東京 横制 東京 大 東京 大 東京 大 東京 大 東京 大 東京 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大
生活支援	介護予防等に資する 活動を促進し、住民 等の多様な主体が参 画した多様なサービ	本市の区域内で事業を行う 地域団体、ボランティア団体、特定力学引活動法人、その他市長が認める団体であってかい、ずれにも該当するものとする。(1)回体の構成員が3人以上の団体を行る。(2)宗教的または歌治的な目的を有する団体でないこと。3)暴力団又は暴力団又は暴力団又は暴力は大力では、(3)暴力団又は暴力は大力でないこと。(4)目的及び対象が重複する他の補助金の交付を受けていないこと。	【訪問型住民主体サービス】 利用対象者が通院や買い物等をする場合における住民主体による送迎前後の付き添いや住民主体サービスへの送迎 【要件】 ・特定研修を受講すること	(補助対象経費) ・連営費(人件費(サービスの利用調整等を行う人件費に限る)、通信費、保険料、消耗 品費、子ラシギ印刷費、その他必要な経費) ・特定研修費(移動支援に関する研修受講料) ・送迎活動費(華高賃借料、燃料費、移動支援サービス専用自動車保険料、修理費等 移動支援に係る必要な経費) ・設立、更新費(備品購入費、被服費、その他設立時等に必要な物品) (補助限度額) ・適営費 利用対象者のうち、当該月の利用者数(実人数) 1~4人 月額 3,000円 5~9人 月額 6,500円 10人以上 月額11,000円 ・特定研修費 年額36,000円 ・送迎活動費 年額36,000円 ・送迎活動費 年額300,000円 ・設立、更新費 1回50,000円(3年度に1回限り)	事業実施前	1 事業計画書 2 利用者名簿 3 収支予算書 4 その他、市長が必要と認める書類	補助事業完了後、直ちに	1 収支決算書 2 事業報対象経費に 係る領収書 4 その他、市長が必要と認める書類	がく。 詳細については、「天草市住民主体サービス補助金交付要領」

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請 添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告 添付書類等	備考
0/4 <sub>1</sub> / <sub>1</sub> / <sub>1</sub>			【通所型住民主体サービス】 住民主体による利用対象者を中心とした定期的な利用が可能な自主的 な住民主体サービスの運営及び送迎 【要件】 ・開催頻度:週1回以上 ・人数:利用者5人以上/月 ※初年度のみ:利用者2人以上/月 ・開催時間:3時間以上/回 ・活動内容:休捷:運動等の活動、趣味活動を通じた日中の居場所づくり ・送迎:送迎を行う場合は、特定研修を受講すること	(補助対象経費) ・運営費(人件費(サービスの利用調整等を行う人件費に限る)、水道光熱費、通信費、保険料、指柱監費、チラシ等印刷費、研修受講料、賃借料、その他必要な経費) ・特定研修費 移動支援に関する研修受講料) ・送迎活動費 車両賃借料、燃料費、移動支援サービス専用自動車保険料、修理費等移動支援に係る必要な経費) ・設立・更新費 (施設修繕費、備品購入費、被服費、その他設立時等に必要な物品) (補助限度額) ・設立・運営費 利用対象者のうち、当該月の利用者数(実人数) 2~4人 月額10,000円 5~9人 月額23,000円 10~19人 月額48,000円 20人以上 月額63,000円 ・特定研修費 年額36,000円 ・送迎活動費 年額36,000円 ・送迎活動費 1回50,000円(3年度に1回限り)	жеш <i>н</i> урк	(A) 目 (以 可	12E 1179   0X	旅刊音戏等	
■ 健康増 がん患者	進課 がん患者等の経済	がん治療や先天的疾患など	「マビマニンフトマ的は全	(補助対象終費)	田田太鵬31七	1 対象者の本人確認書類			詳細について
等QOL向 上事業	かん返有等の経済 的・心理的不安を軽減し生活の質の向 上を図る。	かんかがくたんが見から により欠損した身体の見た目 を補完するための用具を購 入した人		がん治療や先天的疾患等による外見変化を補完する用具購入に要した経費 1 ウイッグ等・・・ウイッグ(医療用以外を含む)、装着用ネット、毛付き帽子ほか 2 胸部補整具等・・・補整バッド、補整下着、専用入浴着、人工乳房ほか 3 胸部以外のエピテーゼ・・・顔、鼻、耳、指等	日の翌日から1 年以内。 (R6.4.1以降に購	対象者のか人間応ぎ取り 支が公開を受けたまたは受けていることが確認 できる書類、疾病により脱毛等の診断を受けている ことが確認できる書類 3 用具購入に係る領収書等	-		計画によいた は、「天草市アピ アランスケア推進 事業実施要領」 に基づく。
		サービス利用時に18歳以上 40歳未満であり、医師が医	【若年がん患者在宅療養生活支援助成金】 在宅療養に際し利用した介護サービスに要した経費の助成	(補助対象経費) (補助対象経費) 介護保険法第7条第3項に規定する要介護者とみなしたならば適用される対象サービス	サービス利用時	1 本人確認書類 2 医師の意見書		, 1 領収書(原本) 2 利用サービスに関	詳細については、「天草市若年
		学的知見に基づき回復の見 込みがない状態に至ったと	(対象サービス) 1 訪問介護 2 訪問入浴介護	月酸氏核医な利米素が場合が足りも受力。数日は100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100%		2 函即以版九官		する明細書(原本)	がん患者在宅療養支援事業実施要領」に基づく。
予防接種 事業	移植、末梢血幹細胞 移植、臍帯血移植)及 び抗がん剤治療や臓 器移植等により、定	梢血幹細胞移植、臍帯血移 植)及び抗がん剤治療や臓 器移植等により、定期接種で 得られた免疫が消失し、再接 種が必要と医師に判断され た方	【造血幹細胞移植後の予防接種再接種費用助成金】 治療削に定期予防接種で受けた予防接種のうち医師が必要と認める予 防接種の再接種費用の助成	(補助対象経費) 予防接種を受ける際の接種費用 (補助額) (1) 医療機関に支払った再接種料金 (2) 天草市が定める定期予防接種料金 (1)または(2)のうち少ない額		1 造血幹細胞移植後の予防接種再接種費用助成 対象認定申請書、医師の意見書、母子健康手帳の 写し 2 造血幹細胞移植後の予防接種再接種の関題が 申請書、領印書、母子健康手帳等再接種の関題が 確認できる書類の写しまたは予防接種予診票の写 し	-	-	詳細については、「天草市市後 は、「天草市市後の 時報的移車事業の 野田助移車事業が 大会の である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。
	より委託医療機関外	防接種の対象者で、長期入 院や施設への入所等の理由 により、委託医療機関で予防		(補助対象経費) 予防接種を受ける際の接種費用 (補助額) (1) 医療機関に支払った接種費用 (2) 天草市が定める定期予防接種費用 (1)または(2)のうち少ない額	事業実施前		事業終了後半年以内	1 接種した医療機関 等の領収書の原本 2 予診票の原本又 はその写し	詳細について は、「天草市予防 接種費用の償還 払いに関する実 施要領」に基づ く。
	を促進することによ り、ドナー登録者の拡 大と骨髄などを提供し	骨髄又は末梢血幹細胞の提供者 (事業所) ドナーが勤務する国内の事 業所で、骨髄等を提供した日	骨髄等の提供に係る通院・入院・面談等に要した日数(有給休暇等の取得日を除く)に対する助成金		完了した日の翌 日から起算して1	1 助成金交付申請書 2 骨髄パングが発行する証明書 3 (ドナー)本人確認書類 4 (事業所)ドナーとの雇用関係が確認できる書類	-	-	詳細について は、「天草市骨髄 等移植ドナー支 援事業助成金交 付要領」に基づ く。

事業等 の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書 提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
▼ 市民班 狂犬病予 防事業	飼い犬・飼い猫の無	一般社団法人熊本県獣医師会天草支部	【飼い犬・飼い猫の避妊去勢手術補助金】 一般社団法人館本県獣医師会天草支部が実施する飼い犬及び飼い猫 の避妊去勢手術助成事業	補助金の額は市長が定める額とする。	事業実施前	1 実施予定動物病院一覧 2 誓約書	事業終了後速やかに	飼い犬・飼い猫避妊 去勢手術実施連名簿	詳細について は、「天草市飼い 大・飼い猫の避 妊去勢手術の補 助金交付要領」 に基づく。
テレビ共同受信施設改修事業	テレビ受信のための 共聴組合におけてる受 信施設においてえる 信施設においてえる が代による大規模な 施設更新や落雷等の 自然災害における大 規模な政等に対し 、補助を行うことに よりテレビ放送の継 続視聴き可能とする。		1 共聴施設の経年による老朽化、自然災害等により改修等を行うため の経費 2 NHK共聴施設の光化改修を目的とし、組合が負担する経費	(補助対象経費) 共聴施設の改修等に要する経費で、組合員1戸当たりの負担額が3万円を超えるもの (補助額) 1 自主共聴施設 総事業費から組合員1戸当たり30,000円を乗じて得た額を減じた額の2分の1 2 NHK共聴施設 総事業費のうち共聴組合が負担すべき額から組合員1戸当たり30,000円を乗じて得た額を減じた額の2分の1 (1,000円未満の3数があるときは、その33数を切り捨てるものとする。)	事業実施前 ただし、特別な事情がある場合に 情がある場合に 限り、事情による 事業実施後の申 請も可	3 組合員名簿 4 位置図、見取図	かに	1 施設整備工事代金等の請求書又は領収書の写し 2 線路図面(改修状況の分かるもの) 3 施設等の完成写 4 工事請負契約書	受信施設改修等
素移行·再	市民意識の高揚に努め、脱炭素社会の実 現を目指すとともに、 再生可能エネルギー を積極的に利活用し	舗などとの併用住宅を含む) もしくは新業の住宅で対象シ ステムを設置する人、またもの 同次ステムが設置してある。 市住宅宅に関係している。 市住宅宅に関係している。 市には、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	【住宅用太陽光発電システム等設置費補助金】 次の要件を満たす事業・住宅用太陽光発電システム設置事業 (1)太陽電池出力が2kW以上であること (2)屋根、屋上、地上等(以下、「屋板等」という。)に設置する太陽電池モシュールで発電した電気が、住宅に店舗との併用住宅を含む。)において 消費され、選来する低圧配電線に余剰の電気が逆流されること (3)未使用品であること(中古は対象外)・蓄電システム設置事業 (1)蓄電容量が2kWh以上であること (2)国が実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共和・ニシアチブ(SID)が認めたもの、又は市長がそれと同等と認めたもの。 (4)本保に電気を供給するために設置され、常時太陽光発電システムと接続し、同システムが発電した電気を充放電するもの (4)未使用品であること(中古は対象外)	(補助対象経費) 補助対象システムを構成する機器等の設置に係る費用 (補助額) [太陽光発電システム] (本別形発電システム] (本別形象では、市内に本店、支店、営業所などを置く事業者が対象システムの施工を行う場合は、100,000円とする。 [蓄電システム] (本部とり80,000円。ただし、市内に本店、支店、営業所などを置く事業者が対象システムの施工を行う場合は、100,000円とする。 (交付方法) 補助額に相当する額の市内で使用できる商品券を交付するものとする。	2月28日までの開 庁日 (事業実施前)	要領の規定による必要書類	年度末	要領の規定による必 要書類	詳細については 「天草市住宅用 大場大舎電シス テム等設置を進 事業実施要領」 に基づく。
小規模水道施設整備補助金	を図るとともに、公共 衛生の向上及び生活	が困難な区域で、2世帯以上 が共同して小規模水道施設 を新設、増設又は改修する	下記の施設の新設(新たに水源を確保するものをいう。)、増設及び改修事業 事業 1 取水施設(井戸、取水ポンプ、導水管その他取水に必要な施設) 2 浄水施設(浄水池、滅菌装置その他浄水に必要な施設) 3 配水施設(配水池、配水ポンプ、配水管その他配水に必要な施設)	(補助対象経費) 天草市小規模水道施設整備補助金交付要領に定める経費 (補助額) 次の各号に掲げる者について、当該各号に定める額とし、予算の範囲内で交付する。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り拾てる。 1 給水が困難な区域への転居者又は給水が困難な区域に居住し、既にボーリングによる地下水を水源としている者(1)新設の場合(1)新設の場合(1)新設の場合(1)新設の場合(1)新設の場合(1)新設を経費の30%以内の額であって、1世帯当たり100万円を限度とする。(2)贈設又は改修の場合(1)新の場合を表している者(1)ボーリング等による新たな水源を確保する者(1)ボーリング(規則工経費の100%以内の20米フリングを実施したことがなく、当該地域においてボーリング(機削工経費の50%以内の記ではでは、1)以び(2)の補助の合計額が1世帯当たり200万円を限度とするが、施工箇所がただし、(1)及び(2)の補助の合計額が1世帯当たり200万円を限度とするが、施工箇所がただし、(1)及び(2)の補助の合計額が1世帯当たり200万円を限度とするが、施工箇所がただし、(1)及び(2)の補助の合計額が1世帯当たり200万円を限度とする。(要件) 1 上記(補助額) 2)の施工者は熊本県内のボーリング事業者に限ることとし、交付決定に額は、申請者と市及び施工者が実効性や施工内容について協議する。 (要件) 1 上記(補助額) 2)の施工者は熊本県内のボーリング事業者に限ることとし、交付決定に際し、申請者と市及び施工者が実効性や施工内容について協議する。		1 施設設置場所の位置図(施設の位置及び給水世帯が判る図面) 2 見積書の写し 3 給水世帯名簿兼委任状(1世帯の場合は必要としない) 4 工事の内容がわかる書類	事業終了後速やかに	1 施設整備工事代金の請求書又は領収書 の請求書又は領収書 の写し 2 当該施設等の工事 写真及び完成写真	は、「天草市小規 模水道施設整備 補助金交付要

事業等 の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書 提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
レアガス 使 明格 浸 年 日本 選 東 日本 選 年 日本 選 日本 選 日本 選 日本 選 日本 選 日本 選 日本 選 日本 国本 日本	LPガス価格高騰砂影管を受ける生活者への追加経済対策分のの追加経済対策分の の追加経済対策分の の支援交付うため、LP は全球がある。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	熊本県LPガス協会	【LPガス使用世帯価格高騰支援事業補助金】 令和7年度に補助事業者が実施する、LPガス使用者に対して支援金を 給付するための事業とする。	(補助対象経費) (1) 支援金(LPガス供給契約1件につき1回限りの給付とする。) (2) 支援金の給付事務所に係る経費(以下、「事務費」という。) ① 支援金の給付事務の管理運営に係る経費(以下、「事務費」という。) ① 支援金の給付事務の管理運営に係る経費(実務を休計画費、スタッフ人件費、事務所借上費、設備機器リース費、業務収益工アル作成費、スタッフ説明会開催費、周如・広報費、業務関連旅費、業務関連消耗品、一般管理費等) ② 支援金の給付申請に係る相談及び問合せの対応に要する経費(専用電話設置、回線使用料、通話計等) ③ 支援金の給付申請に係る受付及び審査に要する経費(システム設計・構楽費、申請フォーマット作成費、システム利用料、販売店協力金等) ② 支援金の給付に係る振込手数料(補助対象経費の上限制) (1) 支援金の給付に係る振込手数料(補助対象経費の上限制) (1) 令和10年3月から10月まで及び令和7年1月から3月までの負担経減分LPガス供給契約1件につき5千円(2) 令系17年7月から9月までの負担経減分LPガス供給契約1件につき2千円(2) 事務費 上限なし(補助額)	事業実施前	(1)事業計画書 (2)収支予賞書 (3)規約、定款、会則等 (4)その他市長が必要とする書類	日又は補助事業 を完了した日(補 助事業を中止又 は廃止した場合	(1)事業実績書 (2)収支援金給付申請 に保る審査・給付結 果一覧表 (4)その他市長が必 要とする書類	詳細について は「天草市上P ガン使用世帯価業 (4億加軽済金交付 要項」に基づく。
ごみ資源化 減量化対 策事業	用済自動車の適正か つ円滑な処理を促進	する使用済自動車の所有者	めの船舶運賃等(以下「海上輸送経費」という。)の補助	(補助額) 海上輸送経費に出えん率を乗じて得た額(1円未満の端数を切り捨てる。)	事業実施前		事業終了後速やかに	1 海上輸送経費を 証明する書類 2 引取証明書	詳細について は、「天草市使用 済自動車海上輸 送費補助金交付 要領」に基づく。
	生活環境の保全に努め、ごみ減量化の一環として、家庭厨芥類の減量及び資源化を図る。	生ごみ処理容器等設置者	【生ごみ処理容器等設置補助金】 1 バイオ式(微生物を利用し生ごみを減量化又は堆肥化する方式をいう。」生ごみ処理容器等設置 2 乾燥式(熱源や温風により生ごみを減量化する方式をいう。)生ごみ処理容器等設置	予算の範囲内で、購入価格に4分の3を乗じて得た金額(100円未満切り捨て)で70,000 円を限度とする。	事業終了後速やかに	領収書等又はその写し	_		詳細について は、「天草市生ご み処理容器等設 置事業補助金交 付要領」に基づ く。
	事業系一般廃棄物収 集において資源物回 収の増量及び効率化 を図る。	天草市一般廃棄物(ごみ)収 集運搬許可事業者	「資源物回収効率化支援事業補助金」 天車市に主な事業所を有する一般廃棄物(ごみ)収集運搬許可事業者が 資源物回収量の増加または効率化を図るために塵芥車両の改修や資源 物分別器具の購入等に係る費用に対し助成する。	予算の範囲内で、塵芥車両の改修等費用の2分の1以内とし、30万円を限度とする。	事業実施前	事業の内容が分かる書類、見積書等事業経費が 分かる書類、塵芥車両改修にあっては車両検査証 の写し		事業に要した費用の 支払いを証明する書 類、事業実施前後が 分かる写真	
離島霊柩 等搬送費 助成事業	柩等の搬送に係る費	天草市御所浦町横浦島内で 葬儀を行い、御所浦火葬場 を利用した者	補助対象者が、天草市御所浦町横浦島に住所を有していた者の葬儀を 横浦島内で行い、その後火葬に付すため霊柩等を御所浦火葬場へ搬送 した場合に、これに係る費用を補助する。	(補助額) 1 霊枢運搬等に係るチャーターフェリー船舶(1隻)の借上料 上限30,000円 2 御所浦火葬場への移動に伴うマイクロバス(1台)の借上料 上限20,000円	搬送後1月以内	火葬許可証の写し及び船舶・車両借上げにに要した経費の領収証	_		詳細については、「天草市都島 霊柩等搬送費補助金交付要領」に基づく。
産業政	策課								
商工会議 所·商支援 事業	商工業の振興を図る。	商工会議所	【商工会議所活動支援事業補助金】 商工会議所が行う小規模事業指導員設置事業及び商工援興対策事業 並びに国、県及び市が認める指定事業並びに市長が適当と認めるもの に対する補助事業	(補助対象経費) 小規模事業指導員設置事業及び商工振興対策事業並びに国、県及び市が認める指定事業並びに市長が適当と認める事業に要する経費 (補助額) 1 小規模事業指導員設置事業については、県補助金を控除した額の2分の1以内 2 商工振興対策事業については、商工業者台帳に記載する商工業者数に2,000円を乗じた額以内 3 国、県及び市が認める指定事業並びに市長が認める事業については、事業費の2分の1以内	総会終了後速やかに	1 規約 2 約款	年度末	1 事業費内訳書 2 県補助金参考資料	
		商工会	【商工会活動支援事業補助金】 商工金が行う経営改善普及事業及び地域総合振興事業並びに国、県及 び市が認める指定事業並びに市長が適当と認めるものに対する補助事 業	(補助対象経費) 経営改善普及事業及び地域総合振興事業並びに国、県及び市が認める指定事業並び に市長が適当と認める事業に要する経費 (補助額) 1 経営改善普及事業ついては、県補助金を控除した額の2分の1以内 2 地域総合振興事業及び国、県及び市が認める指定事業並びに市長が認める事業に ついては、事業費の2分の1以内	総会終了後速や かに	1 規約 2 約款	年度末	1 事業費内訳書 2 県補助金参考資料	
	商店街及び商工業の 振興を図る。	商工会議所及び商工会	【商工業活性化対策事業補助金】 補助対象者が実施する商業を核とした魅力ある街づくりの推進、中小企 案の近代化、商業者の経営基盤の強化、人材育成及びイベント開催等 の事業	(補助対象経費) 1 事業運営寮(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費で際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 補助対象経費の2分の1以内	事業実施前		事業終了後速やかに	事業実施状況写真	

事業等 の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書 提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
商工業設 備投資資 金利子業 給事業	中・小商工業者の経 営近代化及び経営 基盤強化を図る。	中小企業基本法(昭 和38年法律第154 号)第2条第1項各号 に掲げる市内の中 小企業者	補助対象者が実施する市内における設備投資のため、500 万円以上の事業資金の借入金に対する利子補給	(補助対象経費) 借入金利息のうち、年利5パーセント以下で1月1日から12月31日までに支払うべき利息 を支払った額の40パーセント以内を事業完了後の初回返済日から3年間助成する。 (補助額) 算定期間において200,000円を限度とする(1,000円未満は切り捨て)。ただし、1年に満 たない利子補給期間の限度額については、利子補給期間の日数を年日数で除した率 に、限度額を乗じた額とする	事業完了後の1 月末日	1 事業計画書兼股備完了報告書 2 支払計算基礎書 3 資金借入契約書の写し 4 商工業股備投資資金利子補給補助金 支払美輔取明書 5 市税等納付状況調査同意書	-		詳細については 「天草市商工業 設備投資資金利 子補給補助金交 付要領」に基づ く。
商店街宝 店店街 店 店 選 事 業	空き店舗の減少を図り元気な商店街を創 り元気な商店街を創 出する。	1 商店街等組織(商工会議 所、商工会及び商店街振興 組合、商店街港形成する任 宮の団体をいう。) 2 新規出店者(商店債等組 織)加入している古中企業 基本法(昭和38年3項に定める小 規模事業者であって、風俗営 業等の規則公文業務の適化 等する法律(昭和32年法律 第122号)に定める営業を行 わず、かつ、市内に住所を する又は本店を有する者)	1 商店街等組織が、市内の空き店舗を利用して、新たに共同店舗やコミュニティ施設を連営する事業 2 市内に伊於在する又は本店を有する新規出店者が、市内の空き店舗を利用して、新たに営業(直接来店可能な店舗形態による正午を含む舗を利用して、新たに営業(直接来店可能な店舗形態による正午を含む日本店舗を利用して、新たに当業(ただし、スーパー、ホテル等にテナントとして出店するもの。単なる事務所として使用するもの及び営業開始後1年を経過したものを除く。)	(補助対象経費) 信家料 (補助額) 信家料の2分の1以内の額を交付決定日の属する月から1年間(12ヶ月 份)の期間において交付する(1,000円未満切り捨て)。ただし、空き店舗の一部を住宅 等営業に直接関係のない用途に使用する場合は、借家料からその部分の面積を総面 積であん分し、算出した額を除く。上限は月額50,000円とする。	営業開始後1年 が経過する日ま で	1 店舗賃貸借契約書の写し又は賃貸借が証明で きる書類 2 位置図 3 営業の実態が確認できる書類 4 営業中の店舗写真 5 市税等納付状況調査同意書	事業終了後速やかに	1 借家料支払証明 書類 2 商店街等組織加 入証明書(商店街等 組織の場合は不要)	詳細については 「天草市商店街 空き店舗活用保 連事業補助金交 付要領」に基づ く。
産業振興ジ素	デザイン経営に取り 組む中小企業者等 が、持続的な経営に 向けた事業計画に取り組む販路開拓等と明 で販路開拓等と供 て行う生産性向上等	者又は中小企業者。 創業後1年以上の方。 市内に住所を有する方(法人 の場合は本店住所も)。 代表者が満60歳以上の事業 所において、事業承継に取り	【天草市事業承継・デザイン経営等取組支援事業補助金】 販路開拓又は売上拡大につながる事業(単なるリフォーム・買換えは除 く。)であること。 いずれも事業の完了後、おおむね1年以内に売上げに繋がることが見込 まれる事業であること。 申請した日の属する年度内に事業を完了すること。	(補助対象経費) ・販路開拓等に係る経費(ただし、人件費・家賃は除く。) (補助率及び補助限度額) ・補助対象経費の2分の1以内。 ・初回申請者の上限額は、100万円とする。 ・2回目に申請する場合の上限額は、50万円とする。	採択の決定の通 知を受けた日か ら30日以内	1 図面及び設計書等(施設改修等を行う場合に限る。) 2 事業承継確認書またはデザイン経営確認書 3 カタログ及び見積書等(機械、機器等の導入及 び更新の場合に限る。) 4 市税等納付状況調査同意書	を経過した日又 は3月31日のい	1 事業経過報告書 2 対象経費に係る領 収書等の写し、3 施工前及びしゅん 3 施工前及びしゅん を行う場合に限 る。) 4 写真(機械、機器 等の導入及び更新の 場合に限る。)	
	業時に創業資金とし て借入れた借入金に 対して利子補給を行 うことで、中小企業者	中小企業基本法領和38年 注律第154号第2条第1項 各号に規定する中小企業者 として、これから起業され高 方もしくは創業後1年未満の 方で以下に指げる要件を全 て満たすものとする。 (1)代表者の住所地を市内 に有すること(法人の場合は 本店の所在地も市内に有 ること。) (2)市内で事業を営む者で あること (3)市税を完納している者	[起業創業資金利子補給補助金] 創業者等が行う事業に必要となる以下資金のうち、運転資金及び設備資金の利子補給 金の利子補給 (1)熊本県創業者支援資金における融資 (2)日本政策金融公庫が実施する創業者向け融資制度の融資 (3)前2号に制度して行う設置 (4)その他起業者向け融資で市長が認めるもの	(補助額) - 補助率: 10/10 - 補助事: 10/10 - 補助上際: 120万円(3年間) - 補給期間: 3年以内又は36回分を限度 - 対象利率: 上限3% - 融資額: 上限2,000万円	1月末まで	(1)創業計画書 (2)資金借入契約書等借入れを証する書類の写し (2)資金借入契約書等情入れを証する書類の写し (対策融資とが変更のあった場合のみ) (3)天草市起業創業資金利子補給補助金支払実 報証明書 (4)支援機関による位認書(様式第4号)※県制度 の場合は意見書のみでも可 (5)市税等給付状深調査同意書 (6)金融機関による協調融資であることが確認できない場 (契約書等で協調融資であることが確認できない場 台のみ)	-	-	
企業誘致促進事業	サテライトオフィスを 誘致することにより。 都市部からの交流人 口の増加や、の変き店 舗等の解消、新規雇 用の場の確保を図る	市外に本社を有し、市内に支 店等を有しない事業者で、立 地協定締結後3年以内に本 市で操業を開始した企業	【サテライトオフィス推進事業補助金】 市内へサテライトオフィスの設置を計画する企業に対し、設置に必要な改修費・備品設備導入費、インターネット回線引き込み工事費、賃借料及び雇用奨励金等に対する補助	(補助対象経費) オフィスの改修費・備品設備導入費、インターネット回線引き込み工事費、オフィスの質 信料・新規雇用者への奨励金 (補助額等) ①オフィス改修費・備品設備導入費(1/2、上限100万円)※1回限り ※消動所油地域は2/3、上限150万円 ②オフィス質借料(1/2、上限90万円) ※操業開始から1年間(業累開始日から3年経過する日までに1名以上雇用した場合は、3年間) ③雇用契助金 一人当たり20万円 ※操業開始から3年間で新たに一人以上雇用した場合 ※補助対象期間のうち令和4年3月31日以前の期間は一人当たり10万円とする。 ③インターネット回線引き込み工事費(定額、上限10万円)	操業開始から1年 経過した日以降	事業実績書、領収書、写真、図面、履歴事項証明 書、賃貸借契約書の写し、労働条件通知書、市税 等納付状況調査同意書等	-	-	詳細は、「サテライトオフィス推進 事業補助金交付 要領」に基づく。
	サテライトオフィスを 誘致することにより、 都市部からの新たな 企業・人の流れをつく り、交流人口の増加 や、空き店舗等の解 消、新規雇用の場の 確保を図る。	市外に本社を有し、立地協定 締結後1年以内に本市で事 業所を設置した企業	【サテライトオフィス進出支援金】 市が指定する市内のコワーキング施設等にサテライトオフィスを設置した 企業に対し、一律に進出支援金を交付	(補助額) 1企業あたり一律100万円	法人設置後60日 以内	1 サテライトオフィス事業計画 2 誓約書 3 コワーキング施設等の施設利用契約書等の利用を証明できる書類の写し 4 履歴事項全部証明書及び法人設置届 5 市税等納付状況調査同意書 6 その他必要な書類	-	-	詳細について は、「天草市サテ ライトオフィス進 出支援金交付要 領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請 添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告 添付書類等	備考
天人就事	ルを習得し、天草にい	定したスキルアップ講座(デジ タル人材育成)を主催する事	【デジタルスキルアップ事業補助金】 デジタルデバイスを活用してITスキルアップを目的とした講座を主催する 事業者に対して、受講料の1/2を補助する。	(補助額) 受講料の2分の1(上限額は100,000円) 同様の講座を複数回開催しても補助可能	事業実施前	1 講座駅定申請書 2 講座概要が分かる書類	認定した講座の終了後速やかに	1 交付申請(請求) 書業実績報告書 2 受講者の情報が 分かる書類 (氏名、年代、住所、 電話番号、メールアド レス等) 3 市税等納付状況 調査同意書	詳細については、「デジタルでは、「デジタルス キルアップ事業 補助金交付要 領」に基づく。
	市内中、企業者等に おける、従業員等について、 ・ 従業員等について支援することで、 ・ 大村育成の推進、もって中、企業者等の基盤の ・ 企業者等の基盤の ・ 企業者等の基盤の ・ 企業者を基盤の ・ 企業を基盤の ・ 企業を基盤の ・ 企業を基盤の ・ 企業を表していた。 ・ 企業を表していた。 ・ 企業を表していた。 ・ 企業を表していた。 ・ 企業を表していた。 ・ では、 ・ では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	市内に本店を有する法人又 は市内に住民登録を行って いる個人事業主	【資格取得支援事業】 補助対象事業者が継続して雇用する従業員が、事業の従事に必要な 資格の取得または講習の受講の際に要した経費の一部を補助する	(補助対象経費) (1) 補助対象資格の取得のための学習に係る講座受講費用、教習費用、テキスト代、 教材費 (2) 補助対象資格の受験または補助対象講習の受講に要した受験料、受講料、検定 料、証紙代、写真代、受験時に使用する専用道具の購入費用 (3) 補助対象資格取得の免状等の登録・交付に要した、免許登録料、免状交付手数 料、免許証交付手数料等の費用 (4) 補助対象資格または補助対象講習受講のために要した公共交通機関を利用した交 通費、宿泊費 (補助率) 1/2 (補助上限) 1/2 (補助以限)	- -	(1)事業報告書 (2)補助対象資格または補助対象講習の修了を 証明する書類等の写し (3)補助対象経費整理表 (4)補助対象経費を選表 (4)補助対象経費に係る領収書等の写し (5)市税等納付状況調査同意書	3月31日	-	
	若者が魅力を感じる 産業としてデジタルン テンツ産地し、若者の流出 促動し、若者の流出 があるとももに、方 をかけるとともに、外 をかけるとともに、所 で 育成し、活気の、豊富す もなり、活気が、豊富す もなり、活気が、豊富す もなり、一	教育機関を卒業し、市内のデジタルコンテンツ産業の企業	【デジタルコンテンツ産業創出促進事業補助金】 次に掲げる奨励金を対象とする。 1 クリエイタースタート奨励金 市が指定する教育機関を卒業に3年以内のもので、市内のデジタルコン テンツ産業の企業へ就職し、6か月以上経過したものに対し、一律交付する。	(補助額) クリエイタースタート奨励金は、一律50万円を交付する。	就職して6か月経 適した日から2か 月以内	1 申請者の誓約・承諾書 2 市が指定する教育機関を卒業したことが分かる 卒業証書等の書類 3 市内のデジタルコンテンツ産業の企業に在職し ていることが分かる雇用証明書 4 住民票の写し 5 市税等納付状況調査同意書 6 その他必要な書類			詳細については、「デジタルコンテンツ産業創出促進事業補助金交付要領」に基づく。
		ルコンテンツ産業の企業へ 就職、デジタルコンテンツ産 業の企業から受託するフリー	2 クリエイター誘致促進奨励金 市内のデジタルコンテンツ産業の企業へ就職、デジタルコンテンツ産業の企業がら受託するプリーランスとして働く又は市外のデジタルコンテンツ 産業の企業に所属したまずにモ・ヤーフグももので、快乗開始かららか 月以上経過したクリエイター(同業界で3年以上働いた実績のあるもの) に対し、一律交付する。	(補助額) クリエイター誘致促進奨励金は、一律20万円を交付する。	就職、フリーラン ス又はリモート ワークでの業務 開始して6か月経 過した日から2か 月以内		-	-	
		市外のデジタルコンテンツ産 業の企業で、本市に居住す るものをリモートワークで新 たに雇用する者	3 リモートワーク促進奨励金 市外のデジタルコンテンツ産業の企業で、本市に居住するものを新たに 雇用し6か月以上経過したものに対し、交付する。	【・ (補助額) リモートワーク促進奨励金は、新たに1人以上雇用した場合1人当たり20万円を交付する。	新たな雇用を開 始した日から6か 月経過した日か ら30日以内	1 申請者の誓約・承諾書 2 履歴事項全部証明書 3 労働条件通知書等 4 その他必要な書類			
			4 インターンシップ促進補助金 市が指定する教育機関に在籍する者で、市内のデジタルコンテンツ産業 の企業が行うインターンシップに参加した者に対し、交付する。	(補助対象経費) インターンシップに参加するために要する交通費及び宿泊費 (補助率) 対象経費の2分の1(上限額:交通費15,000円/人、宿泊費4,000円/泊)	インターンシップ が終了した日か ら30日以内	1 インターンシップ参加報告書 2 交通費・宿泊費の金額が分かる書類(領収書等) 3 その他必要な書類			
中小企業・ 小規模事 業者緊急 支援事業	感染症の影響により 売上が減少し、熊本 県の制度を活用し融	の融資を受けた者のうち、法 人の場合は本店の所在地、			2月末又は8月末	1 資金借入契約書等の写し及び償還計画書等の写し 写し 2 利子補給金支払実績証明書	-	-	詳細について は、「天草市駅急 支援資金利子補 給金交付要領」 に基づく。
	感染症や物価、原油 価格高騰等の影響を 受けている市内の事	者又は中小企業者。 市内に住所を有する方(法人 の場合は本店住所も)。 市内商工団体の支援を1回	【中小企業等物価高騰緊急対策事業補助金】 業況の対転のための生産性向上や省力化のための取組を新たに開始すること。	(補助対象経費) 業況の対転を図るための生産性向上及び省力化に向けた新たな取組に係る経費 (補助率及び補助限度額) 申請は1事業者、同一年度につき1回限り ●適気枠・先端設備等導入枠 ・補助対象経費の3分の2(令和6年度に同補助金の交付を受けた者は2分の1)以内。上限50万円 ・複数店舗に係る申請、複数者による共同申請、先端設備等導入枠の上限額は、100万円とする。	~令和8年2月28 日	1 カタログ及び見積書等 2 対象経費に係る請求書及び領収書等の写し 3 事業内容を確認できる記録等 4 市税等納付状況調査同意書 5 申告書等 6 先端設備等導入計画に係る認定書の写し(先 端設備等導入枠)	令和8年2月28日	-	詳細については、「天草市中 は、「天草・市中 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

事業等 の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書 提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
	路運送事業者の事業 継続を支援するた	は市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業 主で貨物自動車運送事業を 営む者	【連送事業者原油価格高騰対策支援金】 貨物自動車運送事業者等が保有し、現に使用する事業用車両等に対して、車両区分に応じた支援金を支給する。	交付額   ※道路運送車両法上の自動車の定義による   1 普通自動車(大型トラック等)・・・4万円   2 小型自動車(小型トラック・小型乗用車等)・・・3万円   3 軽自動車(軽貨物等)・・・2万円	令和7年5月1日 ~令和7年10月 31日	1 事業実態が確認できる書類の写し(確定申告書、自動車選送事業の許可書又は更新許可書、経営届出書等) 2 対象車両全での自動車検査証の写し 3 対象車両全での写真 4 振込先が申請者と異なる場合、委任状 5 市税等納付状況調査同意書	令和7年10月31 日	-	詳細については、「天草市市運送事業者」では、「天草市通格 事業者策支援金 交付要領」に基 づく。
令和7年8 月淡中不被 月淡中小企模 業・外者支 援事業	り被災した市内の中 小企業者の施設及び	被災した市内に本店を有す	【被災中小企業等再建支援事業補助金】 令和7年8月豪雨の被害を受けた施設及び設備の復旧及び施設の環境 整備に係る費用の一部を補助する	(補助対象経費) (1)施設の復旧に係る費用 (2)整備の復旧に係る費用 (3)施設の清掃作業に係る費用 (補助率) 2/3 (補助上限) 1事業所あたり100万円	令和8年2月27日	(1)被災証明書の写し及び被災写真 (2)カタログ及び見積書の写し (3)直近の確定申告書等の写し (4)市税等納付状深調査同意書 (5)他補助金以は保険金等の交付を受けることが 分かる書類※該当者のみ	事業完了日から 90日以内または 令和8年3月13日 のいずれか早い 日	(2)支払の実績が分	業等再建支援事 業補助金交付要
	り被災した市内の中 小企業者の復興支援 を図る	令和7年8月豪雨災害により 被災した市内に本店を有す る法人又は市内に住民登録 を行っている個人事業主で 熊本県金融円滑化特別資金 の融資を受けた者	【豪雨災害利子補給事業補助金】 熊本県金融円滑化特別資金の融資に係る利子を補助する	(補助対象経費) 熊本県金融円滑化特別資金(令和7年8月大雨枠)及び熊本県金融円滑化特別資金 (セーフティネット保証対応枠)に係る利子 (補助金額) 利子の10分の10 敵資工限額5000万円 (対象期間) 3年以内または36回分	利子を支払った 翌年の2月末日	(1)資金借入契約書等借入れを証する書類の写し 及び償還計画書等の写し※初年度のみ (2)支払実績証明書 (3)市税等納付状況調査同意書	利子を支払った 翌年の2月末日	-	詳細については、「令和7年8月豪雨利子補給金交付要領」に基づく。
天草市住 宅リフォー ム助成事 業	ム工事に対して、市 内で使用できる商品	自己又は自己と生計を一にする親族が市内に所有し、かつ、自己の居住の用に供している住宅をリフォームする者	補助対象者が行う、リフォーム工事に要する経費	(補助対象経費) リフォームに要する経費(消費税及び地方消費税を除く。)が10万円以上のリフォーム工 事費 (補助額) 助成金の額は、リフォームに要する経費(消費税及び地方消費税を除く。)の2割に相当 する額(1,000円未満切捨て)	事業実施前	1 対象工事費用の見積書・明細書の写し 2 対象工事を明示した図面等 3 住宅の外観及がリオームを行う箇所の写真 4 住所、市税等の納付状況、固定資産課税台帳 記載事項の確認行為に関する同意書 5 市付生宅リオーム助成事業申請に係る申請 者・施工業者の確認・宣誓書	の日から起算し て30日以内又は		は、「天草市住宅 リフォーム助成事 業実施要領」及
	島内の若手陶芸家の 感性と技術を高める とともに島内外からの 窯元数の増加を促 し、天草陶磁器の島 づくりを推進し、陶芸 家の育成を図る。	者等で組織する団体	<ul><li>【天草陶磁器の島づくり事業補助金】</li><li>1 天草大陶磁器展開催事業</li><li>2 陶芸家交流事業</li></ul>	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 補助対象経費から会費等の収入を控除した額とし、予算の範囲内で交付する。					
天草ブラン ド推進事業	物産の振興を図る。	天草市物產振興協会	【天草市物産振興協会補助金】 1 天草市物産振興協会の運営 2 その他市長が適当と認める事業	(補助対象経費) 1 事業運営寮団体の構成員に対する人件衰及び謝礼金を除く。) 2 事務経費で除費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 補助対象経費から会費等の収入を控除した額又は補助対象経費の2分の1の額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。	総会終了後速やかに		事業終了後速やかに		
	天草ブランドづくりの 推進を図る。	天草ルネッサンス	(天草謹製認定事業補助金) 1 天草謹製認定事業 2 その他市長が適当と認める事業	(補助対象経費) 1 事業連営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 補助対象経費から会費等の収入を控除した額とし、予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		
	組織体制の確立及び 新たな観光商品づくり を行い、売り上げアッ プと雇用拡大に寄与 する。	大草南蛮柿島づくりプロジェ クト	【天草南蛮柿の島づくりプロジェクト事業補助金】 1 イチジクを利用した商品開発及びグルメフェア実施事業 2 その他市長が適当と認める事業	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費で除費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 補助対象経費から会費等の収入を控除した額とし、予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		

事業等 の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
	あまくさ晩柑を利用した6次産業化を推進し、地産地消の拡大 及び島外からの誘客 に寄与する。	あまくさ晩柑フェア実行委員会	【あまくさ晩柑流通販売促進事業補助金】 1 あまくさ晩柑流通販売促進事業 2 その他市長が適当と認める事業	(補助対象経費) 1 事業適当費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 補助対象経費から会費等の収入を控除した額とし、予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		
	ンド産品確立のため を主義を対し、市内 事業に対する主義をの所得の他に 事業を可所得の他に の推進及び天地で車プラ ンドの推進並びにに寄 を書ることを目的とする。	当する者 ア 市内に住所を有する個人 事業者 イ 規約、会則等を有し、代 表が市内に住所を有する 者(以下「市民等」という。)で	【プランド産品推進支援事業補助金】 1 施設等整備支援事業 2 新商品開発を支援事業 3 食品分析支援事業 4 商標登録出願等支援事業 5 パッケージ等作成支援事業 6 コンテストティレンジ支援事業 7 物産展等出展支援事業	(補助対象経費) 事業の実施に必要な経費 (補助率) 対象経費の2分の1以内(千円未満切り捨て) (補助上限額) 1 施放等を備支援事業 50万円 2 新商品開発等支援事業 20万円 3 食品分析支援事業 20万円 4 商標登録比類等支援事業 70万円 6 コンテストチャレンジ支援事業 10万円 7 物産展等出展支援事業 10万円	事業実施前	1 事業計画書 2 収支予算書 3 市税等納付状況調査同意書 4 規約、定款、会則その他の補助事業等に係る 重要な諸規定(団体及び中小企業者の場合に限 る。) 5 その他市長が必要と認める書類	該年度の3月31		詳細については、「天草市ブランド産品推進支 大・産品推進支 技事業権助金交付要領」に基づ く。
ンディング	活用し、市内事業者 の設備投資や地場産 品開発を促進する。	天草市ふるさと応援寄附お 礼品取扱要項第2条に定め る提供事業有の登録要件を 満たし、提供事業者として登 録している者又は登録を予 定している者	(ふるさと産品創出支援事業補助金) 天草市ふるさと応援寄附お礼品取扱要項第7条に定める地場産品基準 に該当する商品・サービスを生産、製造、加工等の強化(増産)に係る設 備投資等に要した費用の一部を補助する。	(補助対象経費) 1 工場・作業場等の建物取得の建設費 2 建物付帯設備の整備取得費 3 地場接店開発に要する構築物の取得及び機械装置等の取得に係る経費 4 備品購入費 当該地場産品の開発に要するものに限る) 5 委託費 (当該地場産品の開発に要するものに限る) 6 その他動商品・新サービス開発等に要する経費 (補助金額) 補助事業に対して受領した寄附額の10分の4の額(千円未満切捨て) ただし、補助対象経費の額を上限とする。	採択決定の通知 を受けた後、事 業実施前	(1)事業計画書 (2)収支予算書 (3)市税等納付状況調査同意書 ※その他、交付要領に定める書類	事業完了後速やかに	(1)事業実績書 (2)収支決算書 (3)経費が確認できる帳簿や領収書等の 書類	詳細については 「クラウドファン ディング型ふるさ と応援寄附活束付 事獲別に基づく。
化奨励金	員会 農地の利用集積を促進し、農地の遊休化 防止等農用地の有効 利用を図る。	農地の借り手	【農地流動化奨励金】 農地法第3条第-項、又は農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65 号)第余集第3項第1号の規定による農地中間管理事業の推進に関する法 律(平成25年法律第101号)繁2条第3項により存続期間5年以上の賃借 權が新規に設定された農地の借り手に奨励金を交付する。	(補助額) 賃借設定期間5年以上、10アール当たり10,000円	交付申請通知発出後速やかに	市税等納付状況調査同意書	-	-	詳細については、「天草市農地流動化奨励金交付要領」に基づく。 市税等の滞納がないことが条件。
		新規就農者等と農地の賃借 権設定した貸し手	【農地資出奨励金】 新規就農者等に対し、農地法第3条第1項、又は農業経営基盤強化促進 法(昭和55年法律第65号)第4条第3項第1号の規定による農地中間管理 事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項により存 続期間5年以上の賃借権が新規に設定された農地の貸し手に奨励金を 交付する。	(補助額) ・収穫後半年以内に引き継ぎ可能な樹園地の場合、10アール当たり50,000円 - 上記以外の水田・畑・樹園地の場合、10アール当たり30,000円	交付申請通知発 出後速やかに	市秘等納付状況調査同意書	_	-	詳細について は、「天草市農地 貸出奨励金交付 要領」に基づく。 市税等の滞納が ないことが条件。
農地中間管理事業	担い手への農地集積 集約化に必要な取組 みを支援する。	歴地中間管理機構に農地を 貸付ける地域の代表者、悪 地所有者及び農地の相続人	歴地集積・集約化対策事業実施要額(平成26年2月6日25経営第3139号 歴林水産事務次官依命通知)に基づく事業 1 地域集積協力金 2 経営転換協力金	(交付額) 1 地域集積協力金(集積・集約化タイプ) 地域内の農地を農地中間管理機構に覚した割合に応じて「地域」に交付 20%超40%以下(中山間地域4%超15%以下):10,000円/10a 40%超76以下(中山間地域15%超50%以下):16,000円/10a 70%超(中山間地域50%超520%以下):22,000円/10a 中山間地域50%超:28,000円/10a 中山間地域50%超:28,000円/10a 2 地域集積協力金(集約化タイプ) 地区内の農地を農地中間管理機構を終由して、担い手同士の耕作地交換による農地 0条約代の割合に応じて「地域」に交付 40%超70%以下:5,000円/10a 70%超8:10,000円/10a	事由発生後速やかに	1 農地中間管理機構への貸付が確認できる書類 2 要領に定める書類	-	-	詳細については、国が東海では、国が東海では、国が東海では、国が東海では、国が東海では、国が東海では、国が東海では、国が、東海では、国が、国が、国が、国が、国が、国が、国が、国が、国が、国が、国が、国が、国が、
				3 経営転換協力金 農業をやめる場合や、部門減少する場合に農地中間管理機構を経由して担い手に農地を貸し土場合、農地の所有者に交付 15,000円/10a(1戸当たり上限50万円)					
耕作放棄 地解消事 業	耕作放棄地を農地へ 再生する取組及び再 生された農地におけ る営農定着の取組み を支援する。	事業実施後、5年間以上耕作を行う担い手	龍本県耕作放棄地解消事業(耕作放棄地有効利用促進事業) 実施要領 に定める事業	(補助額) 耕作放棄地解消事業実施要領に定める額(交付率100%)	事業実施前	1 位置図 ・管内図 ・見取図 ・字図 2 解消前写真	事業終了後速やかに	解消後写真	詳細について は、熊本県が定 める「耕作放棄地 解消事業実施要 領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書 提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
農業が 担い手育 成支援事 業			担い手育成緊急支援事業を積極的に実施するため、農業関係機関で組織する天草市担い手育成支援協議会に対し補助金を交付する。	(補助対象経費) 担い手育成支援協議会の専門職員の人件費、同協議会が実施する担い手支援アクションプラグラムに基づく各種事業 (補助率) 事業に要する経費の100%以内	年度開始後速や		年度末		詳細について は、熊本県が定 める「担い手育成 緊急支援事業補 助金実施要領」 に基づく。
農地利用 効率化等 支援交付 金事業		地域計画のうち目標地図に 位置付けられた認定農業者 等	【融資主体支援型】 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者が融資を受け、経営改善 の取組に必要な農業用機械等を導入する事業	(補助対象経費) 農業経営の開始若しくは改善に必要な農業用機械、施設の取得、改良、造成叉は農地 等の改良、造成等 (補助率) 事業費の30%以内。ただし、認定農業者及び認定新規就農者においては事業費の 40%以内	事業実施前	市稅等納付状況調査同意書	事業終了後速やかに		詳細について は、国が定める 「農・地利援交付 火を支援のび 「天草市農業振 興補助金等交付
		農家3戸以上が組織する農 事組合法人、農地所有適格 法人、特定農業法人等	【条件不利地域支援型】 経営規模が小規模・零細な地域において、共同で利用する、経営規模の 拡大、多角化・複合化を進めるための農業用機械等を導入する事業	(補助対象経費) 農業用機械、施設の取得、改良、造成叉は農地等の改良、造成等 (補助率) 整備内容ごとに2分の1以内(農業用機械にあっては事業費の3分の1以内。)	事業実施前	市稅等納付状況調査同意書	事業終了後速やかに		要領」に基づく。 市税等の滞納が ないことが条件。
くまもと土 地利用型 農業競争 力強化支 援事業	米を中心とした土地 利用型農業の競争力 強化を図る。	地域営農組織、農業法人等	地域営農組織等における米・麦・大豆の規模拡大や新技術の導入に必 要な機械等の整備に要する経費を補助する事業	(補助対象経費) 米・麦・大豆の規模拡大や新技術の導入に必要な機械等の導入経費 (補助額) 対象経費の50%以内	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細について は、熊本県が定 める「くまもと土 地利用型農業競 争力強化支援事 業実施要領」に 基づく。
農業制度 資金利子 補給事業	制度資金償還に伴う 利子の一部を助成す ることにより農家の負 担軽減を図る。	制度資金利用者	【農業制度資金利子補給補助金】 農業制度資金による融資を受ける農業者等に対して、当該融資額の利 子の一部を補給する。	(補助対象経費・補助額) 1 農業近代化資金 年1.096以内。ただし、平成30年1月1日以後に貸付実行した資金 については、貸付実行の日から3年以内 2 その他特に必要と認められる資金 年1.096以内で貸付実行の日から3年以内。ただ し、熊本県の規程により市町村の利子補給の率及び期間について定めがある場合は当 該規程による。	市長が指定する 日				詳細については、「天草市農業制度資金利子補給要領」に基づく。
		龍本県が新型コロナウイル ス対策農業経営安定資金融 通措置要項に定める新型コロナウイルス緊急支援資金 に以下緊急支援資金という。)     を融資した金融機関	【農業経営安定資金料子等補給事業補助金(利子補給)】 請本県が定める新型コロナウイルス対策農業経営安定資金融通措置要 項及び熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項に基づき、緊急 支援資金を融資する場合にその利子について補助する。	(補助対象経費) 熊本県新型コロナウイルス対策農業経営安定資金融通措置要項に定めのある利子。 利子補給額削は緊急支援資金貸付実施口から5年以内とする。 (利子補給額) 毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高(計算期間中の毎日の最高融資 現高(延滞金除く、の終和を365日で除して得た額をいう。)に緊急支援資金の貸付 利率に10分の7を乗じて得た額とする。	毎年2月10日	1 資金借入れ契約書等借入れを証明する書類の 写し及び計画承認申請書等の写し 2 農林漁業収入減少等調書 3 利子補給金支払い実績証明書 4 その他市長が必要とみとめるもの	-	-	詳について は経済を はに いて で で で で で を で は に で に で に で に で は に で は に で は に が に ま で ま れ で り ま れ に り ま れ に り ま が に り ま が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に で ま が に で ま が に で ま が に で ま が に で ま が に で ま が に で が に で が に で が に で が に で が に で が に で が に が に で が に に に に に に に に に に に に に
			項及び新型コロナウイルス対策農業経営安定資金保証料助成費補助金 交付要項に基づき、基金協会が新型コロナウイルス対策緊急支援資金	(補助対象経費) 基金協会が定める保証料。保証料助成期間は緊急支援資金貸付実施日から10年以 内とする。 (保証料助成額) 毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高(計算期間中の毎日の最高融資 残高(延滞金を除く。)の総和を365日で除して得た額をいう。)に基金協会の定める保証 料率を乗じて得た額とする。	翌年1月31日	1 保証料助成額計算書 2 保証料助成額補助額計算書 3 その他市長が必要と認める書類	-	-	詳細について東 は、「天草市農場 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
新規就農 新技援事 業	新規就農者の育成と 農業担い手の確保を 図る。	(準備型) 市内に居住する新規就農を 希望する者(就農予定時の年 齢が50歳以上65歳未満の 者) (経営開始型) 市内に居住する新規就農者 (飲農時の年齢が50歳以上 65歳未満の者)	【新規就農者給付金】 (準備型)本市より研修計画の承認を受けた前年の世帯所得600万円以 下の新規就農希望者への給付金 (経営開始型)本市より青年等就農計画の認定を受けた前年の世帯所 得600万円以下の新規就農者への給付金	○給付額 (準備型) 1人当たり年間150万円を上限とする。(給付期間は最長2年間とする。) (経営開始型) 1人当たり年間150万円を上限とする。(給付期間は最長3年間とする。)	研修計画認定後 叉は青年等就農 計画認定後速や かに(半年ごと)	(準備型) 1 市税等納付状況調査同意書 2 前年の世帯全員の所得証明書 3 誓約書・連帯保証人承諾書 4 その他市長が必要と認める書類 (経営開始型) 1 市税等納付状況調査同意書 2 青年等就展計画(写)及び認定書(写)3 前年の世帯全員の所発証明書 4 誓約書・連帯保証人承諾書 5 その他市長が必要と認める書類	-	(準備型) 給付対象期間経過後 1カ月以内に「研修状 元報告書 また、研修状 必要 また、研修教 了後6年間「就農状 気報告」の 提出が必要 (経営開始型) (経営開始型) 気機告」の提出が必 要 (経営開め型) 気機告」の提出が必 要	就農者支援事業実施要領」に基づく。市税等の滞納がないことが条件。

事業等 の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書 提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
		(準備型) 銀元で農業経営を継承する 前の農業後継者(54歳未満 で経営継承) (経営開始型) (経営開始型) (経営開始はた親元就農者(55歳未満で経営継承)	【観元就農者給付金】 (準備型) 前年の農業所得250万円未満の認定農業者等の後継者で前年の世帯所 得600万円以下の者が経営継承を行うまでの観元での就農期間(最長1 年間) 総行金の総付を行う。 (経営開始型) 国事業の給付金の対象とならない観元就農(経営開始)する前年の世帯 所得600万円以下の者に給付金を支給。ただし、親元の農業所得250万 日未満	(経営開始型) 1人当たり年間120万円を上限とする。(給付期間は最長3年間とする。)	研修計画認定後 又は青年等就農 計画認定後連や かに(半年ごと)	1 市税等納付状況調査同意書(親元を含む。) 2 前年の世帯全員の所得証明書	-	(準備型) 総付対象期間軽過後 (1カ月以内に「研修状 ) 次報告書」の提出が 必要 また、研修状況報告」の提出が 必要 また、研修終了後2年 提出が必要 (経営開始型) (経営開始型) が、の提出が必 を関始を与の提出が必 を で を が、現代 に が に が に が に が に が に が に が に が に が に	
		認定農業者である親元に55 歳未満で就農する者	【観元就農奨励金】 若い世代の観元就農の促進を図り、将来の地域の担い手として支援する ために奨励金を交付	(給付額) 就農時の年齢が45歳未満:年額80万円(給付期間は最長3年間とする。) 就農時の年齢が45歳以上55歳未満:年額40万円(給付期間は最長3年間とする。)	かに	1 市税等納付状況調査同意書 2 農業経営改善計画認定書(写) 3 給与を支払っていることがわかる書類 4 実施経営協定書(写) 5 住民票 6 履歴書 7 裁農意向確認書 8 顔写具付の身分を証明する書類 9 誓約書・連帯保証人承诺書 10 その他市長が必要と認める書類	-	給付後、2年又は給付 期間の1.5倍のいずれ か長い期間「就農状 災略告」の提出が必 要	詳細については、「天草市親元 は、「天草市親元 就農奨励金交付 東領」に基づく。 市税等の滞納が ないことが条件。
		天草市担い手育成支援協議会が行う農業研修を修了し、 もしくは履修している者であって、青年等就農計画の認定が確実と見込まれる者または青年等就農計画の認定を受けている者	【新規就農者施設機械等整備補助金】 新規就農者が経営開始後安定的な農業経営を目指した規模拡大を図る ための施設整備や機械導入等に対する補助又は研修生が就農するため の準備行為に対する補助	(補助対象経費) 機械 施設、家畜導入果樹の新植・改植、機械リース科等の初期投資的な経費。ただ し、ひとつの機械で税抜き10万円以上 (補助額) 対象経費の50%以内。ただし国県事業の採択を受けた場合は70%以内。上限額500万円 /世帯 ※農業用施設の整備事業等で国県事業と併用した場合、上限額を1,000万円とする。	事業開始前	1 施設整備に係る計画書等 2 図面、現況写真等 3 市税等納付状況調査同意書 4 青年等就農計画(写)及び認定書(写) 5 その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	1 完了後写真 2 領収書の写し	詳細について は、「天草市新規 就業者支援事業 実施要領」に基 づく。 市税等の滞納が ないことが条件。
		天草市担い手育成支援協議会	【新規就農サポートセンター補助金】 天草市担い手育成支援協議会で実施する新規就農サポートセンター事業に係る費用を支援する。	[補助対象経費] 農業研修費、募集活動費、指導費その他サポートセンターの運営に必要な経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	年度開始後速やかに		年度末		
		市内に居住する新規就農者 (就農時の年齢が50歳未満 の者)	【農業次世代人材投資事業補助金】 本市より青年等就農計画の認定を受けた新規就農者への給付金 ※令和3年度採択者まで該当。	(給付額) 1人当たり年間150万円を上限とする。ただし、夫婦で就農する場合においては、夫婦合 わせて年間225万円を上限とする。(給付期間は最長5年間とする。) ※令和3年度採択者は4年目及び5年目は年間120万円を上限とする。	青年等就農計画 認定後速やかに (半年ごと)	1 市税等納付状況調査同意書 2 青年等就農計画(写)及び認定書(写) 3 前年の世帯全員の所権助書 4 その他市長が必要と認める書類	-	給付後5年間「就農状 沢報告」の提出が必 要	詳細については、国が定める「農業人材強化と終合支援事業と対強と表演を類」、「大学の表別、「大学の表別、「大学の表別、「大学の表別、「大学の表別、「大学の表別、「大学の表別、「大学の大学の、「大学の大学の、「大学の、「大学の、「大学の、「大学の、「大学
		市内に居住する新規就農者 (就農時の年齢が50歳未満 の者)	【経営開始資金】 本市より青年等就農計画の認定を受けた新規就農者への給付金 ※令和4年度採択者以降該当。	(給付額) 1人当たり年間150万円を上限とする。ただし、夫婦で就農する場合においては、夫婦合わせて年間225万円を上限とする。(給付期間は最長3年間とする。)	青年等就農計画 認定後速やかに (半年ごと)	1 市税等納付状況調査同意書 2 青年等就農計画(写)及び認定書(写) 3 前年の世帯全員の所得知明書 4 整約書・連帯保証人承諾書 5 その他市長が必要と認める書類	-	給付後5年間「就農状 沢報告」の提出が必 要	詳細については、国が定める「新規会」という。 「新規会」とでは、国が定める「新規会」とでは、国が農会主義の対策では、 要綱」、「資金交付で、できるでは、 行うでは、 できるでは、 できるでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は
		認定新規就農者	【新規就農者経営発展支援事業補助金】 新規就農者が経営発展のために必要な施設や機械等の導入に対する補 助	(補助対象経費) 機械・施設、家畜導入果樹の新植・改植、機械リース料等の初期投資的な経費 (補助額) 対象経費の3/4以内。補助対象事業費上限は1,000万円。ただし、経営開始資金を給付 している場合、補助対象事業費上限は500万円	事業開始前	1 市税等納付状沢調査同意書 2 青年等就農計画(写)及び認定書(写) 3 その他市長が必要と認める書類	事業完了日から 30日以内または 年度末のいづれ か早い日	年間「就農状況報告」	詳細国のいては、 は、は、 は、は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、

事業等 の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
		認定農業者である親元に55 歳未満で就農する者		(給付額) 就農時の年齢が45歳未満:年額80万円(給付期間は最長3年間とする。) 就農時の年齢が45歳以上55歳未満:年額40万円(給付期間は最長3年間とする。)	事業開始後速やかに	1 市税等納付状況調査同意書 2 農業経営改善計画認定書(写) 3 給与を支払っていることがわかる書類 4 家族経営協定書(写) 5 住民票 6 履歴書 7 顧写真付の身分を証明する書類 9 誓約書・連帯保証人承諾書 10 その他市長が必要と認める書類	-	給付後、2年又は給付 期間の1.5倍のいずれ か長い期間 就農状 況報告」の提出が必 要	
		地域計画に位置付けられた 経営体等の経営を継承した 後継者又は法人	【経営継承・発展等支援事業】 将来に渡って地域の農地利用を担う経営体を確保するため、地域計画に 位置付けられた経営体等の経営を継承した後継者又は法人による、経 営発展するための取り組み(研修や機械装置等の導入)への補助	〇補助額 1経営体あたり、100万円を上限とする。	事業開始前	1 経営発展計画 2 個人事業の開業・廃業届(写)※ 3 確定申告書(写)及び青色決算書(写)※ 4 青色申告承認申請書(写) 5 家族経営協定書(写) 6 市税等納付状沢調査同意書 7 その他市長が必要と認める書類 ※法人の場合は、履歴事項全部証明書(写)、定款 又は規約(写)、確定申告書(写)、損益計算書 (写)	2月末日のいづ れか早い日	2 請求書及び領収	詳細については、国が定める「経営継承・発展等支援事業実市経営継承・発展等支援事業交付援事業交付表別の表別では、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは
集落営農 法人等経 営安定化 支援事業	本市の地域農業の担 い手の中核となる農業の 落営農法人の農業とに資するため、人材の確保、農 業用機械等の整備を 支援する。また、、者 営農や個人経営者		【集落営農法人活動拠点整備支援補助金】 集落営農法人設立後2年以内に活動の拠点となる事務所整備に係る経 費に係る補助金	(補助対象経費) 事務所整備に係る経費 (補助率) 事業費の3分の2以内(上限200万円) ただし、法人設立後2年以内1回限り	事業実施前	1 平面図、カタログ、見積書等 2 位置図、見取り図 3 着手前写真 4 施設利用計画書 5 事務所使用関係契約書	事業終了後速やかに	1 完了後写真 2 領収証の写し	
	国展や個人経営有が 将来にわたって持続 的に営農できるように 組織化を支援する。	集落営農法人	[集落営農法人雇用支援補助金] 集落営農型農業法人が行う新規常勤雇用に伴う人件費に係る補助	(補助対象経費・補助額) 常勤雇用者 1につき、月額97,000円(最長2年)	雇用開始後速やかに	1 認定農業者認定書 2 新規雇用及び社会保険の加入確認書類			
		集落営農法人	【集落営農法人農業用機械等整備補助金】 集落営農法人が導入する農業用機械等の整備に係る経費を補助する。	(補助対象経費) 集落営農法人が導入する農業用機械等の整備に係る経費 (補助額) 対象経費の30%以内(ただし、国県補助事業の採択を受けた場合は、国県の補助率と 合わせ最高50%以内まで上乗せ)で上限200万円、ただし、農薬散布等無人航空機ド ローン)の導入にあっては対象経費の50%以内で上限100万円	事業実施前	1 設計書·見積書 2 図面·現況写真	事業実施後速やかに	1 完了後写真 2 領収証の写し	
		JA集落営農法人連携組織	【集落営農法人連携組織支援補助金】 JAが構成する集落営農法人連携組織の活動に対して補助金を交付する。	(補助対象経費) 集落営農法人連携組織が実施する事業に係る経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、1組織当たり10万円以内とする。	総会終了後速やかに		年度末		
		土地改良事業等を実施した 地域、又は実施する地域を 代表する者	【集落営農組職等設立支援補助金】 新たな集落営農組職の設立に向けた取組活動等の費用を支援する。	(補助額) 集落営農組織等設立支援補助金 1地域当たり40万円 ※複数年(最長3年)に分けて申請も可能	事業実施前	1 事業実施計画書 2 土地改良事業等の内容が分かる書類	年度末	1 領収書、通帳及び 各記録の写し 2 構成員の状況及 びその他経営状況の 分かる書類	
		常勤雇用に伴い法人化した個人経営体	[農業経営法人化支援補助金] 常動雇用を行い法人設立する個人経営体の法人設立に伴い登記や定 款作成等の費用を支援する。	(補助額) 法人化支援補助金 1組織(経営体)当たり40万円	組織設立後速やかに	1 登記事項証明書等 2 雇用契約書等 3 農業経営改善計画認定書 4 市税等納付状況調査同意書	-	_	
	地域の活性化と農業の振興を図る。	物産地域イベントを開催する団体	次のイベントに係る事業費 1 天草町ジャガジャガ祭 2 JA本渡五和アグリフェスタ	(補助対象経費) 各イベントに係る経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、1事業当たり800,000円以内とする。	事業実施前		事業終了後速やかに	実施状況写真	
地産地消 体験活動 推進事業		小学校・中学校・子ども会・農 業団体	米づくり体験事業 (田植えから収穫までの米作り体験及びその米を利用した料理教室)	(補助対象経費及び補助額) 報償費、材料費、借地料等で、50,000円以内とする。	年度開始後速や かに又は事業実 施前		事業終了後速やかに	1 実施状況写真 2 領収書の写し	
		保育園・幼稚園	地産地消体験事業 (農作業体験及び地元でとれた農産物を使った料理体験)	(補助対象経費及び補助額) 報償費、材料費、借地料等で、30,000円以内とする。					

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
農業関係 団体育成 支援事業	農業振興及び地域の 活性化を図る。	・天草市郡定農家の会・ ・天草市市年農業者つラブ・ ・天草市地域だ住グリーブ・ ・ノス農業生産者部会・ ・有機農業は顕会・ ・JA・ ・JA集落営農法人連携組織・ ・佐伊津農産物生産組合	無業関係団体の育成支援のため農業関係団体の事業運営に対し補助金を交付する。 1 認定農業者組織育成補助金 2 育年農業者組織育成補助金 3 地域活性グループ育成補助金 4 農業生産者組織育成補助金 5 農業女性大学補助金	(補助剤) (補助額) 予奨の範囲内で市長が定める額	各団体総会(開 校式)終了後速 やかに		年度末		
中山間地 域等直接 支払事業		集落協定等の認定の通知を 受けた集落等の代表者(個別 協定にあってはその個人)	(中山間地域等直接支払交付金) 中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年12構改B第38号農林 水産事務次官依命通知)及び中山間地域等直接支払天草市基本介針に 定める対象地域及好対象展用地において、集落協定等に基づ人農業生 産活動及び多面的機能を増進する活動を5年以上実施する事業	(補助額) 中山間地域等直接支払交付金実施要領に定める額(交付率100%)	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細について は、国がである 「中山を域を 直接支表領」及び 「天域等を 東施要市中接を で付金 地で付金 領」に基づく。
	ることにより、耕作放 棄地の増加につなが	組む農地を除く、中山間地域 等直接支払事業の脱退集落 等で、5年間の集落協定を締	【中山間地域等農地保全事業補助金】 集落協定等に基づいて農地や農業用施設等の保全活動を実施する事業	(補助額) ・天草市中山間地域等農地保全事業補助金交付要領に定める額(3,000円/10a) ・交付金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。	事業実施前	1 事業計画書 2 収支子算書 3 構成д一覧 4 雇用地一覧 5 農地位置図	事業終了後速やかに	1 事業実績書 2 収支決算書 3 活動日誌及び活動 がわかる書類 4 領収書	詳細については、「天草市中山間地域等農地保全事業補助金交付要領」に基づく。
多面的機能支払事業	援し、農業の有する	市による事業計画の認定を 受けた活動組織又は広域活 動組織	多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日25農振第2254時農林水産事務次官依命通知)仁基づ(農地維持支払交付金に係る事業及び資源向上支払交付金に係る事業	(補助額) 多面的機能支払交付金実施要網に定める額(交付率100%)	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、国が機能については、国が機能を支払交びの機能を要が機能を要するが機能を要するが機能を要するが機能を要するが、機能を要する。
防草シート 設置支援 事業	急傾斜の農業施設 (水路、農道、ため池 等)の法面に防草 シートを設置し、作業 の省力化を図る。		共同で管理する農業施設の保全管理作業の省力化を図るため、共同で 取り組む2戸以上の農家に、防草シートの活用による保全管理方法を推 進する。	【補助対象経費】 - 防草シートの設置に要する費用 【補助額】 - 設置費用及び重機等借り上げ料の1/2 500千円以内 - 1団体で年1回の申請を限度とする。	事業実施前	1 事業計画書 2 収支書の写し 4 位置図 5 同意書 6 着手前の写真	事業終了後速やかに	1 事業実績書 2 収支決算書 3 領収書の写し 4 設置後の写真	詳細について は、「天草市防草 シート設置事業 補助金交付要 領」に基づく。
環境保全型農業直接支払事業	農業分野の環境保全 機能を発揮させること により、地球温暖化 防止や生物多様性保 全を図る。	農業者の組織する団体等	国の環境保全型無業直接支払交付金実施要頼(平成23年4月1日付22 生産第10953号農林水産事務次官依命通知)に基づ化学肥料、化学合 成農業の5割低減の取組みとセットで取組む営農活動を支援する事業	(補助額) 環境保全型農業直接支払交付金実施要綱に定める額(交付率100%)	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細について は、国が保全社の 「環直接係全社交型 環直接を支払網環 環直接を支払網環 で保全社の 保全社交 で保全社交 で保全 を で に を は を を で に を は を を を を を を を を を は に を は に を は に を は に る に る に る に る に る に で に に を は ら に を ら で に を ら で に る に る に る 。 で く る く る く る く る く る く る く 。 く 。 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と
有害鳥対 事書 事業	物等の被害防止を図 る。	有害鳥獣による農作物等の 核害防止対策のために、自 衛策として金帆。電気柵、トウン及び網等(以下「防護柵」と いう。)を設置した者	①道路(国県市道、一定要件農道等)、河川、用排水路、宅地、山林、耕作放棄地等(以下「一定条件」という。)で囲まれた農地で、隣接している	(補助対象経費) 次の防護柵等資材に係る費用(設置に係る費用を除く) ()「電気柵 (2)金網柵 (3)ワイヤーメッシュ柵 (4)トタン (5)電柵専用防草シート(電線入り) (補助額) ()対象経費の3分の1以内(上限80万円)[農業収入がある人] 対象経費の3分の2以内(上限20万円)[農業収入がない人] (2)対象経費の3分の2以内(上限30万円)(共同で設置する場合] (3)対象経費の3分の1以内(上限30万円)(現年度設置) 対象経費の3分の1以内(上限30万円)(選年度設置) 対象経費の3分の1以内(上限30万円)(通年度設置) 対象経費の3分の1以内(上限30万円)(通年度設置) ※令和7年8月豪雨により被災した農業者については、①②の上限額を撤廃する(令和7年度)	①防護柵の設置を完了した日から 起算して30日以 起算して30日以 日の日の10日のい ずれか早い日 ②③事業実施前		①- ②③事業完了後 直ちに	①一 ②③ 領収書及び納品書等	詳細について書 は、「天草市有書 鳥獣被害防護師 島獣を言い護師 登置事業領に基 づな 市税等の滞納が ないことが条件。
	有害鳥獣の捕獲を推 進する。	天草市に住所を有する者	<b>沙猟免計取得</b>	(補助対象経費) 1 収入証紙代 2 診断書料 3 講習会受講料 4 その他市長が認めるもの (補助額) 補助対象経費の2分の1以内を補助額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とし、予算の範囲内で交付する。ただし、10,000円を上限とする。	事業終了後速やかに	1 狩猟免許証の写し 2 補助対象経費に係る領収書の写し 3 市税等納付状況調査同意書	-		詳細については、市が定める「狩猟免許取得補助金交付要領」に基づく。市税等の滞納がないことが条件。

事業等 の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書 提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
	有害鳥獣による農作物等の被害防止を図る。	天草市有害鳥獸捕獲対策協 議会会員であって、わな猟免 財保持者の方と、箱わな、〈く りわなを購入する者	有害鳥獣捕獲わな購入事業 有害鳥獣による農作物等の被害防止対策のために、有害鳥獣捕獲のた めの箱わな又はくくりわなを購入する者に対する補助事業	(補助対象経費) 箱わな及びくくりわなの本体部分 (補助額) (補助額) (補助対象経費の2分の1以内(1,000円未満切り捨て)とし、次に定める額を限度とする。 ただし、予算の範囲内で交付する。 (1) 箱わな 35,000円/基 (2) くくりわな 10,000円/基	事業実施前	1 図画等 2 見積書 3 市税等納付状況調査同意書	事業終了後速やかに	1 領収書の写し 2 写真(購入後)	詳細について は、「天草市有害 鳥獣捕獲わなう 付要領」に基づ く。 市税等の滞納が ないことが条件。
	放任果樹園の伐採に よる被害減少効果を 検証する	農業者団体	【果樹園緩衝帯設置実証事業】 既に管理されていない果樹園、及び今後管理が困難となる果樹園の柑 橘類の木を伐採する事業	(補助対象経費) 放任果樹園等の柑橘類の木の伐採に係る経費 (補助額) 定額 120千円/10a	事業実施前	1 位置図	事業終了後速やかに	1 写真(実施後)	詳細について は、「果樹園緩衝 帯設置実証事業 実施要領」に基 づく。
有害鳥獣 捕獲対策 協議会運 営補助事 業	有害鳥獣捕獲効果の促進を図る。	天草市有害鳥獣捕獲対策協 議会(以下この項において 「協議会」という。)	1 協議会の運営 2 有害鳥獣捕獲事業	(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		
水田経営安定対策事業	主食用米の需給に応 じた生産に取り組むと ともに、水田フル活用 を行う。	地域農業再生協議会農業協同組合	【水田産地化総合推進事業補助金】 熊本県の水田産地化総合推進事業実施要領に定める事業	(補助対象経費及び補助率) 主食用米の需給に応じた生産に取り組むとともに、水田フル活用を推進するための事務 経費の100%	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、熊本県が定める「水田産地化総合推進事業大 を養殖は、大田産地化総会を開いる。 「水田産地化総要では、 「本では、大田では、大田では、 「本では、大田では、大田では、 「本では、大田では、大田では、 「本では、大田では、大田では、 「本では、大田では、大田では、 「本では、大田では、大田では、 「本では、大田では、大田では、 「本では、大田では、大田では、 「本では、大田では、大田では、 「本では、大田では、大田では、 「本では、大田では、大田では、 「本では、大田では、大田では、 「本では、大田では、大田では、 「本では、大田では、大田では、 「本では、大田では、 「本では、大田では、 「本では、「本では、 「もでは、 「本では、 「な、 「な は 、 「と、 「な 「な 「な 「な 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「
	経営所得安定対策の 円滑な推進を図る。	天草市農業再生協議会	【経営所得安定対策等推進事業補助金】 経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の実施に必要となる 推進活動等のうち、地域農業再生協議会が行う現場における推進活動 や要件確認等に必要となる経費を助成する事業	(補助対象経費及び補助率) 共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び備品購入 費 (補助率) 補助対象経費の100%	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、国が保護を受ける。 「経営所得進事び対策要報過事業を要す。 実施草市農変付 「天草市農変付」の 領」に基づく。
	米の農作業受託等を 推進するため、農作 業受託団体等の農業 機械の充実を図る。		(農業施設機械整備事業補助金) 米の農作業受託等を推進するための農機具等の機械購入	(補助対象経費及び補助率) 標準仕様のトラクター、田植機、コンパイン、乾燥機、トラクターと組み合わせて使用する 作業機 (補助率) 農機具等機械購入費の30%以内(上限額130万円)	事業実施前	1 同意書 2 実施準備状況 3 議事録の写し 4 位置図 平面図 5 見積書、カタログ	事業終了後速やかに	領収書の写し	詳細は、「天草市 農業施設機械整 備事業実施要 領」に基づく。
	市内農業が直面する 課題解決に向けて 「機械の共同化」、 「受委託作業の推 進」、「作業の省方 化」の3つの柱を実り する天草型スマート 農業の推進を図る。	集落営農法人等	【水福スマート農業実証事業】 水管理に伴う見回り作業の省力効果や導入による費用対効果を検証する取組に補助。	(補助対象経費及び補助率) 補助対象経費の30%以内	事業実施前		事業終了後すみやかに		
家畜伝染 病対策事 業	牛伝染性リンパ腫の 感染拡大を効率的か つ効果的に防止し、 牛伝染性リンパ腫の 浸潤率を低下させ、 農場の清浄化を図 る。	所 2 国のBLV対策ガイドライ	【EBL清浄化対策事業補助金】 1 繁殖雌牛の抗体核査のうち、国事業の対象とならない陰性牛のみの 畜産農敷が行う抗体検査 2 牛舎内での、陽陰性牛の分離飼育を推進するため、分離用のネット資 材の購入、簡易牛舎の増製・補修 3 母牛からの早期離乳を促すための代用乳購入	(補助対象経費及び補助額) 1 抗体検査料の2分の1以内 2 分離用のネット資材購入費の3分の1以内 簡易年舎の増設・補修費 請負施工の場合 事業費の2分の1以内(上限2,500千円) 自力施工の場合 資材費の3分の2以内(上限1,000千円) 3 代用乳購入費の3分の1以内(上限10千円)	事業実施前	市税等納付状況調査同意書(個人申請の場合)	事業終了後速やかに	領収書の写し等	詳細については、「天草市EBL 清浄化対策事業 実施要領」に基づく。 市税等の滞納がないことが条件。
	伝染病の予防並びに 伝染病の被害基大化 防止及び清浄化によ る畜産経営の安定を 図る。	農業者又は農業者団体	【豚熱対策事業補助金】 1 農場で使用する消毒資材の購入費 2 豚熱用ワクチンの接種に係る注射器・注射針の購入費 3 豚熱用ワクチン費用	(補助率) 1 事業費の1/2以内(上限:1戸当たり500千円) 2 注射器:注射針購入費の1/2以内 3 豚熱用ワクテン費用 70円/頭	事業実施前	1 見積書の写し 2 税等納付状況調査同意書	事業終了後速やかに	納品書又は領収書の 写し等	)詳細について は、「天草市豚熱 対策実施要領」 に基づく。 市税等の滞納が ないことが条件。
畜産振興 対策事業	規模拡大を行う農家 に優良な家畜の導入 を円滑に実施する。	基金造成主体となる農業協同組合	【家畜導入事業補助金】 [旅本県の家畜導入事業実施要領に基づき基金造成主体となる農業協同 組合が行う家畜導入事業	(補助額) 優良雌牛導入牛1頭当たり142,000円以内	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、「熊本県家を 導入及び「天草・ 農業大学・ 農業付要領」に基 でづく。

事業等 の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
	畜産農業の振興を促進する。	農業協同組合	【地域肉用牛振興対策事業補助金】 農業協同組合が優良な繁殖雌牛を購入し、畜産農家に一定期間貸付け た後譲渡する事業	(補助額) 優良雌牛導入牛1頭当たり50,000円以内	事業実施前		事業終了後速やかに	牛登記証の写し	
	市内農業が直面する 課題解決に向けて 「機械の共同化」、 「受委託作業の推 進」、「作業の省力 化」の3つの柱を実現 する天草型スマート 農業の推進を図る。	畜産農家	【畜産スマート農業推進事業補助金】 天車型スマート農業の普及のため、畜産業における省力化につながる設備等の導入に支援。 (対象設備:分娩予知・発情発見システム、スタンチョン自動開閉装置、放 牧牛管理システム、監視カメラシステム等)		事業実施前	市税等納付状況調査同意書	事業終了後速やかに		市税等の滞納がないことが条件。
	畜産農家の経営の安 定及び産地の維持・ 育成を図る。	天草市に住所を有する養豚 農業者3人以上で構成される 団体	【養豚振興協議会育成補助金】 天草市養豚振興協議会の活動に対して補助金を交付する。	(補助対象経費) 団体の事業連営費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		
	畜産農家の経営の安 定及び産地の維持・ 育成を図る。	農業協同組合	【肉用牛産地強化推進事業補助金】 家畜市場統合に伴う経費の増加に対し、農家負担軽減のため増加した 経費を支援する。	(補助対象経費及び補助率) 事業費の1/2以内	事業実施前		事業終了後速やかに		
	畜産農家の収益性を 地域全体で向上さ セ、生産基盤の維持・ 強化を図る。	畜産クラスター協議会	【畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金】 地域畜産クラスター計画を作成した地域の収益性向上等に必要な機械 の導入、施設の整備に対し支接する。	(補助対象経費) 1頭当たりの販売額の増に向けた畜舎及びその付帯設備の建設に要する経費 (補助率) 事業費の60%以内	事業実施前	1 見辞書の写し 2 位置図 平面図 3 カタログ	事業終了後速やかに	1 納品書の写し 2 Lpかエ写真・エ 事写真	詳細にないでは、 は、国が略強のでは、 は、畜産・化等は、 、育産・化等・ 、育産・化等・ 、では、 、育産・化等・ 、では、 、育産・ 、では、 、では、 、では、 、では、 、では、 、では、 、では、 、では
放牧推進 事業	放牧による畜産農家 の労働力の省力化や コスト削減による経営 の安定を図る。	畜産農家	【放牧条件整備事業補助金】 放牧資材費(放牧に必要な資材) 原壁物(牧橋、電気牧福設備一式)、簡易給水器(ボーリング工事を含まない)、簡易補機器(運動水タンチョン、追い込み枠)、親子放牧用枠 (子牛だけ給餌休息できるスペース)、管理用道路桶修資材等	(補助館) 1/2以内(上限50万円)	事業実施前	市税等納付状況調査同意書(個人申請の場合)	事業終了後速やかに		詳細について は、「放牧条件書 備事業実施要 領」に基づく。 市税等の滞納が ないことが条件。
	る放牧事業により、農 地の保全、有害鳥獣	り協定締結している集落等で あって代表者等を定めた規	市が指定した地区において集落連携放牧事業協定書に基づき実施される、農地の適正管理、有害鳥獣被害の低減、畜産農家の労力の低減	(補助額) 次の1及び2を合わせた額。ただし、1集落当たり100万円を上限とする。 1 協定面積払 協定面積に応じた次の額 (1) 10ha以上 50万円 (2) 8ha以上 40万円 (3) 6ha以上 40万円 (4) 4ha以上 53万円 (5) 2ha以上 30万円 2 放牧面積払 10a当たり2万円	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、「天草市集発連携放牧要報子が表現を表現を表現を表現を表現を表現して、
畜産環境 対策推進 事業			[畜産環境対策推進事業補助金] 家畜排せつ物における悪臭改善対策として、臭気測定、資材実証試験等 の取り組みに対する補助	(補助対象経費) 果気低減資機材等の購入に係る経費 (補助額) 資機材等の購入費の50%以内 (上限:1組織150万円以内)	事業実施前	見積書の写し	事業終了後速やかに	1 臭気測定の記録 票 2 領収書の写し	
園芸施設 整備支援 事業			【攻めの園芸生産対策事業補助金】 攻めの園芸生産対策事業実施要領(県要領)に基づき行う事業	(補助率) 事業費の50%以内	事業実施前	-	事業終了後速やかに	-	詳細については、 は、熊本県が定場では、 がる「なめの「大きな」と 生産対策及び「東京では、 草市農業では、 草市金等交付要 領」に基づく。

業等 )名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書 提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
農	野菜・花き及び果樹 農業の振興を促進す 5。	農業者又は農業者団体	【園玉施設整備等事業補助金】 次に掲げる事業を対象とする。ただし、1~8については、国又は県の補助事業となるものを除く。 1 かんがい対策事業 (1) 簡易貯水槽の設置は、貯水量が果樹の場合、概ね70t以上(共同設置 の場合は概ね40t以上)とする。 (2) 防水用ンルシートの更新は、耐用年数(概ね10年)終了したもの。 (3) 給水ポンプ施設等の設置は、2戸以上の共同事業に限る。	(補助率) 事業費の30%以内(認定農業者及び認定新規就農者においては、40%以内。)ただし、 農業者団体の場合は、構成員全てを認定農業者及び認定新規就農者とする。 また、簡易貯水槽の共同設置の場合は、事業費の1/2以内とする。 貯水槽の設置及び防水用ゴムシートの更新については、シートの厚さ05mm以上のもの を対象とする。		1 位置図、平面図 2 見積書の写し 3 市税等納付状況調査同意書(個人申請の場合)	事業終了後速やかに	1 納品書の写し 2 領収書の写し	認定新規2008年 認定新規4008年 東有就008年 成25年度(20025年 和7年でしていた は、南土 に対していたを に対していたを に対していたを に対していたを に対していたを に対していたを に対していたを に対していたを に対していた。 にがした。 にがした。 にがしていた。 にがした。 にがし、 にがし
			2 園内作業道整備事業 事業費が10万円以上の作業道の整備(舗装をいう。) 及び急傾斜地運搬 機械(モノレール) 整備	(補助率) 事業費の30%以内(認定農業者及び認定新規就農者においては、40%以内)で、原材料費にあっては市が定める原材料単価額を上限とする。	=				市税等の滞納がないことが条件。
		農業者(定年就農者含む) 又 は農業者団体	3 ハウス施設整備事業 (1)ハウスの建設(新設・中古) 中古ハウス本体の購入費は対象とせず、資材費(交換部品代)を対象とする。 (2)ハウスの更新 耐用年数が過ぎ老朽化したハウスの更新。 (3)ハウスの改修 第二者の使用していないハウスを改修し再利用するもの。 (4)ハウスの再建、復旧 台風等農業会象没第言被災したハウスで、国県の補助を受けられないもの。なお、補助対象経費は被覆資材を含まず、共済金(みなし額)を除いた額とする。 (5)ハウス協動化につながる補強(長寿命化)ハウスの補強資材の導入及びぞれと併せて行う法定耐用年数が経過した部材の交換、 異常気象による高温対策として、ハウスに遮光剤、遮熱剤及び除去剤を塗布する。 (要件) ・(1)(2)(3)については、事業費が30万円/10a以上。(4)については事業費が15万円/10a以上。(5)については事業費が20万円/10a以上とする。 ・原則として共済加入を義務とする・ハウスの開始を執わるとと。	(補助対象経費) (1)~(5)のハウスの建設等に伴う経費。 (1)~(3)と一体的に整備する栽培棚、換気扇、巻き上げ機、電照施設等の附帯設備の整備費も含む。 (6)ハウスに遮光剤、遮熱剤及び除去剤を塗布する場合の事業費。 (補助率) (1)(2)(4)(5)のハウス建設等については、事業費の30%以内(認定農業者及び認定新規設患者においては40%以内)とする。 (3)のハウスの改修については、資材費の50%以内とする。 (6)請負施工の場合は事業費の30%以内とし、自主施工の場合は資材費の1/2以内とする。 (補助の上限) ((補助の上限) (1)(2)のハウスの建設、更新については、180万円/10aを上限とする。 (3)(5)のハウスの建設、更新については、50万円/10aを上限とする。 (3)(5)のハウスの改修、強靭化については、50万円/10aを上限とする。 (4)のハウスの復旧については、240万円/10a(認定農業者及び認定新規就農者においては、320万円/10a)を上限とする。 (1)(2)(3)のハウスの附帯設備については、50万円/10aを上限とする。	事業実施前 ただし、事前着工 についてやむを 何ない理由があ ると市長が認め ると市長が認め る場合は、この限 りでない。				
		農業者又は農業者団体	4 雪吉農業用ハウス撤去対策事業 大雪により倒壊した農業用ハウスの解体費及び廃材の運搬費(以下 「撤去費」という。)の補助	(補助額) 搬去費の2分の1以内。 ただし、園芸施設共済(特定園芸施設及び附帯施設)による撤去費用分の共済支払金を受けた場合や、骨材等の廃材を処分して収入が発生した場合で、その額と補助額を合わせて撤去費を超える場合は、その差額を補助額から控除する。 (限度額) 1 請負施工 (1)基礎を有するハウス 325,000円/10a (2)(1)以外のハウス 250,000円/10a 2 自力撤去 55円/㎡ ※自力撤去とは、外注費が発生しない撤去とする。ただし、2親等内に対する賃金、賃借料は、外注費が発生しない撤去とす。ただし、2親等内に対する賃金、賃借料は、外注費が発生しない撤去とす。	事業実施前 ただし、事前着工 についてやむを 得ない理由があ ると市長が認め る場合は、この限 りでない。				
			5 省エネルギー設備導入事業 ハウス面積がおおむね500㎡以上ある果樹、野菜又は花きの施設におけ る省エネルギー設備導入事業(循環扇、二重カーテン又は三重カーテン 等更新も含む	(補助率) 事業費の30%以内(認定農業者及び認定新規就農者においては、40%以内)	事業実施前				
			6 暗渠排水対策整備事業 受益面積がおおむね500㎡以上であって、土地改良事業(市単独)で実施できない暗渠等の導入による排水対策整備事業	(補助率) 事業費の30%以内(認定農業者及び認定新規就農者においては、40%以内)で、30万 円を上限とする。	事業実施前				
		農業者団体	8 園地整備事業 樹園地の基盤整備事業 【要件】 ・市の指定を受けた地区であること ・機械化作業体系に適した植栽方法とすること ・連担化した30a以上の農地であること	(補助率) 30a以上の集積基盤整備団地を作る整備計画の実現に係る費用。1団地当たりの補助 額は次のとおり 30a~800千円以内、50a~1,000千円以内、1ha~2,200千円以内、1.5ha~3,440千円 以内、2ha~4,800千円以内、2,5ha~3,0ha6,000千円以内	事業実施前	1 位置図 2 平面図 3 集積計画 4 図面		1 工事写真 2 領収書の写し	
雨 書を 後に	台風及び梅雨前線豪 雨、大雪等の気象災 唇により甚大な被害 と受けた産地に対し、 复旧対策を講じること より、被災農家の 経営安定を図る。	被災農業者	(台風被害等生産施設復旧対策事業補助金) 台風被害等生産施設復旧対策事業実施要領(以下この項において「県 要領」という。)に基づき行う事業	(補助率) 補助対象事業費の50%以内(認定農業者及び認定新規就農者においては、60%以内)		1 位置図、平面図 2 見積書の写し	事業終了後速やかに	1 納品書の写し 2 領収書の写し	詳細については「県要領」及び「天草市農業振興補助金等交付要領」に基づく。

事業等 の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
	東が推進する果樹 園芸等の補助事業を 実施する。	3戸以上で組織する生産組合 及び農業生産法人並びに農 業協同組合	【次代につながる熊本の果樹強化対策事業補助金】 次代につながる熊本の果樹強化対策事業実施要領(県要領)に基づき行 う事業 2 不知火類の貯蔵環境改善モデル実証支援 次代につながる熊本の果樹強化対策事業実施要領(県要領)に基づき行 事業	(補助率) 1 産地基盤の整備 508以上の集積基盤整備団地を作る整備計画の実現に係る費用 定額(1,000千円/50 a) ただし、1団地当たりの補助額は次のとおり 508~1,000千円、1ha~2,200千円、1,5ha~3,440千円、2ha~4,800千円、2.5ha~ 3,0ha6,000千円 2 作業受託組織の育成支援 新規組織 ご額600千円 既存組織の受託能力向上 400千円以内 (補組織の受託能力向上 400千円以内	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、熊本県が定める「次代については、熊本県が定める「次代につながる代の果実の「熊本要の農業での農業では要の農業を受ける。」に基づく。
	先進的なDX技術を活 用した省力化機械の 導入を進め、生産性 の向上及出質の更 なる向上を目指し、 で、地域を全の果 証・普及活動とで、地域を で、地域を の外続的発展を 図る。	作業受託組織等	【未来型(スマートDX)果樹栽培技術推進事業】 スマート機器、特にドローンの能力が十分発揮できる省力化栽培技術モデル実証を行い、労働生産性の高い未来につなぐ果樹栽培経営を目指す事業	(補助対象経費) 次の果協の省か化栽培のモデル実証に必要な経費 -スマート機器の導入と体制整備に係る費用(スマート機器の導入費、スマート機器の連 用に必要な研修費、3Dマップ作製費等) -検討会の開催、現地調査等に係る費用 (補助率) 対象経費の1/2以内	事業実施前	1 規約 2 見積書 3 カタログ 4 実施体制図	事業終了後速やかに	1 領収書の写し 2 検討会や実証調査 の内容がわかる資 料、実証調査の結果 がわかる資料	詳細については、熊本県「未来型(スマートDX) 里格鼓技術推進事業実施要領川に基づる。 市税等の滞納がないことが条件。
園芸作物 振興業 事業	果樹、野菜及び花き 生産の安定経営と新 損作物の推進を図 る。	農業者又は農業者団体	(園芸作物振興対策事業補助金) 1 新規作物導入事業 市が指定する新規作物の導入事業 市が認める環境保全型事業 市が認める環境保全型農業技術の導入事業 3 露地野菜推進事業 JAが産地強化のため推奨する露地野菜の推進事業	(補助対象経費及び補助率) 種苗購入費の30%以内 (補助対象経費及び補助率) [導入事業] 環境保全型農業資材費の30%以内 (補助対象経費及び補助率) 種苗購入費等の30%以内	事業実施前	1 位置図、平面図 2 見積書の写し 3 市税等納付状況調査同意書(個人申請の場合)	事業終了後速やかに	1 納品書の写し 2 領収書の写し	詳細について は、「園芸作物」 興対策事業実施 要領」に基づく。 市税等の滞納が ないことが条件。
		集落営農法人	4 新技術導入事業 本市が認める農業分野新技術の導入事業 5 水田有効活用推進事業 集落営農法人が収益確保のため取り組む露地野菜の推進事業	(補助対象軽費及び補助率) 防虫用LED資材導入技術における事業費の30%以内 (補助対象軽費及び補助率) 資材費の30%以内(29千円/10aを上限とする)	-				
		農業者又は農業者団体	【果樹優良品種系統更新事業補助金】 事業面積がおおむね10アール以上、天草地域の奨励品種である改植事 業(伐採、整地及び植裁の一連の作業を行うものをいう。)	(補助対象経費及び補助額) 改植事業に要する経費で、1本当たり500円を上限、かつ10アール当たり54,000円以内					
		農業協同組合	【野菜価格安定事業補助金】 市が認める作物である「オクラ」「スナップエンドウ」「イチゴ」を対象とし、 句別平均販売価格が基準単価を下回った場合の差額の9割について、野 菜生産農家に対して生産者補給金を交付する事業	(補助対象経費及び補助率) 旬別平均販売価格と基準単価の差額の9割の50%以内 基準単価 1 オウラ 617円/kg 2 スナップエンドウ 10月から12月まで950円/kg 1月から4月まで751円/kg 5月 から6月まで702円/kg 3 イチゴ 1月から2月まで1,004円/kg 3月813円/kg 4月から5月まで578円/kg	-	販売実績明細		支払明細	
		農業者又は農業者団体	【オリーブ栽培事業補助金】 オリーブ生産の経営の安定を図る 1 オリーブの植事業 優良品種への改植 2 倒伏防止支柱設置事業 3 オリーブ移植・土壌改良事業 4 排水対策事業	(補助対象経費及び補助額) 1. 優良品種への改植のための、苗代、土壌改良剤等の2分の1以内(上限3,000円/1本) 2. 台風等による倒伏防止のために設置する支柱設置にかかる経費の2分の1以内(上限9,1円/10a) 3. 圃場条件が悪い園地から、優良園地への移植、それに伴う土壌改良にかかる経費に6,500円/1本(パーライト施用の場合は、1,500円/1本追加) 4. 排水対策用にマルチ施用にかかる資材代の2分の1以内	-	1 位置図、平面図 2 見積書の写し 3 市税等納付状況調査同意書(個人申請の場合)		領収書の写し	市税等の滞納がないことが条件
	農業用廃プラスチック 類の適正処理を図 る。	農業協同組合	[農業用廃プラスチック類処理対策事業補助金] 補助対象者が実施する農業用廃プラスチック類の回収・廃棄等処理対策 事業	(補助対象経費) 補助対象者が実施する農業用廃プラスチック類の回収・廃棄等処分費用 (補助率) 予算の範囲内とし、補助対象経費の3/10以内とする。(補助上限350千円)	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、「天草市農業 用廃プラスチック類処理対策事業 実施要領」に基づく。

事業等 の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書 提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
	市内農業が直面する 課題解決に向けて 「機械の共同化」、 「受委託作業の省 進」、「作業の省力 化」の3つの柱を実 する天草型スマート 農業の推進を図る。	農業者団体	【園芸作物スマート農業実証事業補助金】 (1) 樹園地におけるドローン等防除の効果実証の補助 (2) 樹園地における防風林等支障木の伐採実証事業	(相助対象経費) (1)防除に係る経費(農薬代は除く) (2)防風林等支障木の伐採に係る委託経費 (補助率) (1)予算の範囲内で定額 (2)定額 40千円/1日	事業実施前	(2) 1 見積書 2 位置図	事業終了後速やかに	(2) 1 領収書の写し 2 写真(実施後)	詳細について は、市が定める 「園芸作物スマー ト農業実証事業 実施要領」に基 づく。
	果樹農業の経営安定 及び生産力の向上を 図る。	農業共済団体	【果樹共済掛金補助金】 果樹共済事業に加入する者で、5,000円以上の当該掛金を払うものに対する補助事業	(補助率) 農業者が負担する共済掛金の30%以内	事業実施前	共済掛金明細一覧表	事業終了後速やかに	共済掛金明細一覧表	
	施設園芸の経営安定 及び生産力の発展を 図る。	農業共済団体	[園芸施設共済掛金補助金] 園芸施設共済事業に加入する者で、5,000円以上の当該掛金を払うも の。ただし、ハウスのみとし、付帯施設及び作物はこの限りでない。	(補助率) 農業者が負担する園芸施設共済掛金の30%以内	事業実施前	共済掛金明細一覧表	事業終了後速やかに	共済掛金明細一覧表	
園芸作物 生産組織 育成支援 事業		天草市に住所を有する園芸 作物を生産する農業者3人以 上で構成される団体	次の団体の活動に対して補助金を交付する。 1 天草市業には「振興会 2 天草市オリーブ栽培者の会	(補助対象経費) 団体の事業運営費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		
農業者支 援物価高 騰緊急対 策事業	原油価格や物価高騰 の影響を受けている 農業者を支援し、営 農継続意欲の向上を 図り、営農継続を支 援する。	農業者団体	(高温対策資材支援事業) 露地栽培の果樹の生産を行う農業者に対し、高温対策資材購入費の一部を支援する。	(補助対象経費) 高温対策資材(詳細は要領に記載)の購入費 (補助額) 資材購入費の50%以内	事業実施前	1 見積書の写し 2 カタログ 3 設置箇所図	事業終了後速やかに	1 納品書 2 領収書(請求書) の写し 3 写真等	詳細について は、「農業者支援 物価高騰緊急対 策事業実施要 領」に基づく。
			【住産資材支援事業】 1 果樹、園芸、花き及び特産物の生産を行う農業者に対し、農産物の品 質向上が見込まれる生産資材の購入費等の一部を支援する。 2 生産者からの申請等を取りまとめる団体に、事務推進費として定額を 支給する。	(補助対象経費) 1 農産物の品質向上が見込まれる資材(詳細は要領に記載)の購入費等 2 消耗品代、郵便代、振込手数料等 (補助額) 1 事業費の50%以内 2 定額	_	1 見積書 2 納品書 3 領収書の写し等購入数量と金額が分かるもの 4 カタログ	-	1 納品書 2 領収書(請求書) の写し 3 写真等	
畜産業物 価高対策事 業	原油価格や物価高騰 の影響を受けている 畜産農家を支援し、 営農継続意欲の向上 を図り、営農継続を支 援する。	畜産農家	[畜產業物価高騰緊急対策事業補助金] ①送風設備導入支援 ②噴霧設備導入支援 ③畜舎屋根遮熱対策支援	(補助対象経費及び補助率) (①換気設備、送付資機材の導入事業費の1/2以内 (2ミスト機、動噴設備の導入事業費の1/2以内 (3)断熱材、遮熱剤、遮光シートの導入事業費の1/2以内 (上限額) (①1戸当たり上限250千円 (2)戸当たり上限250千円 (3)畜舎(権当たり上限000千円	事業実施前	1 見積書 2 カタログ 3 設置個所図	事業終了後速やかに	1 納品書の写し 2 領収書の写し	詳細については、「畜産物物価高騰緊急対策事実施要領」に基づく。
令和7年8 月豪爾機 業用機域 等復旧支 援事業		地域計画の目標地図に位置付けられた被災農業者等	【農地利用効率化等支援交付金事業補助金(被災者支援分)】 被災した農業用機械等の修繕・再取得等の支援	(補助対象経費) 横災した農業用機械等の修繕・再取得費 ただし、耐用年数が概ね5年以上20年以下で、かつ事業費が50万円以上のものが対象 (補助率) 対象経費の8/10 (補助上限額16,000千円)	被災した日以降速やかに	・収支予算書 ・対象機械等の被災証明書 ・被災したことが分かる書類(写真・書きもの等) ・見積書 ・その他、市長が必要と認める書類 など	事業終了後速やかに	・収支精算書 ・見積書、契約書、納 品書、請求書、領収 書など	詳細について は、「農地利用効 率化等支援交付 金実施要綱」に 基づく。
			<ul><li>(市単独農業用機械・施設等復旧支援事業補助金)</li><li>事業内容:被災した農業用機械等の修繕・再取得等の支援</li></ul>	(補助対象経費) 被災した農業用機械等の修繕・再取得費 ただし、耐用年数が概ね5年以上20年以下で、かつ事業費が5万円以上のものが対象 (補助率) 対象経費の3/4 (補助上限額450千円)	被災した日以降速やかに	・収支予算書 ・対象機械等の被災証明書 ・被災したことが分かる書類(写真・書きもの等) ・見積書 ・その他、市長が必要と認める書類 など	事業終了後速やかに	・収支精算書 ・見積書、契約書、納 品書、請求書、領収 書など	詳細について は、「天草市農業 用機械・施設等 復旧支援事業実 施要領」に基づ く。
月豪雨園 芸作物・施	令和7年8月豪雨により被災した農業者の早期の営農再開を支援する。	被災農業者	[早期営農再開支援事業補助金] 1 資材の調達支援 2 栽培環境整備 (1)追加防除・施肥 (2)作物残さの撤去	(事業費(対象経費)) 1 早期営農再開に必要な生産資材(種子・苗等)の調達経費等 2 (1) 被災からの育成回復等に向けて追加的に必要となる薬剤及び肥料の購入経費 2 (2) 被災に伴い新たに必要となった食物残さの撤去費用 (補助率) 1.2(1) 対象経費の8/10 2(2) 定額1,500円/10a	被災した日以降速やかに	- 事業実施計画書 - 被災延明書 - 被害状況が分かる写真など - 助成対象経費の根拠がわかる資料(納品書、請 求書 など)	事業終了後速やかに	・事業実績報告書 ・共済または保険等 への加入状況が分か る書類	詳細について は、「令和7年8月 からの大雨対応 産地緊急支援事 業実施要領」に 基づく。

事業等 の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書 提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
	令和7年8月豪雨により被災し機能が低下した集出荷施設等に した集出荷施設等に ついて、簡易な修繕 による一時的な機能 の回復、選果等を行う ための輸送経費を 援する。	農業協同組合	【出荷円滑化支援事業補助金】 ・ 施壁の夜短旧 被災し機能が低下した集出荷施設等について、簡易的な修繕等により ・ 時的に機能を復活させるために必要な経費の支援 2 周辺集出荷施設等の活用 被災施設に集荷した農産物を周辺施設に輸送し、選果・加工等を行うた めに必要な輸送経費の支援	1 施設の仮復旧 (補助対象経費) 被災した集出荷施設の仮復旧経費 (補助車) 対象経費の3/10 2 周辺集出荷施設等の活用 (補助対象経費) 周辺集出荷施設等で選果を行うために必要な輸送経費 (補助額) 3千円以内(1tあたり)	被災した日以降速やかに	- 事業実施計画書 - 被災延明書 - 被密状況が分かる写真など - 補修等経費または輸送費の根拠がわかる資料など	事業終了後速やかに	・事業実績報告書 ・共済または保険等 への加入状況が分か る書類	詳細について は、「令和7年8月 からの大雨対応 産地繁急支援事 業実施要領」に 基づく。
	令和7年8月豪雨により被災し機能不全となった園内道について、修繕・代替整備等による機能の回復を支援する。	被災農業者	【市単独園芸施設等復旧支援事業補助金】 被災し機能不全となった園内道について、修繕・代替整備等により機能を 回復すために必要な経費の支援	(補助対象経費) 被炎し機能不全となった圏内道の修繕・代替整備経費等 (補助率) 対象経費の3/4 (補助上限額1,800千円)	被災した日以降 速やかに	- 収支予算書 - 被災証明書 - 被災止だことが分かる書類(写真・書きもの等) - 見積書 - その他市長が必要と認める書類 など	事業終了後速やかに	・収支精算書 ・見積書、契約書、納 品書、請求書、領収 書 ・しゅん工検査確認書 類など	詳細について は、「天草市令和 7年8月豪雨園芸 作物・施設等復 旧支援事業実施 要領」に基づく。
■農林整									
土地改良 支援事業	農業生産性の向上及 び経営の合理化を図 る。	天草市に住所を有する農業 者又は農業者団体	1 受益戸数2戸以上及び受益面積20アール以上の農業用施設の整備 並びに維持管理事業 2 基盤整備事業(受益面積10アール以上のほ場整備等) 3 農地等災害復旧事業(他の補助事業の対象とならない小規模災害)	(補助額) 1 事業費に2分の1を乗じて得た額以内の額とする。ただし、100万円を上限とし、予算 の範囲内で交付する。 2 事業費に2分の1を乗じて得た額が10万円未満のときは、補助の対象としない。	事業実施前	1 事業関係者の同意書 2 工事見精書 3 事業地位置図、計画平面図、地籍図、数量計画 書等 4 農地形状変更届受理通知の写し 5 市税等納付状況調査同意書(個人申請の場合)	事業終了後速やかに	1 事業実績書 2 工事写真 3 領収証の写し	
現年発生 現独(事 生 生 生 生 生 生 生 生 、 、 等 ) 、 等 、 、 等 、 等 、 等 、 等 、 等 、 等 、	り被災した農地及び	天草市内に存する農地及び 農業用施設を自力で復旧す る農業者又は農業者団体	【市単独農地・農業用施設災害自力復旧事業補助金】 令和7年8月豪雨により被災した農地及び農業用施設の復旧を自ら行う 以下の要件を満たす者に対し、復旧に要する費用の一部を補助金として 交付する。 1 復旧に使用する重機等は、従前の機能を回復させるものとする。 2 営農を再開させるために必要な復旧に要する費用を補助対象とする。 3 対象農地が被災時点において、現に耕作されている一の又は耕作が 可能な状態に適切に保全管理されている農地で、補助金交付後3年間は 従前の状態を維持できる農地であること。	(補助額) 補助対象経費合計額に4分の3を乗じて得た額以内の額とする。ただし、100万円を上限 とし、予算の範囲内で交付する。	事業実施前 (令和7年8月11 日実施分から適 用)	事業実施計画承認申請 1 事業実施計画書 2 確約書 3 位置図 4 現場状況写真 5 外注する場合はその工事費見積書	事業完了後30日 以内又は令和8 年3月16日のい ずれか早い日	補助金交付申請兼実 補額報告 報報報告 1 事業実績書 2 収支精報報 3 4 施工中及び 写真 5 一項 一次の請求書 日本の請求書 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の	詳細については、「農地・農業用施設災害自金交付要領」に基づく。
土地改良 区管理運 営支援事 業	土地改良区の運営経費、施設の維持管理 及び修繕等経費を補助することで、安定的 な運営を図る。	天草市管内の土地改良区	土地改良区の運営に係る必要な経費	(補助対象経費) 1 土地改良区の運営費 2 土地改良区の適営費 3 土地改良区職員の人件費 4 その他市長が必要と認める経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	年度開始後速やかに	事業計画書	年度末	事業実績書	
くまもと間 伐材安定! 供給対策 事業	間伐を必要とする森林の整備を推進するとともに、間伐材の利活用の拡大を図るため代材を適好するが、間伐材流動成し、素材の安定供給を図る。		【〈まもと間伐材安定供給対策事業補助金】 5齢級~18齢級のスギ、ヒノキの人工林を間伐し、その間伐材を原木市 場や製材工場等へ出荷した際の間伐材生産・流通経費	(補助対象経費) 1 間伐材を集材市場へ出荷した場合: 3,400円/㎡ 2 間伐材を製材工場等の加工場へ出荷した場合: 2,400円/㎡ 3 間伐材を中間土場へ出荷した場合: 1,800円/㎡ (補助率) 補助対象経費の1/2	事業実施前	<b>実施計画明細書</b>	事業終了後速やかに	事業実施一覧	詳細について は、「くまもと間伐 材安定供給対策 事業実施要領」 に基づく。
新たな森林 管理推進 事業	現地調査の結果に基づき、適切な間伐等 の森林整備が困難な 民有人工林につい て、森林の公益的さ機能を高度に発揮させ るため、間伐等の造	①従業者が2名以上であること ②使用する機械の資格を有	【森林経営管理支援事業補助金】 森林経営管理意向調査及び現地調査の結果、間伐等の森林整備が必要と判断された森林に対する切捨て間伐事業	(補助対象経費) ・間伐に要する経費 ・侵入竹除伐作業に要する経費 ・その他、市長が必要と認めた経費 (補助額(補助単価」) 天草市森林経営管理支援事業補助金交付要領に定める	事業実施前	1 実施計画書 2 協定書 事業を実施する箇所の区域図 4 増減率の根拠となる地形図	事業終了後速やかに	1 事業実績報告書 2 着工前及び完了 後の写真	詳細については、「天草市森林 は、「天草市森林 経営管理支援事 業補助金交付要 領」に基づく。
新規林業 就業者・担 い手支援 事業	業者を確保するため、新規就業者に対 する支援を行い、新	・UIJターン者または市内在 住者。 ・65歳未満で林業未経験もし くは、これまで林業に従事し た経験が1年未満であること	<ul><li>・林業に関する基礎知識や森林・林業・木材産業の現状についての研修</li><li>・天草市内の森林で、森林組合、天草木材協会等の指導による機械等の</li></ul>	(終付額) 研修期間は1ヶ月以上1年以内 研修日は概ね週4日以内(月50時間以上の研修)。 研修生には、研修手当として月額70千円を支給する。(1万円は研修先への謝金)	事業実施前	1 研修申込書 2 交付申請書 3 研修計画 4 市税等納付状況調査同意書	研修終了後速やかに	1 研修日誌 2 実績報告書	詳細については 「天草市林業体 験研修事業実施 要領」に基づく。

事業等 の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書 提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
		市内在住者で、年齢が65歳 未満かつ独立・経営継承後 年未満の者で年間120日以 上の林業就業が見込める者	[新規林栗就栗支援給付金] ・本市より新規就業者又は経営継承者として認められた林業就業者への 給付金支給事業	(絡付額) 45歳未満の場合 1,500千円/年を5年間給付 45歳以上の場合 1,500千円/年を3年間給付 ※前年度世帯所得が600万円以下を対象とする。	・事業実施前 ・年度開始後速 やかに	1 交付申請書 2 履歴書(初年度のみ) 3 誓約書 4 経営計画書 5 前年分の確定申告書の写し 6 市税等納付状況調査同意書	上半期・下半期 終了後速やかに	1 事業実績書 2 作業日報 3 確定申告書の写し	詳細については 「天草市新規林 業就業者支援給 付金事業実施要 領」に基づく。
	の高齢化、担い手不 足の中、林業従事者	2 天草市が実施する森林整備事業に従事する見込みが	【林業資格取得等補助金】 林業技術向上のために必要な林業機械の操作資格や林業経営に必要 な知識を取得するための研修会等の受講経費	(補助額) 補助対象経費の1/2以内で、1人当たり上限40千円	事業実施前	1 事業実施計画書 2 収支予算書 3 見積書等その他参考となる資料 4 その他市長が必要と認めるもの	かに	1 事業実施実績書 2 収支決算書 3 領収書等、支出を 証明できるもの 4 その他市長が必 要と認めるもの	詳細については、「天草市林業 資格取得等補助金交付要領」に基づく。
緑の少年 団育成事 業	緑の少年団の育成を図る。	公益社団法人熊本県緑化推 進委員会に登録している市 内の緑の少年団	少年団の活動	(補助額) 定額 40千円	年度開始後速やかに		年度末		
天草 <b>産材</b> 利事業	進するとともに、地域	1 市内に自己の居住又は 使用する住宅及び個人又は 法人等が使用する店舗 事 務所等を新築、改築又は増 業する者。 全 1 市内に住所を有する者 3 市税等の滞納がない者	【天草産材利用促進事業補助金】 1 天草産材を利用した新築、改築又は増築工事 天草管内で生産され、かつ、市内で製材された木材で新品のもの又は上 天草市若しくは苓北町で製材された木材で新品のものであって、市との 事前協議により認められたもの。	(補助額) 1 主要構造材 - 定本材使用量 上限20m3 - 定本体使用量 と第25,000円(上限500,000円)とする。ただし、定材の50%以上を森林認証材が占める場合は、木材使用量×30,000円(上限600,000円)とする。 2 内装材(木質化) - 定本材使用面積 上限80m2 - 定材使用面積×5,000円(上限400,000円)	新築等を完了した日から起算して30日以内	1 転入予定者にあっては誓約書 2 市税等納付状況調査同意書 3 位置図、平面図及び立面図 4 煮工前、施工中及び完成後の写真 5 使用原木出荷証明書 6 世別成立 7 地域通貨交付申請書	-	-	・補助・ ・補助・ ・補助・ ・補助・ ・精神・ ・神・ ・神・ ・神・ ・神・ ・神・ ・神・ ・神・ ・神・ ・
森林整備推進事業	森林の有する多面的 機能が十分に発揮されるよう適切な森林 整備の推進を図る。			森林整備地域活動支援交付金実施要領(平成14年3月29日付け13林政企第118号農林 水産事務次官依命通知)及び熊本県森林整備地域活動支援交付金実施要領(平成14 年6月20日付け林政第535号熊本県林務水産部長通知)に定める額(交付率100%)	事業実施前		事業終了後速やかに		
	森林資源の質的充実と公益的機能の維持 促進のため間代等を 推進し、併せて木材 の安定供給体制を確立して地域材の競争 力を図る。	1 森林組合 2 生產森林組合 3 森林組合連合会 4 森林整備法人等	【間伐等森林整備支援事業補助金】 森林経営計画が策定された森林から間伐を行い、間伐材の取引に係る 協定を締結し、体質強化計画に記載された木材加工流通施設への原木 の安定供給を行う。 駐本県間伐等森林整備促進対策事業実施要領に準ずる事業	(補助対象経費) この事業に必要な事務費・調査費及び手数料の総額 (補助額) 総事業費の1/2とし、予算の範囲内で交付する。	事業実施前	1 熊本県間伐等森林整備促進対策事業申請関連 資料(写し) 2 事業計画区域図 3 国庫補助金の内示書(写し)	かに	1 熊本県間伐等森 林整備促進対策事業 実績報告関連資料 (写し) 2 事業実績区域図 3 国庫補助金交付 決定通知書(写し) 4 必要に応じ経費の 内訳がわかるもの	
	民有林において、間 伐等の造林事業を計 適的に推進し森林 資源の充実、公益的 機能の確保、公益的 機能の確保。以 ある。	1 森林組合 2 民間事業者 3 森林所有者等	【森林環境保全整備事業補助金】 国・県の補助を受けて実施する次に掲げる事業 1 人工造林 2 樹下植栽等 3 下刈り 4 雪起こし 6 枝打ち 7 除伐 8 間伐 9 更新伐 10 付帯成等整備 11 森林作業道整備	(補助率) 脱本県が定めた標準単価に基づき算出した標準事業費の22%以内とする。ただし、補助率の決定にあたっては、国・県の補助金を含めた補助金額の合計が標準事業費の90%を超えない範囲とする。	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細について は、「熊本県森林 環境保全整備事 業実施要領」に 基づく。
林業6次産 業化推進 事業	子供たちが木や森林 の重要性を学ぶため に、木育体験活動な どを実施する団体を 支援する。	木育体験活動を実施する市 内の団体	【木育体験活動補助金】 木育体験活動などの開催費用に対する補助	(補助対象軽費) 補助対象事業に直接要する経費 (補助率) 補助対象経費の1/2以内	事業実施前	1 事業計画書 2 収支予算書 3 会員名簿	事業終了後速やかに	1 事業実績報告書 2 収支決算書 3 写真	
特用林産 物施設化 推進事業	特用林産物の生産・ 加工施設等の整備を 支援することにより、 品質向上及び作業の 効率化を図る。	3 森林組合連合会	【特用林産物施設化推進事業補助金】 熊木県森林・林業・木材産業基本計画に定める主な作目(しいたけ、たけ のこ、竹材、木竹炭、きくらげ類)及びその他必要と認められる作目の振 興対策に関する事業	(補助対象経費) 以下の取組みに要する経費 (1)加工・流途・衛生管理施設整備 (2)安定生産施設整備 (3)原木しいたけ種駒購入 (対象事業) 30万円~300万円 (補助率) 事業費の4/10以内	事業実施前	- 事業実施計画書 - 計画適節が位置の - 設計書又は見積書 - 事業主体の規約及び構成員名簿 - 事業主体の消費税納付についての調査書 - 収支予算書 - その他市長が必要と認めるもの	事業完了の日か ら30日を経過し た日又は3月31 日のいずれか早 い日	・事業実施実績書 ・事業実施状況及び 事業完了写真 ・収支決算書 ・その他市長が必要 と認めるもの	

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
水産排水産業共 同利用施 設整備事		天草市管内漁業協同組合	【水産基盤整備交付金事業(水産業共同利用施設整備分)補助金】 水産資源の回復増大を図るための漁場整備や漁協等が行う共同利用施 設の整備等	(補助対象経費) 施設整備等に要する経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	1 事業予定箇所地図 2 その他県要領の規定による必要書類	事業終了後速やかに	1 事業実施箇所地図 2 実施状況写真 3 その他県要領の 規定による必要書類	詳細について は、「熊本県水産 基盤整備産や大 事業(水産業共 同利用施設整領」に 基づく。
資源管理 推進事業	水産物の安定供給及 び漁家経営の安定に 資する。	天草市内に事業所を有する 漁業協同組合	【栽培漁業地域展開事業補助金】 天草市地先海域において行う栽培漁業地域展開事業	(補助対象経費及び補助率) 栽培漁業地域展開事業に係る漁業協同組合が負担する経費の5分の3以内	事業実施前	実施予定箇所地図	事業終了後速やかに	1 実施箇所地図 2 証明書の写し 3 実施状況写真	
	水産資源の維持培養 に資する。	天草市内に事業所を有する 漁業協同組合	[資源管理推進事業補助金] 種苗放流事業並びに産卵施設の設置及びその再利用	(補助対象経費及び補助率) 種苗放流事業並びに産卵施設の設置費及びその再利用に係る経費の5分の3以内	事業実施前	1 実施予定箇所地図 2 経費見積書	事業終了後速やかに	1 実施状況写真 2 請求書又は領収 書の写し 3 実施箇所地図 4 立会い確認書	
	水産資源の回復・維 持を図る。	天草市内に事業所を有する 漁業協同組合	【広域程資源達成支援事業補助金】 資源の減少が著しい広域魚種の種苗放流に係る経費	(補助対象経費及び補助率) 資源の減少が著しい広域魚種の種苗放流に事業に係る全ての経費の1/4以内	事業実施前	事業予定箇所位置図	事業終了後速やかに	1 事業実施個所位 置図 2 実施状況写真	
魚類養殖 振興事業	赤潮等により被害を 受けた漁業者の経営 安定を図る。	漁業共済組合	[漁業共済加入促進支援事業(漁業共済掛金補助事業)補助金] 養殖漁業者等が加入する漁獲共済及び養殖共済の掛け金	(補助額) 漁獲共済及び養殖共済の掛け金に対する国庫補助額の10分の1相当額	掛け金の確定後速やかに		掛け金支払い後速やかに		
	赤潮被害を受けている養殖業者に対して、 経営負担の軽減を図 ることによって、漁業 経営の安定化を図 る。	熊本県海水養殖漁業協同組合	(赤瀬被害軽減対策事業補助金) 養殖業が持続可能な産業として維持・発展できるよう赤潮被害軽減対策 を目的として、生け黄の大型化に取り組む養殖業者を支援する。	【補助対象経費) 熊本馬が定める「赤潮対策緊急支援事業交付要綱」(以下、「別要綱」という。)に基づく 大型生け實導入に伴う経費 (補助率) 事業費の1/10以内	事業実施前	「別要綱」の規定による必要書類	事業終了後速やかに	「別要綱」の規定によ る必要書類	詳細について は、熊本県が定 める「別要綱」に 基づく。
	経営負担の軽減を図 ることによって、漁業	熊本県海水養殖漁業協同組	【赤瀬監視体制強化支援事業補助金】 養殖業が持続可能な産業として維持・発展できるよう赤潮被害軽減対策 を目的として、海洋環境調査のためにドローンを購入する養殖業者を支 援する。	(補助対象経費) 漁協等が取り組む海洋調査及び赤潮被害軽減に向けたドローン購入経費 (補助率) 事業費の1/2以内	事業実施前	1 納品書等	事業終了後速やかに	1 領収書等	詳細について は、熊本県が定 める「別要綱」に 基づく。
新規就漁 者支援事 業	新規漁業就業者の不 安定な漁家経営に対 し、給付金を給付する ことで一定の所得を 確保し、漁家経営の 安定を図る。	新たに漁業経営を開始した 65歳未満の者	【新規漁業就業者給付金】 独立型の漁業に就業して3年未満の者で、国が実施する長期研修修了者 または終了見込みの者に対して、給付金を給付する。	(給付額) 給付金の額は、年額1人あたり150万円を上限として、独立して漁業経営を開始した日から最長3年間給付する。該当年度内の給付期限が1年に満たない場合は、年額を日割 計策とする。(日本満は切り捨て) 前年の世帯全体の所得が600万円未満の者	漁業就業後速や	1 履歴書※給付初年度のみ 2 誓約書 3 営漁計画書 4 世帯全体の前年所得税確定申告書の写し 5 市税等納付状況調査同意書 6 船舶検査証等経営継承、独立を証明する書類	給付金受給後速 やかに	営漁報告書	返還規定あり 詳細について は、「天草市新規 漁業就業者給付 金給付要領」に 基づく。
	漁家子弟の漁業就業 を促す。	漁家子弟新規就業者 (55歲未満)	[親元漁業就業者奨励金] 前年の世帯全体の所得600万円未満の個人が経営する独立型漁業経営 依において、漁業就業に意飲があり、漁協正組合員と同等(90日)以上 の就業が見込まれる就業3年未満の親元の経営継承を行う漁家子弟に 対して奨励金を支給する。	(給付額) 年齢要件に応じて最長3年間支給する。 観元就業時46歳未満 80万円 観元就業時45歳以上55未満 40万円	漁業就業後速やかに	1 履歴書※給付初年度のみ 2 誓約書 3 漁業就業証明書 4 世帯全体の前年所得税確定申告書の写し 5 市税等納付状況調査同意書	給付金受給後速 やかに	実績報告書	返還規定あり 詳細について は、「天草市親元 漁業就業者奨励 金給付要領」に 基づく。
			【観元漁業就業者給付金】 前年の世帯全体の所得600万円未満の個人が経営する独立型漁業経営 体において、漁業就業に意欲があり、漁協正組合員と同等(90日)以上 の款業が見込まれ、就業年以内に観元から独立し、新たな経営開始す る漁家子弟に対して給付金を支給する。	(給付額) 年額120万円を就業から最大4年間支給する。	漁業就業後速やかに	1 履歴書※給付初年度のみ 2 誓約書 3 漁業就業証明書 4 世帯全体の前年所得税確定申告書の写し 5 市税等納付状況調査同意書	給付金受給後速 やかに	実績報告書	返還規定あり 詳細について は、「天草市親元 漁業就業者給付 金給付要領」に 基づく。
	が、円滑に就業・定着 できるよう支援する。			(補助額) 日額6,250円とし、10日を上限とする。	研修実施前	1 誓約書もしくは確約書 2 計画書	研修修了後速やかに	研修日誌	返還規定あり 詳細について は、「天草市新規 漁業就業者研修 事業給付基づく。

事業等 の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書 提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
	新規就業者及び独立・経営継承した漁 家子・発生の漁業が利力 を予算したを を支援する。 を支援する。	天草市管内漁業協同組合	[漁業就業定着支援施設整備補助金] 漁業協同組合が就業5年未満の新規就業者や漁家子弟に、リースによる 貫与を前提として、漁船や水産機器、施設等を取得する経費を支援する 事業	(補助対象経費) 漁船や水産機器、施設等の取得に要する経費 (補助率) 事業費の1/2 補助限度額:250万円	リース対象物購入前までに	リース物件の詳細が確認できる書類	リース契約締結後速やかに	1 物件購入金額が確認できる書類 2 リース契約書の写し	詳細について は、「天草市漁就 業定着支援施設 整備補助金交付 要領」に基づく。
	化に向けた先進的な取組、スマート漁業(施設の共同利用や作業の省力化等)に向けた取組の支援を取り、漁業所得の安定を図る。	市内漁業協同組合 漁業者により組織された団 体 【スマート水産業(施設等整	【団体活動支援】 経営の多角化に向けた先進的な取り組み等 【スマート水産業(施設等整備費)支援】 生産コスト低減のための新たな共同施設整備等 【スマート水産業(作業省力化・機械等の長寿命化)支援】 各漁協で取り組む作業省力化、機械等の長寿命化のための資材購入等	【団体活動支援】 (補助対象経費) 経営の多角化に向けた先進的な取り組み等に要する経費 (補助率) 補助対象経費の1/2以内(上限額30万円) 【スマート水産業(施設等整備費)支援】 (補助対象経費) 生産コスト低減のための施設整備等に要する経費 (補助対象経費の1/2以内 (上限額150万円。ただし、団体での取り組みは上限額250万円) 【スマート水産業(作業省力化・機械等の長寿命化)支援】 (補助対象経費)作業省力化・機械等の長寿命化等のために要する経費 (補助率)補助対象経費の1/2以内(上限額100万円)	事業実施前	1.市税等納付状況調査同意書 2.施設整備及び設備等の設置に係る見精書の写し 3.事業予定の位置図、配置図、平面図等の図面 4.機器、設備のカタログの写し 5.事業実施に要する経費が確認できる書類(見積 書等) 6.中核的漁業者認定証 7.その他市長が必要と認める書類	事業終了後速やかに		は、「天草市がん ぱる漁業支援事 業補助金実施要
水産物輸 送費支援 事業		地域水産業活性化協議会及 び漁業協同組合	【水産物輸送費支援事業補助金】 補助対象者が行う戦略産品(魚介類)の移出に係る海上輸送費及び戦略 産品魚介類に係る動植物性製造飼料(養殖用飼料等)の移入に係る海 上輸送費の支援	(補助対象経費及び補助率) 国要綱第3条第1項の規定により算定される補助対象経費の1/3以内	事業実施前		事業終了後速やかに		
活力ある天 草の水産 業づくり事 業	水産業の振興を図る。	天草市に住所を有する漁業 協同組合	1 販売及び営業力強化事業並びに販路拡大並びに取 扱量増大事業 2 新製品開発事業	(補助対象経費) 漁協が取り組む販路拡大や新商品開発の経費 (補助額) 漁協が負担する額の1/2以内を天草市、上天草市及び苓北町の漁協支所割で算定	事業実施前		事業終了後速やかに		
漁業 養定 養 養 養 養 養 養 養 養 養 養 養 養 養 養 養 養 養 養	ロナ禍における原油 価格・物価高騰により、漁業収入等の減 少の影響を受けた漁 業者の経営安定を図 る。	ス対策漁業系安定資金融通 措置要項に定める新型コロ	熊本県が定める新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金融通措置 要項及び熊本県漁業制度資金利子補給費補助金交付要項、基づき、漁 業経営安定資金を融資する金融機関又は融資を受ける漁業者等に対し て、当該融資額の利子の一部を補給する。	(補助対象経費) 熊本県新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金融通措置要項に定めのある利子。 利子補給期間は、貸付実施日から5年以内とする。 (利子補給額) 1 緊急支援資金:毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高(計算期間中の毎日の最高融資残高(延滞金を除く。)の総和を365日で除して得た額をいう。)に緊急支援資金の貸付利率に10分の7を乗じて得た額とする。 2 セーフティネット資金:毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高(計算期間中の毎日の最高融資残高(延滞金を除く。)の総和をその期中の日数で除して得た額という。)に当該利子補給率を乗じて得た額とする。	毎年2月10日	1 資金借入札契約書等借入札を証明する書類の 写し及び計画承認申請書等の写し 2 農林漁業収入減少等調書 3 利子補給金支払い実績証明書 4 その他市長が必要と認めるもの	-	-	詳細について は、下草京に は、下草京 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
		熊本県が新型コロナウイル ス対策楽経営安定資金融 支援資金に定める緊急支 提資金保の債務保証を実施 支援する全国派の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	交付要項に基づき、基金協会が新型コロナウイルス対策緊急支援資金 に係る保証料を借入者から徴収せず債務の保証を実施する場合に保証	(補助対象経費) 基金協会が定める保証料。保証料助成期間は、緊急支援資金貸付実施日から10年以 内とする。 (保証料助成額) 毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高(計算期間中の毎日の最高融資 預高(延滞金粉味。)の総和を365日で除して得た額をいう。)に基金協会の定める保証 料率を乗じて得た額とする。	翌年1月20日	1 保証料助成額計算書 2 保証料助成費補助額計算書 3 その他市長が必要と認める書類	-	-	詳細について は、「天中市造力 は、「天中市造力 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
	競争力強化に資する ための共同利用施設 の整備等に対し助成 することにより、生産 性や収益性を向上さ せ、漁業経営の安定 を図る。	天草市管内漁業協同組合等	【水産業競争力緊急施設整備事業補助金】 広域浜ブランに基づき実施される水産業共同利用施設の整備、生産性 向上や省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入事業者	(補助対象経費) 国が定める「水産関係地方公共団体交付金等交付要綱」(以下、「別要綱」という。)に基 で、漁業用機器等導入に伴う経費 (補助額) 事業費の10%以内	事業実施前	「別要綱」の規定による必要書類	事業完了後速やかに	「別要綱」の規定による必要書類	詳細については、国が定める「別要綱」に基づく。

事業等 の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書 提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
水産業省工 ネ投資駅 急支援事 業	漁業者の経営負担の 軽減と経営安定を図 る。	物価高騰の影響をうけている漁業者等	【水産業省エネ施設整備緊急支援事業補助金】 省エネルギー化に資する共同利用施設の整備に対する補助	(補助す) (補助事) 事業費の1/3以内	事業実施前	1 事業計画書 2 事業実施位置図、事業内容等に関する資料等 3 その他市長が必要と定める書類	事業終了後速やかに	2 確認検査調書 3 しゅん工写真	詳細については、「熊本県水産は、「熊本県水産業局を備支援事業実施要領」に基づく。
			【船底清掃等省エネ活動緊急支援事業補助金】 漁船原簿 (漁協管理) に記載がある1 漁船の燃費向上に資する省エネ活 動に対する補助	(補助対象経費) 期間: 令和7年6月1日から令和8年1月31日 1漁船の燃費向上に資する船底の付着物除去に伴う塗装・オイル交換の実施(塗料・オイル)及び事業推進費 (補助額) 1漁船あたり規模に応じて定額	事業実施前	1 納品書等 2 その他市長が必要と定める書類	事業終了後速やかに	1 領収書等 2 その他市長が必 要と定める書類	詳細については、「船底清掃等 省エネ活動緊急 支援事業補助金 交付要領」に基 づく。
赤潮被害 経営急			[赤瀬被害経営再建緊急支援事業補助金] 令和6年6月発生の赤瀬被害を受けた養殖業者等へ支給する中間魚等 の購入事業	(補助対象経費) 1 中間漁等の購入に要する経費。ただし、購入尾数、購入額は被害報告尾数、被害報告縮を超えないものとする(稚魚等の購入を含む)。 2 漁業協同組合等が行う事業実施に要する経費 (補助額) 1 中間魚:共済相当額を除いた額の2/3以内 稚魚等:2/3以内 2 定額	事業実施前	1 赤潮被害経営再建緊急支援事業実施計画書 2 確約書 3 その他市長が必要と定める書類	事業終了後速やかに	1 赤潮被害経営再 建緊急支援事業実績 書 2 納品書等導入が わかる書類 3 その他市長が必 要と定める書類	
赤潮坡客 対策 接資		熊本県が「赤瀬被害緊急対 策利子助成費補助事業実施 要項」に定める緊急支援資 金を借り受けた漁業者	【赤瀬被害対策緊急支援資金利子補給等事業補助金】 熊本県が定める「赤瀬被音緊急対策利子助成費補助事業実施要項」に 基づき、緊急支援資金の融資を受ける漁業者等に対して、当該融資額の 利子の一部を補給する。	(補助対象経費) 熊本県赤瀬被害緊急対策利子助成費補助事業実施要項に定めのある利子。 利子補給額別間は、貸付実施日から5年以内とする。 (利子補給額) 緊急支援資金:毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高(計算期間中の 毎日の最高融資残高(延滞金を除く。)の総和を365日で除して得た額をいう。)に緊急 支援資金の貸付利率(2%上限)に市長が別に定める率を乗じて得た額とする。	毎年2月10日	1 資金借入れ契約書等借入れを証明する書類の 写し及び計画承認申請書等の写し 2 利子補給委支払い実施証明書 3 その他市長が必要と認めるもの	-	-	詳は、「大学学院」では、「大学学院」では、「大学学院」では、「大学学院」では、「大学学院」が、「大学学院」が、「大学学院」が、「大学学院」が、「大学学院、大学学院、大学学院、大学学院、大学学院、大学学院、大学学院、大学学
漁業経営 セーフティ ネット緊急 支援事業	漁業者の経営負担の 軽減と経営安定を図 る。		【漁業経営セーフティネット緊急支援事業補助金】 燃油の価格高騰が漁業経営に及ぼす影響を援和するため、漁業者が加 入する「漁業経営セーフティネット構築事業」の漁業者積立金取崩額又は 積立金の一部を補助	(補助対象経費及び補助額) 令和6年度漁業経営セーフティネット発動に伴う漁業者積立機取崩額又は積立額のいず れか低い額の3/10以内	事業実施前	1 納品書等 2 その他市長が必要と定める書類	事業終了後速やかに	1 領収書等 2 その他市長が必 要と定める書類	詳細については、「漁業経営セフティネット を支援事業補 財金交付要領」 に基づく。
物海外市場ターゲッ	が不透明な中、地域水産物の安定的な輸出の継続や新たな販路拡大を支援する。		【地域水産物海外市場ターゲット拡大緊急支援事業補助金】 地域内水産物(県産水産物を除く。)の輸出拡大に向けて取組を 支援	(補助対象経費) 地域内水産物(県産水産物を除く。)販路開拓に資するPR資材等の作成や展 示会等の営業活動に係る経費 (補助額) 事業費の1/2以内	事業実施前	1 補助金申請額調書 2 補助金申請額算出内訳 3 その他市長が必要と定める書類	事業完了後速やかに	1 補助金精算額調書 2 補助金精算額算 出内訳 3 その他事業実施を 証明する書類(契約 書、領収書の写し等)	
天草宝島	、宋武 天草宝島観光協会の 天草宝島援ナることに より、天草市の観光 振興を図る。	天草宝島観光協会	天華宝島観光協会の運営	(補助対象経費) 1 事業費 2 運営費 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	1 事業計画書 2 予算書 3 規約	年度末	1 決算書 2 実績写真	
観光イベント支援事業	観光の振興を図る。	市内の住民で構成する実行 委員会、振興会その他の団 体	観光振興に資する地域の特色を活かしたイベント事業	(補助対象経費) 1 事業運営費(主催者の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(団体の恒常的な運営費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの 補助金の額は、総事業費から機越金、会費等の収入を控除した額又は補助対象経費のうちいずれか低い額とし、予算の範囲内とする。 補助金の交付は、1補助対象事業に対し、1会計年度1回限りとする。	事業実施前	団体の構成員名簿	事業終了後速やかに	イベント事業実施状 況の写真	

補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書 提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
バスを運行することに	で、天草島内周遊バスの運	募集型企画旅行である周遊バス運行事業 本渡を発着とする天草の崎津集落散策を軸としたコース	(補助額) 天草島内周遊バス連行事業に係る必要経費と収益の差額とし、予算の範囲内で交付する。	運行を開始しようとする3日前。ただし、4月1日から4月4日までに運行を開始しようとする場合は、4月1日に提出することとする。		事業終了後速やかに		詳細について は、「天草島内周 遊バス運行事業 補助金交付要 領」に基づく。
宿泊施設の魅力向上 により観光宿泊客の 増加を図る。	旅館業法(昭和23年法律第 138号)第3条第1項の計可を 受けて行う開業2条第2項 から第3項の営業に係る宿泊 施設の改修を実施しようとす 合者で旅館業に係る宿泊 施設の改修を実施し方とす 合者で旅館業にの届出を 行ってから5年以上の営業実 様がある者。なお、事業を継 承した場合等で、当該宿泊 施設が同様かまなる。	【おもてなしの宿魅力向上支援事業】 おもてなしの向上に資する宿泊施設の整備を目的とした宿泊施設の整備 等に必要な経費	(補助対象経費) (補助対象経費) (補助対象経費) (相助対象経費とは、宿泊施設の整備等に必要な経費(以下「補助対象経費としう。)で別 表1に定める経費とする。なお、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (体 平成18年法律第91号)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 施行令(平成18年政令第379号)等で義務化された基準で建てられた施設が、別表1の バリアリー化整備事業(密整備)を行う場合、原則、義務化された基準を超える整備を行う場合、原則、義務化された基準を超える整備を行う場合のみ補助対象とする。 (補助額) 補助金の額は、補助対象経費に別表2に掲げた補助率を乗じた額とする。ただし、別表 3に定める収容定員に応じた金額を上限とし、予算の範囲内で交付する。	事業実施前	詳細については、「おもてなしの宿魅力向上支援事業補助金交付要領」別表4から7のとおり	かに	出荷証明書(別紙様式) 3. 天草産材を使用した場合、使用木材原木出荷証明書(別紙様式)	補助金の交付回数は年度にかかわらず同一を対して行った。 かわらず同一を行ったがしただし、対して行ったがしたが、を実施する場合を表演する場合は、バリアリー化支援リルの施設であっても「回、取り対象とする。
教育旅行の受入体制 の整備を構築するとと もに、入込容数の増 加による地域経済の 活性化を図る。	旅行会社	天草市で1泊以上の宿泊を伴う修学旅行のバス運行事業及び海上タクシー運航事業	(補助額) バス1台あたり一律50,000円、海上タクシー1隻あたり一律10,000円を補助する。ただし、天草教育旅行受入協議会の修学旅行バス助成金を受領した場合は、その額を控除した組とする。また、バスの経費が50,000円、海上タクシーの経費が10,000円に満たない場合はその額とする。	事業実施前	バスの運行(海上タケシーの連航)及び市内宿泊施 設等への宿泊の予約が確認できる書類	事業終了後速やかに	バスの運行(海上タクシーの運航)及び市 内宿泊施設等への宿 泊が確認できる書類	は、「天草教育旅
	市内に住居を保有している 者で、かつ、民泊登録申請 (簡易宿所)に必要となる住 宅図面作成を行う者	民治登録申請に必要となる住宅図面作成事業	(補助額) 民治登録申請(簡易宿所)の許可を保健所へ申請する者で、住宅図面を有していない者 が、住宅図面を作成するために必要な経費を助成する。 補助額は、経費の2分の1以内とし、20,000円を上限とする。	事業実施前	1 位置図 2 住宅外観の写真	かに	1 完成図面(平面 図、立面図)の写し 2 領収証の写し	詳細については、「天草教育旅行推進事業民泊登録申請支援補助金交付要領」に基づく。
文化の振興に寄与する。	(一社)天草市芸術文化協会	【市民芸術祭開催補助金】 天草市民芸術祭及びあまぐさ子ども芸術祭	(補助対象経費) 1 会場股営費(会場借上料を含む。) 2 講師料及出演料(主催者の構成員に対するものを除く。) 3 資料作成に要する経費(チラシ、ボスター、プログラム等) 4 謝礼金及び賞品件。 5 事務経費団体の恒常的な運営費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 6 その他市長が特に必要と認めるもの (補助額) 補助対象経費から入場料等の収入を控除した額とし、予算の範囲内で市長が定める観	事業実施前		事業終了後速やかに		
与する。	の加入団体その他の市内の	【文化活動補助金】 文化団体が実施する文化公演、講演会、展示会等の文化事業	(補助対象経費) 1 文化講演会等の講師料、出演料等(文化団体の構成員に対するものを除く。) 2 会場設置賞会境用料及び附帯設備使用料を含む。) 3 資料作成に要する費用(テラン、ポスター、プログラム等) 4 消耗品費(大道具費、小道具費、看板製作費等) 5 楽器課整手数料 6 その他特に市長が必要と認めるもの (補助率及び補助額) 補助対象経費の2分の1以内の額とし、90,000円を限度とする。 補助金の交付は、1つの文化団体に対し、1会計年度に1回限りとする。	事業実施前	団体の構成員名簿	事業終了後速やかに	領収書等の写し 成果品(印刷物) 事業等が分かる写真	
文化の振興に寄与する。	五足の戦顕彰全国短歌大会 実行委員会	【五足の靴顕彰全国短歌大会補助金】 五足の靴顕彰全国短歌大会事業	(補助対象経費) 1 資金 臨時雇用の場合のみ) 2 報信教[護師等謝金(天草市の規定範囲内)] 3 旅費(護師等謝金(天草市の規定範囲内)] 3 旅費(護師等謝金(天草市の規定範囲内)] 4 需用費(消耗品費、事務用品等消耗品購入、食糧費:会議・イベント当日の運営従事者・講師等の飲料費、印削製本費等) 5 役務費(電話代、郵送料、コピー代、新聞折込手数料、広告料、イベント保険料) 6 委託科(金規監党、会議資出 **すべて業者委託のみ) 7 使用料及び賃借料(会場使用料*付帯設備使用料を含む) ※補助対象者の構成員を除く。 (補助額) 実施経費から参加料等の収入を控除した額とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。	事業実施前	1 団体の構成員名簿 2 補助金充当額算出内訳	事業終了後速やかに	1 通帳の写し 2 金銭出納簿 3 補助金充当額内 訳 4 成果会的分かる 写真 6 領収書等の写し	補助を受けた事業の関係書類は、補助対象事業の見にを要けた年度の翌年度から5年間保存すること。
	天草島湾ですることに がバスを適信することに あるでは まり、着地型、 には を超る。 を関る。 を関わる。 をした。 を	天 草島内で観光周遊 バスを運行することは で、天 草島内周遊バスの運 はり、着地型観光手 脱を拡充し、観光振 興を図る。  福泊施設の魅力向上 により観光宿泊客の 増加を図る。  福泊施設の配からない。 第38号)第9条第1項の許可を受けて行う間よ数2条第3項の計 施設の改修を実施しようとす。 名者で旅館素法の間立ちとす。 そ有で旅館素はしようとき、実践がある者。なお、事業宿泊施設の改修を実施しようとき、表した前局様の営業実践がある者。なお、事業を泊施設がある者。なお、事業を治施設がある者。なお、事業を治施設がある者。なお、事業を治施設がある者。なお、事業を治施設がある者。なお、事業を治施設がある者。なお、事業を治施設がある者。なお、事業を治施設がある者。なお、事業を治施設がある者。なお、事とを主 「一社)大事を主 は、入込客数の増加による地経済の 活性化を図る。  本内に住居を保有している者で、かつ、足泊登録を持ている者で、かつ、足泊登録を持ていたの要とする。  文化の振興に寄与す 「一社)天草市芸術文化協会の文化団体文化事業を表さたがに組織された実行委員会を含む  文化の振興に寄与す 五足の靴顕彰全国短歌大会	天草島内で観光開遊     「大平南島内園か/スの蓮     大川    大地    大地    大地    一    「大手島内園か    大の蓮     大地    大地	(本意報子の企業) (本、現在的所能) (本、現在的所能) (本) (本語 新華	# 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	### ### ### ### ### ### ### ### #### ####	### 2015 12-12 (1997) 12-12 (

事業等 の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書 提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
	民謡全国大会の開催	天草市民謡(牛深ハイヤ節・ 飯食草刈り明)全国大会実 行委員会	【天草市民謡全国大会補助金】 天草市民謡(牛深ハイヤ節・魚貫草刈り唄)全国大会事業	(補助対象経費) 日 貴金(臨時雇用の場合のみ) 日 報信機度(護師等謝金、出演料(いずれも天草市の既定範囲内) 日 報信機度(護師等謝金、出演料(いずれも天草市の既定範囲内) 日	事業実施前	団体の構成員名簿補助金充当額算出内訳	事業終了後速やかに	通帳の写し 金銭出納簿 補助金充当額内訳 成果品(日間物) 事業等が分かる写真 領収書等の写し	補助を受けた事 実の関係を指 実の関係を指 は、補助対象事 実度の翌年度かよ年 度の翌年度からこ と。
	文化の振興に寄与する。	(一社)天草市芸術文化協会	【芸術文化協会補助金】 (一社)天草市芸術文化協会の連営補助事業	(補助対象経費及び補助額) 運営経費のうち事務局資金に係る額とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。	事業実施前		年度末	通帳の写し 出勤簿 領収書等の写し	補助を受けた事 業の関係書類 は、補助対とを をの完了した年 度の翌年度から5 年間保存すること。
	・郷土芸能団体の運 営の支援。 ・郷土芸能の継承を 図る。		【郷土芸能保存会補助金】 各地区における郷土芸能を継承する事業	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他特に市長が必要と認めるもの 補助金の額は、総事業費から機越金、会費等の収入を控除した額又は補助対象経費 のうちいずれか低い観とし、予算の範囲内とする。 補助金の交付は、1団体に対し、1会計年度1回限りとする。	事業実施前	構成員名簿	年度末	1 活動状況の写真 2 領収書等の写し	当面は、新たな団体からの申請は受付を行わない。
	国指定、県指定又 は市指定の文化財 の保存、保護又は 活用を行う。	指定文化財の所有者又は 管理責任者	指定の文化財の保存、保護又は活用を目的として行う事業で、次のいずれかに該当するもの 1 文化財の改修又は移棄事業(敷地の取得を除く。) 2 文化財の修理事業 3 文化財の整備事業で、特に公共性に富む事業 4 文化財の整備事業で特に公共性に富む事業(維持管理に係る恒常的な経費は除く。)	(補助額及び限度額) 事業費から国、県又は他の団体からの補助金の額を控除した額に100分の50を乗 じて得た額以内の額とし、予算の範囲内で交付する。この場合において、200万 円を上限しする。 ただし、災害復旧事業にかかる場合は300万円を上限とする。	事業実施前	1 工程表 2 設計書及び設計図 (工事の場合)	事業終了後速やかに	写真 請求書領収書の写し	補助を受けた事業の関係書類は、補助対象事業の完了した年度の翌年度から5年間保存すること。
重構修 要成景 事業	「重要文化的景観」選 定地域の良好な景観」選 形成の促進を図ると ともに、景観を活かし た町づくりを推進す る。		建築物、工作物等の修景事業及び植栽美化活動、景観研修会等の景観 形成活動等	(補助対象経費) 重要文化的景観の形成に寄与すると認められる行為に係る経費 (補助率) 1 街区の景観形成事業 世界遺産コアゾーン及び世界遺産構成要素附属建物等 補助対象経費の10分の6以 内、290万円を上限 上記以外・補助対象経費の2分の1以内、120万円を上限 2 街区以外の景観形成事業 補助対象経費の2分の1以内、上限80万円 3 景観形成活動 補助対象経費の2分の1以内	事業実施前	【天草市文化的景観形成事業事前協議書】 添付書類 ·施工予定写真 ·図面 ·施工場所 ·見積書 【補助金交付申請書】 ·事業計画書	事業完了後速やかに	·事業実績書 ·収支沃算書 ·領収書 ·領収書	詳細については、下草市本本 は、下草市本本 ・ 神助・ 本本 ・ 神助・ 本本 ・ 本本 ・ 本本 ・ 本本 ・ 本本 ・ 本本 ・ 本本 ・ 本本

事業等 の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書 提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
土 大 害宅進		土砂災害危険区域から住宅 の移転を行う者	1 対象住宅 土砂災書特別警戒区域等内に存する建築物で、その全部又は一部を住宅(賃貸住宅を除く。)の用に供するもの。	(補助対象経費) 1 住宅除去費等 2 移転経費 3 住宅の建設、購入費等 4 土地の調査費 (補助額) 補助対象経費に相当する額の合計額(他の制度による補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等の額を差し引いた額)。ただし、300万円を限度とする。	事業実施前	1 移転事業実施計画書 2 土砂災害危険住宅の位置図及び現況写真 3 住民票 4 移転先住宅の位置図及び敷地の現況写真 5 補助対象経費のうち申請に係るものの見積書 の写し 6 資金計画書 7 承誌書 ※危険住宅所有者と住宅居住者又は危険住宅所有者と上地所有者とは宅房住者のみ 8 跡地管理監約書 9 除却延期住宅除去誓約書 ※必要に応じて提出 11 罹災証明書 ※必要に応じて提出 11 罹災証明書 ※必要に応じて提出 11 程災証明書 ※必要に応じて提出 11 程災証明書 ※本事業の交付申請前の火災により、移転元の住宅が居住できなくった場合のみ 3 その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	1 補助金精算調査 2 土砂災害危険買 2 土砂災害危険買 2 モの除却後の写の 3 移転た写真 4 移転に変き類 を証明する書類	は、「天草市土砂 災害危険住宅移 転促進事業補助 金交付要領」に
■都市言 花しょうぶ 祭り事業		天草花しょうぶ祭り実行委員 会	花しょうぶ祭り開催事業	(補助対象経費) 1 事業適当費(主催者の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(団体の恒常的な適営費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 総事業費から繰越金、会費等の収入を控除した額又は補助対象経費のうちいずれか低し、発足し、予算の範囲内とする。	事業実施前	団体等の構成員名簿	事業終了後速やかに	イベント事業実施状況の写真	
■が接住事	がけ地の崩壊による	危険住宅の除却又は危険住宅の除却又は危険住宅の除却又は危険住宅の除却又は危険住宅の建設者しくは購入を行う者	次の(1)から(3)号のいずれかに該当する区域に存する既存不適格住 宅(※)、又は(1)から(5)までのいずれかに該当する区域に存する住宅 のうち建築後の大規模地震。台風等により安全上の支障が生じ、特定行 設庁が是正勧告等を行ったもの。 (1)建築基準法第39条第1項の規定に基づき天草市建築基準条例第 27条で指定した災害危険区域 (2)天車市建築基準条例第2条の規定に基づき建築を制限している区 域	(補助対象経費等) 当該終費の額の合計額。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。 1 撤去費 補助金の交付を受けようとする年度において、国が定める「住宅局所管事業に係る標準 建設費等について」により算出した除却工事費の額 2 動産移転費、仮任居費及び熱地整備費 1戸当たり、対象経費の合計額について、97万5000円を上限とする。 3 危険住宅に代わる住宅の建設等に要する資金金金融機関から借り入れる場合の借入金に係る利子(年利率8.5パーセントを限度とする。)に相当する経費の全額とする。ただし、1戸当たり421万円(建物325万円、土地96万円)を上限とする。	事業実施前	1 がけ地近接等危険住宅移転事業実施計画書 2 がけ地近接等危険住宅移転事業収支予算書 4 危険住宅の位置図、配置図、平面図、がけ横断 図及び現次写真 5 氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書 類住住民運・運転免許証などの写し 6 移転先住宅の位置図及び敷地の現況写真 7 移転先住宅の土地登記事項証明書の写し(土 地購入の場合) 8 補助対象経費のうち申請に係るものの見積書 等の写し(借入金利子相当額の計算表を含む) 9 市税等納付状況調査同意書 10 その他市長が必要と認める書類	事業終了後速やかに	1 2 転列 2 転列 2 転列 3 置図 4 胚列 2 転列 3 電 3 置図 4 胚列 2 転列 3 電 3 置図 4 胚列 4 に 4 に 4 に 4 に 4 に 4 に 4 に 4 に 4 に 4	は、「天草市がけ 地近接等高機制 を受付要領」に 基づく。

事業等 の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書 提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
民制於促進等改革		設計及び耐震改修工事を行	1 対象住宅 次の要件を全て満たすもの (1) 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住 の用に供されているもの	(補助対象経費) 補助対象経費の耐震改修設計(耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費 用及び耐震改修工事は費の見積り作成に要する費用を含む。)及び耐震改修工事に要す る費用にている機能の企動構造評点が10以上である旨の資料が提出された場合は、耐震改 修工事に要する費用を含まない。) ただし、改修前の上部構造評点が10以上である旨の資料が提出された場合は、耐震改 修工事に要する費用は削に着工したもの又は高齢者等が居住するもの 耐震改修工事に要する費用の10分の9以内の額とし、1戸当たり1,575,000円を上限とす る。 ②昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工したもの 耐震改修工事に要する費用の60分の53以内の額とし、1戸当たり1,325,000円を上限とす 方。 ただし、①又は②において、耐震改修工事に要する費用を本事業の対象としない場合 は、耐震設計に要する費用の3分の2以内の額とし、1戸当たり200,000円を上限とする。		1 耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助事業計画書 2 工程表 3 氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書 類(住民票・運転免許証など)の写し 4 見規書等の写し 5 登記申減証明書等 6 市税等納付状況調査同意書 7 建築確認が延等 8 現況写真(外観2方向以上) 9 耐震診断疾施済みの場合は、耐震診断結果 報告書の写し 10 手続きを別の者に委任する場合は、委任状 11 その他市長が必要と認める書類	かに	【耐酸 から は から	詳細について にいて にいて にいて にいて にいて にいて にいて に
		戸建て木造住宅の建替え扱 計及び建替え工事を行う者 (一括補助)	「戸建て木造住宅建替え設計及び建替え工事事業(一括補助事業)] 1 対象住宅 次の要件を全て満たすもの (1)天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の 用に供されているもの (2) 在来軸組構法、枠組壁工法及び伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの (3) 平成12年9月31日以前に着工したもの (4) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの (5) 原則して、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの (6)建替えの結果、地震に対して安全な構造となるもの	(補助対象経費) 補助対象住宅の建替え工事に要する経費(工事監理に要する費用を含まない。) (補助率及び限度額) ①昭和56年5月31日以前に着工したもの又は高齢者等が居住するもの 補助対象経費の10分の9以内の観とし、1戸当たり1,575,000円を上限とする。 ②昭和56年月1日から平成12年5月31日までに着工したもの 補助対象経費の60分の53以内の額とし、1戸当たり1,325,000円を上限とする。	事業実施前	建替え設計費及び建替え工事費の一括補助事業計画書 2 工程表 3 氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書類(住民業・連転免許証など)の写し 4 見積書の写し 5 登記事項証明書等 6 市税等納付状況調査同意書 7 建築確認済証等 8 現況写真(外観写真之面以上) 9 現況の各階平面図 10 建替え設計の内容を確認できる書類(確認済証の写し等) 11 耐震診断報告書の写し 11 耐震診断報告書の写し 12 手続きを別の者に委任する場合は、委任状 13 その他市長が必要と認める書類	かに	製約書の写し 全 住宅所有合大の居 住の用に供されていることが分か写し、 の ままい分か写し、 3 工事・写証明書 6 省エネ基有。 4 工事会に 第 1 選手を書の 4 工事を書の 4 工事を書の 5 法連本基本 6 省まの 第 2 認める書類 を認める書類	

業等 名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書 提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
		設計を行う者	【戸建て木造性宅耐産改修設計事業】 1 対象性を、次の要件を全て満たすもの (1) 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの (2) 在来輸組構法、枠組壁工法及び伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの (3) 平成(19年月31日以前に着工したもの (4) 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの (5) 建築設計事務所に両する耐震診断土等が戸建て木造住宅の制震診断及び耐震改修設計を実施し、耐震改修計画が地震に対して安全な計画となっていること	(補助対象経費) 補助対象経費の制震改修設計に要する経費(耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事費の見積り作成に要する費用も含む。) (補助率及び限度額) 補助対象経費の3分の2以内の額とし、1戸当たり200,000円を上限とする。ただし、耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断を行った結果、倒壊の危険性が無いと判断されたものについては、1戸当たり90,000円を上限とする。	事業実施前	1 耐震改修設計事業計画書 2 工程表 3 氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書類(住民票・連転分計証など)の写し 4 見積書の写りし 5 登記事項証明書等 6 市税等納付状況調査同意書 7 建築確認済証等 8 耐震診断を実施している場合は、耐震診断結果 報告書の写し 9 手続きを別の者に委任する場合は、委任状 10 その他市長が必要と認める書類		1 補係を写真していた。	
		戸建て木造住宅の耐震改修 工事を行う者	【戸建て木造住宅耐震改修工事事業】 1 対象住宅 次の要件を全て満たすもの (1) 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住 の用に供されているもの (2) 在来軸組構法、枠組壁工法及び伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの (3) 平成12年5月31日以前に着工したもの (4) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの (5) 原則として、既存住宅において建業基準法に係る違反がないもの (6) 建築設計事務所に原理する耐震診断干等が実施した耐震改修に基づくもので、耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるもの	(補助対象経費) 補助対象住宅の耐震改修工事及び工事監理に要する費用 (補助率及び限度額) 補助対象経費の2分の1以内の額とし、1戸当たり600,000円を上限とする。	事業実施前	1 耐震改修工事事業計画書 2 工程表 3 氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書類(住民票・運転免許証など)の写し 4 見積書の写し 5 登記事項証明書等 6 市税等納付状況調查同意書 7 建築確認済証等 8 現況写真(外観写真2面以上) 9 現況の付近見取図、配置図、各階平面図、立面 図及び延へ面積計算書 10 耐震改修設計の内容を確認できる図書 11 耐震診解括書等。 11 耐震な修設計の内容を確認できる図書 11 耐震な修設計の名に委任する場合は、委任状 13 その他市長が必要と認める書類	かに	1 契約書の写し 2 住宅所有者の居 住の用に供されていることが分かる書類 (住民票の写し等) 3 工事整理報告書 の写し 4 工事写真 5 耐証明書 6 その他市長が必 要と認める書類	
		戸建木造住宅の建替え工事 を行う者	【戸建て木造住宅建替え工事事業】 1 対象住宅 次の要件を全て満たすもの (1)天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の 用に供されているもの (2) 在来軸組構法、枠組壁工法及び伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの (3) 平成12年5月31日以前に着エレたもの (4) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの (5) 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの (6) 建替えの結果、地震に対して安全な構造となるもの	(補助対象経費) 補助対象住宅の建替え工事に要する費用(工事監理に要する費用を含まない。) (補助率及び限度額) 補助対象経費の23%以内の額とし、1戸当たり600,000円を上限とする。	事業実施前	1 建替え工事事業計画書 2 工程表 3 氏名 住所・生年月日が確認できる本人確認書 類(住民票・運転免許証など)の写し 4 見精書の写し 5 登記事項証明書等 6 市税等納付状況調查同意書 7 建築確認済証等 8 現況写真(外觀写真2面以上) 9 現況の付近見取図。配置図、各階平面図、立面 図及び基へ面積計算書 10 建替え設計の内容を確認できる書類(確認済 証の写し等) 11 耐震診断報告書の写し 12 手続きを別の者に委任する場合は、委任状 13 その他市長が必要と認める書類		1 契約書の写し 2 住宅所有者の居 住の用に供えれてい ることが分写ら等) 3 工事 5 法事を書の 4 工事合証を書の 5 省工本を書の 6 省工を書の 6 省工を書の 7 要と認める書類	

事業等 の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書 提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
		戸建木造住宅の耐震シェル ターエ事を行う者	(戸建て不造住宅割震シェルター工事事業)  1 対象住宅 次の要件を全て満たすもの (1) 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの (2) 在来軸網接法 枠組壁工法及び伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの (3) 平成1と年月31日以前に着エレたもの (4) 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの (5) 天草市戸建た産産・経営・経営・経営・経営・経営・経営・経営・経営・経営・経営・経営・経営・経営・	(補助対象経費) 補助対象性生の耐震シェルター工事に要する経費 (補助率及び限度額) 補助対象経費の2分の1以内の額とし、1戸当たり200,000円を上限とする。	事業実施前	1 耐震シェルター工事事業計画書 2 工程表 3 氏名・任所・生年月日が確認できる本人確認書 類(住民票・運転免許証など)の写し 4 見精書写し 5 登記事項証明書等 6 市税等納付状況調査同意書 7 建築確認済証等 8 現況写真(外観写真2面以上及び設置予定場所) 9 現況の各階平面図 10 耐震診断報告書の写し 11 手続きを別の者に委任する場合は、委任状 12 その他市長が必要と認める書類	事業終了後速やかに	1 契約書の写し 2 住宅所有者の居住の用に供されていることが分かる書類 (住民栗の写)等) 3 工事写真 4 下の他市長が必 要と認める書類	
		戸建て木造住宅の耐震診断 を行う者	【戸建て木造住宅耐震診断事業】 1 対象住宅 次の要件を全て満たすもの (1) 天草市に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の 用に供されているもの (2) 在来輪組構法、枠組壁工法及び伝統的構法によって建築された地 上階数が3以下のもの (3) 平成12年5月31日以前に着工したもの (4) 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの 2 対象事業 一般財団法人日本建築防災協会出版「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲げる「一般診断法」又は「精密診断法」に基づき、建築設計事務所に所属する耐震診断上等が戸建て木造住宅の耐震診断を行う事業	(補助対象柱費) 補助対象住宅の耐震診断に要する費用 (補助率及び限度額) 補助対象経費の10分の9以内の額とし、1戸当たり135,000円を上限とする。	事業実施前	1 耐震診断事業計画書 2 工程表 3 氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書 類(住民票・運転免許証など)の写し 4 見積書の写し 5 登記事項証明書等 6 市税等納付状況調査同意書 7 建築確認済証等 8 現況写真(外観写真2面以上) 9 現況の付近見取図。配置図 各階平面図、立面 図及び延べ面積計算書 10 手続きを別の者に委任する場合は、委任状 11 その他市長が必要と認める書類	かに	1 補助対象事写に 相談 相談 報報	
		緊急輸送道路沿道の建築物 の耐震診断を行う者	【緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業】 1 対象建築物 天草市内に存する建築物のうち、次の要件を全て満たすもの (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第 14条名号-1結げるもの (2) 建築物の敷地が緊急輸送道路に接するもの (3) 耐震診断に関し、他の補助金等の交付を受けていないもの (4) 戸建木造住宅以外のもの (5) 昭和56年5月31日以前に着工したもの (6) 原則して、既存の建築物において建築基準法に係る違反がない もの 2 対象事業 市内の建築士事務所に所属する耐震診断士が、緊急輸送道路沿道の 建築物の耐震診断を行う事業	(補助対象経費等) 1 耐震診断に要する費用 2 基準額(ア・3の合計) 1.000が配内の部分 延く床面積×3,600円/㎡・・・① 1.000が配名を2,2000以内の部分 延く床面積×1,540円/㎡・・・② 2,000㎡を超える部分 延べ床面積×1,030円/㎡・・・③ 3 1株当たり補助対象限度額942,000円(補助率及び限度額)1、2及び3のうちいずれか低い額の3分の2以内の額とし、1株当たり628,000円を上限とする。	事業実施前	1 補助対象事業実施計画書 2 氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書 類(住民東: 重転免許証など)の写し 3 補助事業に係る経費の内訳が分かる書類(見 技書等) 4 建築物の所有者が分かる書類の写し(登記事 項証明書又は固定資産証明書) 5 市税等物付状別録宣同意書 6 補助対象建築物に共有者がいる場合は、補助 事業の実施に係る同意書 7 建築確認済証の写し又は当該建築物の建築年 7 建築確認済証の写し又は当該建築物の建築年 9 現次の付近見取図、配置図、各階平面図、立面 図及び延~両離合計算書 9 現沢写真(外観写真2方向以上) 10 業務工程表 11 交付決定以降の手続きを別の者に委任する 場合は、委任状 12 その他市長が必要と認める書類	かに	告書の写し 2 耐震評価書の写し (第三者評価機関の 評価を行った場合)	築物耐震診断事 業補助金交付要 領」に基づく。

事業等 の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書 提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
		補助事業の対象となる危険なプロック期等を所有する者	[天草市危険プロック順等安全確保支援事業] 危険なブロック期等の撤去及び改修	(九族なプロック博等の撥去工事の場合 補助対象を募し機工事に要する費用 補助率:補助対象事業費の2/3以内 補助限度額:20万円又は撤去するプロック塀等の長さに1万2千円を乗じて得た額の いずれか低い方の額 (2) ①を実施し、地震に対して安全な塀等の設置する工事の場合 補助対象経費・設置工事に要する費用 補助率:補助対象事業要の2/3以内 補助限度額:10万円又は撤去するプロック塀等の長さに1万5千円を乗じて得た額の いずれか低い方の額	事業実施前	(1) 補助対象事業実施計画書 短(住民票・運転免許証など)の写し(申請が個人 の場合に限る。) 3(祖助対象経費が確認できる書類(見積書等)の 写し(4) 位置図、現況写真 (5) 市税等納付状況調査同意書 (6) 危険なプロック塀等の撤去又は改修を実施する 敷地の相利関係を明らかにする書類(登記事項証 明書又は固定資産証明書など) (7) 補助事業を行命3とする土地の所有権及び建 業物の所有を目的よりである、結婚を 第一級なプロック塀等の者系統が必要となる権 が表する者がいる場合は、補助事業の実施に係 る承統書 (8) 危険なプロック塀等の構造、延長、高さを記入した現深図 (9) プロック塀等の点検表 (10) 徹太計画図等の撤去範囲が分かる図面 (11) 改修内容を示す設計図面、仕様書等(危険な プロック塀等の成修を実施するものに限る。) で12 建築基準法等42条第2項に定める道路に面す るプロック塀等の場合と、整約書 (3) 手続きを別の者に委任する場合は、委任状 (14) その他市長が必要と認める書類	ら起算して30日 以内又は助成金 の交付決定が あった日の属す る年度の2月15 日のいずれか早 い日	掃に関する法律第12 条の3第1項に規定 する産業廃棄物管理	又は実績報告時 に提出することに
	ユニバーサルデザイン(以下「UD」という。)に配象した建築物の整備を促進する。	不特定かつ多数の者が利用 する建築物をUDIに配慮した 整備を行う民間事業者等		(補助率及び限度額) 1 原則型改修及び経路全部型改修の場合の出入口、廊下等、階段、便所、駐車場等 の建築物特定施設や案内標示、カウンター又は記載台等の整備施設の工事に要する 終費の3分の2以内の額とし、200万円を限度とする。 2 経路部分型改修の場合の1以上の建築物特定施設の工事に要する経費の3分の2 以内の額とし、500,000円を限度とする。	事業実施前	1 事業計画書 2 収支予算(精算)書 3 ユニバーサルデザイン計画書(様式第4号その 1及びその2,以下「UD計画書という。)及びその 活付回書(無計画書及び工事内別書) 4 経路部分型改修計画書(部分改修型改修の場合に限る。) 5 県稅に係る納稅証明書 6 市稅等納付状況調査同意書 7 手続きを別のものに変任する場合は、委任状 8 その他必要書類	日以内又は事業 開始年度2月28 日のいずれか早 い日まで	1 事業実績書(様式 第14号) 2 経路部分型改修 報告書(様式第15号) 3 収支予第(精算) 書(様式第3号) 4 工事完了写真(2 15) 5 工事契約書 6 その他必要書類	詳細については、「天草市ユニイン、東草市ユニイン、「大下草市ユニー、「一サルデザー」、「一大」、「一大」、「一大」、「一大」、「一大」、「一大」、「一大」、「一大
狭あい道路 拡幅整備 促進事業	道路境界及び道路中 心線の確定並びに後 通用地の本市への寄 付を促進し、仕環境 の利便性の自上及び 安全性の確保を図 る。	都市計画区域内の狭あい道 路に接する敷地の所有者	後退用地の本市への寄附を条件に、道路境界及び道路中心線の確定並 びに後退用地の測量及び分筆登記に要する経費を補助。 (なお、申請をしようとする者は、申請の前に事前協議書及びその添付書 類を提出し、後退用地に関する協議を行うことが必要。)	(補助対象経費) 1 道路境界及び道路中心線の確定に要する経費(消費税及び地方消費税を含む) 2 後退用地の測量及び分準登記に要する経費(消費稅及び地方消費税を含む) (補助額) 次の各导の区分に応じて定める額とする。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。) 1 後退用地を寄附する場合 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、40万円を限度とする。 2 後退用地と合わせてすみ切り用地(※)を寄付する場合 補助対象経費に5分の4を乗じて得た額とし、48万円を限度とする。 ※すみ切り用地: 狭あい道路と他の道路が同一平面上で交差、接続又は屈曲(以下「交差等」という。)する箇所(交差等」と以生ずる内角が120度以上の場合を除く。)に、角地の関係をはさむ辺の長さとノートル以上の一等辺三角形の部分。ただし、交差等により生ずる内角が60度以下の場合は、底辺の長さが2メートル以上となる二等辺三角形の部分。	事業実施前で、 かつ11月末日ま で	1 見積書の写し 2 事業協議書及びその添付図書の写し 3 氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書 類(住民票・運転免許証など)の写し(申請が個人 の場合に関る。) 4 市段等納付状況調査同意書(様式第20号) 5 申請者・測量 登記業者等の確認・宣誓書 6 同意書 7 代理人が申請する場合は、委任状 8 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認め る書類	ら起算して30日 以内又は助成金 の交付決定が あった日の属す る年度の2月15 日のいずれか早 い日	1 補助対象事等等に (係る後起等等等的 開発を は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	詳細については、下本語のでは、下本語のでは、下本語を指数を構造を構造を構造を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を
		事前調査によって老朽危険 家屋等と判定された家屋を 解体する所有者等	(老邦危険家屋等除去促進事業補助金) 市が実施する事前調査によって老村危険家屋等と判定された住宅等の 解体及び除去	(補助対象経費) 老朽危険家屋等の解体等に係る経費(たたし以下の費用を除く) 1 残値付施(家) 実等の解析表述が強力費用 2 公共事業による移転、建て替えその他の保障の対象となっている老朽危険家屋等の解体等の費用 3 立ち木、雑草等の除去及び処分費用 (補助金の額) 1 補助金の額は、解体等に係る経費(消費税相当分を含む額)に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、限度額500,000円 2 主に人力で行う解体等(解体用つかみ概等通常の住宅解体に使用する重機を使用できないため解体作業の大部分を入力で行う必要があるもの)については、限度額600,000円	事業実施前	2 社以上の解体等に係る見積書の写し(内訳の記載されたもの) 2 解体集者の建設業の許可書又は解体工事業の届出書の写し、 1 書の等し、 3 現況写真 5 建物の延床面積が確認できるもの(平面図等)	算して30日以 内、又は補助金 の交付決定の あった年度の2月 末日のいずれか 早い日まで	1 完了層 2 実施した著小祭の正 実施した著小祭の行し た間求と の写し、 3 解体等の内容内容 のの写し、 のの写し、 ののでし、 をのでし、 をのでし。 をのでし、 をのでし、 をのでし、 をのでし、 をのでし、 をのでし、 をのでし、 をのでし、 をのでし、 をのでし、 をのでし、 をのでし、 をのでし、 をのでし、 をのでし、 をのでし、 をのでし、 をのでし、	交付要領」に基づく。 代理受領委任状 を実績報告時に 提出することによ り、代理受領が

事業等 0名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書 提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
牛深支	所建設課								
		牛深みなとまちづくり推進事 業の趣旨に賛同する団体	みなとまちづくりに関連したイベント及びPR活動 (牛深港周辺地域の活性化を目的とした事業)	(補助対象経費)  1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。)  2 事務経費、懇親会経費等の食糧費を除く。)  3 その他市長が認めるもの  補助金の額は、総事業費から総赦金、会費等の収入を控除した額又は補助対象経費	事業実施前	団体等の構成員名簿	事業終了後速やかに	1 イベント事業実施 状況の写真 2 領収書の写し	
				情別並の組は、総争未貨から線越並、安貨寺の収入を控除した領文は情別対象程貨のうちいずれか低い額とし、予算の範囲内とする。					
御所浦	支所まちづくり推進	<b></b>							
興事	交流の拡大促進のた	御所浦地域に活動拠点を有 し、御所浦地域の振興に寄 与する者で構成される団体	【御所浦地域しま山活用交流促進事業補助金】 鳥峰などしま山を活用したトレッキングコースやフォトスポットの整備等、 交流促進に向けた基盤づくり等	(補助対象経費) 島崎等のトレッキングコースの整備の他、しま山を活用した地域情報の発信及び交流拡 大のための仕掛けづくり等の事業に要する経費 (補助額) 予算の範囲内(10/10)	事業実施前		事業終了後30日 以内または年度 末のいずれか早 い日		詳細について は、「天草市街 浦地域しま山) 用交流促進事 補助金交付要 領」に基づく。
	流人口の増加を図 る。	民宿等宿泊施設を開業しよう とする者又はすでに開業して いる者で次のいずれにも該 当ずるもの 1 市内に住所を有する者 2 民宿等宿施後、民宿等名等3年以 上継続する意思がある者 3 過去にこの補助金を受け たことがない者	【御所浦地域民宿等宿泊施設環境整備事業】 スクーリング受入れを中心とした御所浦地域の交流人口の促進のために 行う民宿等宿泊施設の開業、施設改修等環境整備のための事業	(補助対象経費) 1 民宿等宿泊施設の開業、更新等に伴い必要となる各種許認可等手数料等 2 トイレ、風呂、台所、洗面所等衛主設備の改修費用 3 施設の構造維持(係る耐震補強等工事費用 4 インターネット環境整備に係る費用 5 その他市長が適当と認める費用 (補助額) 補助対象経費の2/3以内の額(1施設あたりの上限100万円)とし、限度額は予算の範囲内とする。	事業実施前	1 設備の改修等に要する経費の内駅が確認できる見積書又はその写し る見積書又はその写し 2 設備の改修等に係る図面及び現況写真 3 その他、市長が必要と認める書類	当該年度3月20 日まで	1 補助対象経費の 支払いを証明する領 収書等の実施状況 が確認できる写真等 3 その他、市長が必 要と認める書類	
	観光客に休憩場所・ 島民との交流の場所 「おうちカフェ」を設置 することで、観光客の 受入体制の充実を図 る。	おうちカフェ設置者	【御所浦地域休憩場所設置補助金】 自宅等の敷地内に設置するイス・テーブル等の購入及び設置に係る経費 の補助	(補助対象経費) 自宅等の敷地内に設置するイス・テーブル等の購入及び設置費用 (補助率及び限度額) 事業費に100分の80を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り 捨てるものとする。)以内の額とし、20万円を限度額とする。	事業終了後速やかに	1 設置または購入後の写真 2 補助対象経費に係る領収書の写し 3 市税等納付状況調査同意書			詳細については、「天草市街は、「天草市街場では、「天草市街場では、「天草市場では、「大道・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・
下水道	課								
業補	用水域の水質汚濁の	住宅又は自治公民館に浄化 槽を設置又は転換しようとす る者	下水道認可区域外、集落排水事業整備計画承認区域外で合併浄化槽を 設置する者に対して、その設置に要する経費の一部を補助する事業	(補助額) 単独浄化構、汲み取りから合併浄化槽への転換 1 5人槽 418,000円 2 7人槽 521,000円 3 10人槽 687,000円 合併浄化槽の新設 1 5人槽 332,000円 2 7人槽 414,000円 2 7人槽 414,000円 建独浄化槽の撤去処分費補助 120,000円 汲取り仮槽の撤去処分費補助 90,000円 汲取り及で単独浄化槽からの転換に伴う宅内配管工事費補助 上限 300,000円	事業実施前	1 整約書 2 浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し 2 浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し 3 設置場所の案内図 4 建物の平面図 5 浄化槽等配置図又は屋内外排水設備図 6 工事請負契約書の写し、工事見積書(内訳書) 7 型式適合認定書並びに同認定書別添仕様書及び図面の写し(施工図) 8 浄化槽飯機士免状の写し 9 10人槽以下の浄化槽の製置にあっては、登録証の写し、浄化槽の転換にあっては、既存の便槽が確認できる書類及び写真・宅内配管工事の見積書11 市外在住者にあっては、既存の便槽が確認できる書類及び写真・宅内配管工事の見積書11 市外在住者にあっては、既存の便槽が確認しる。	事業後速やかに	する浄化槽使用開始 報告書の写し 2 法第7条第1項及び 第11条第1項規定 により行う検査に係 検査依頼書の写し 3 法第8条に規定す る浄化槽の保守点検	は、「天草市浄 槽設置整備事 補助金交付事 領」に基づく。 代理受領委任 を交付申請報告時 は実績報告時
								L 6 浄化槽の転換で、 既存の便槽の撤去を 伴う場合にあっては 競去の作業工程が分かる 写真及び処分担果 (マニフェスト)の写し 7 設置工事等に係る 領収書の写し	

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
數 音	御所浦町から天草市	のの御所浦町に住所を有す	御所浦町から居住地を移し高等学校等の寮若しくはアパート等の部屋、	(補助額) (1) 天草市御所浦町に居住し本土の高等学校等に定期船を利用して通学する生徒通学に利用する定期航路費(定期券代)の全額。 (2) 高等学校等に通学するため御所浦町から高等学校等の寮若しくはアパート等に居住を移している生徒 月額1万円又は高等学校等の寮若しくはアパートの利用等における支出額とを比較していずれか少ない方の額。 (補助対象期間) 4月1日から翌年の3月31日 高等学校等を卒業するまでの3年間を上限とする。	7月末日。 ただし、7月以降 に補助対象と なった者につい ては、「権助の展す となった日の属す る月の末日」。	高等学校等の在学証明書及び賃貸借契約書等の 写し又は下宿費等及び通学費に関する証明書	補助金請求時	(1)自宅から通学する生徒 定期等購入に係る領 使力を発展して通学する生徒 学する生徒 下宿等に係る賃借料 の支払いが確認できる書類	詳細については、「天草市離島 高校生修学支援 補助金交付要 領」に基づく。
		草高等学校倉岳校に通学す	【御所浦航路通学利便性強化補助金】 通学する生徒等の利便性の強化を目的とし、倉岳校の校長が事前に認 めた行事等で海上タクシーを利用する事業	(補助対象経費及び補助額) 海上タクシー料金、ただし、1便当たりの海上タクシーの料金は10,500円を上限とする。	事業実施前	増便計画書(倉岳校の校長から補助対象事業者に 提出されたもの)	: 年度末	1 海上タクシーの運 航日、寄港地、利用 者数、隻数等の実績 がわかる書類 2 補助対象経費の 支払いを証明する書 類	詳細については、「天草市御所浦航路利便性強化事業補助金交付要領」に基づく。
姉妹都市 教育 事業	流により、中学生に幅 広い視野と国際感覚 を身につける もに、郷土を担う青少 年の育成を図る。	生徒及び天草市立中学校に 勤務する英語担当教諭(事	【姉妹都市教育交流事業補助金】 姉妹都市であるアメリカ合衆国カリフォルニア州エンシニータス市への訪 問及びホームステイ等の交流事業に対する渡航費用補助	(補助対象経費) エンシニータス市への渡航に係る旅費等 (補助額) 1 引率者 旅費等の全額を市が負担する。 2 生徒 補助対象経費の15万円を上限とし保護者が負担する。 それ以外の補助対象経費を市が負担する。 ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。	渡航日の1月前		帰国後1月以内	1 領収書の写し 2 活動写真	
学校教 集団宿泊 教室金 補助金	集団宿泊生活の体験	天草市内の小中学校に在籍 し、集団宿泊教室に参加する 児童及び生徒	集団宿泊教室事業	(補助対象経費) 交通費、消耗品費、食糧費、印刷製本費及び使用料 (補助額) 対象経費の1/2又は1千円(1日1人当たり)のいずれか低い額 [加算] 複数校実施の場合や天草市内施設利用の場合、児童生徒数20人ごとに5,000円の定額 加算を行う	事業実施前	1 参加者名簿 2 活動計画書等	事業終了後速やかに		
遠距離通 学補助金	の軽減化及び義務教	1 小学校にあっては、校長 が定める通学路の距離が片 道4年ロメートル以上の者 と 中学校にあっては、校長 が定める通学路の距離が片 道6年ロメートル以上の者 (補助対象者でない者) 上記にかかわらず、スクール バスを利用する者及び学校 区域外就学をする者は、支 給対象としない。	1 路線バス等の公共交通機関 2 自転車(中学校に通学する生徒に限る。) 3 その他特に市長が認める方法(以下この項において「その他通学」と	(補助対象経費及び補助額) 1 路線パス等の公共交通機関通学は、学生割引定期券購入に必要な額とし、定期券 発行期間に応じては交付する。ただし、学生割引定期券の適用がない路線パス等の公 共交通機関については、利用実験に基づく額を交付する。 2 自転車通学は、次の(1)から(3)までに掲げる所属学年に応じた額を、1対象者につき 1回限り、在学初年度の学年始めに交付する。 (1) 第1学年 36,000円 (2) 第2学年 24,000円 (3) 第7学年 12,000円 3 その他通学は、月額1,000円(補助金の対象となった日の属する月を含む。)とし、学年始めに年額分を交付する。	「ハ・中学校児童学校児童学校児童学校児童学校児童学校の通ぎる実施要領」に定める期限		-		詳細については、「小・中学校 児童・投びいました。 日本のでは、「小・中学校 児童・学費・施芸・施芸・領別に 関する実施・芸・領別に 基づく。
中学校駅 伝競走大 会開催補 助金	中学駅伝天草大会を 通じて、生徒の健全 育成を図るとともに、 交流人口の増加を推 進する。	天草郡市中学校体育連盟	[熊本県中学校駅伝競争大会開催補助金] 熊本県中学駅伝天草大会の開催	(補助対象経費) 事業の実施に要する経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		
教育研究 所等補助 金	教職員の研修の充実 並びに児童生徒の体 育及び文化活動の振 興を図る。	天草教育研究所	<ul> <li>【天草教育研究所補助金】</li> <li>1 教職員の研修の推進</li> <li>2 都門列町徐夕和集推進</li> <li>3 各部会の連絡開整</li> <li>5 熊本県教育研究会及び教育関係諸団体との連絡調整</li> <li>6 その他天草地区の教育振興に寄与するために必要と認めるもの。</li> </ul>	(補助対象経費) 1 天草軟育研究所の運営に要する経費 2 天草軟育研究所の事業の実施に要する経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	年度開始後速や かに		年度末	積立金現在高報告書	
		天草教育研究所天草部会	【天草教育研究所天草部会補助金】 1 教職員の専門的店しくは技術的な研究又は研修に関する事業 2 児童生徒の女化の振興に関する事業 3 児童生徒の体育の振興に関する事業 4 その他市長が必要と認める事業	(補助対象経費) 1 天草教育研究所天草部会の運営に要する経費 2 天草教育研究所天草部会の事業の実施に要する経費 (補助額) 予葉の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		

事業等 の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
教育研究 推進校補 功金		1 文部科学省教育研究指定又は委嘱校 定又は委嘱校 2 無本県教育委員会教育 研究推進指定教育研究推 進指定校 4 教育に関する研究事業の 美施校等で、天草布教育 員会が必要と認めるもの	天草市教育委員会等が指定する教育研究推進校・幼稚園が実施する教育研究事業	(補助対象経費) 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び備品購入費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		
学校教育 研究委員 会補助金	小・中学校の教育の 充実及び振興を図 る。	天草市学校教育研究委員会	1 学校教育に関する調査及び研究事業 2 学校教育の振興のための事業	(補助対象経費) 報復費、旅費、需用費、役務費、使用料及び備品購入費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		
語検定チャ レンジ事業	本市中学生の英語力 の水準及び英語学習 に対する意識・意欲 の向上を図る		英語検定試験を受験した生徒の保護者に対し、受験料の全額を交付(学校長が代理受領)する。	(補助対象経費) 英語検定に係る受験料の総額のうち、次の要件をすべて満たす経費。 ア 英検についてはお級、4級、3級、準2級、2級、準1級及び1級とする。 イ 年度のうち、英検については第2回又は第3回、GTECについては6月から12月までに 実施される試験を対象とする。 (補助額) 受験料の全額	(保護者の申請によるもの) 受験終了後速や かに (校長の申請によるもの) 事業実施前	(保護者の申請によるもの) 1 受験を確認できる書類 (校長の申請によるもの) 1 委任状(学校上め) 2 受験者名簿	(校長の申請によるもの) 受験終了後速やかに	(校長の申請によるもの) 事業実績書	詳細については、「天草市中学校英語検定チャレンジ事業補助会交付要領」に基づく。
■ 生涯学	習課								
業補助金	<b>2</b> 5.	青少年育成活動を実施する 団体	の場を提供する事業とする。 (1) 自然体験活動 (2) 芸術・火化体験活動 (3) 科学体験活動 (3) 科学体験活動 (5) 職業体験活動 (6) 地域間交流活動 (7) 異文化交流活動 (8) 前7号に掲げるもののほか、市長が適当と認める体験活動及び交流活動 (2) 第1項に規定する補助対象事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として補助の対象としない。 (1) 補助対象団体以外の者が主催する事業への参加、スポーツや芸術等の鑑賞又は施設等の見学を活動の中心とする事業 (2) 参加する青少年が10人未満である事業 (3) 市による他の補助金、交付金、市からの補助金、交付金等を原資として交付される前成金を含む、を受け金、市から相助金、交付金等を原資として交付される前成金を含む、を受け金、特から相助金、交付金等を原資として交付される前成金を含む、と受けて実施する事業 (4) 学校の授業や行事の一環として実施する事業 (5) 参加者が把握できない事業	報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料、材料費その他事業に要する経費 (補助額) 1 市内に居住する青少年のうち所属団体、居住地、その他特定の条件下にある者のみを対象に参加者を募集して実施する事業 補助対象経費の2分の1以内の額とし、100,000円と上限とする。 2 市内全域の青少年を対象に参加者を募集して実施する事業 補助対象経費の2分の1以内の額とし、150,000円を上限とする。	事業実施前	団体に関する調書	n i	1参加した青少年の 庇名、年節シび居住 佐名、年節シび居住 2 補助対象の写し 3 補助事業スプ 近 被制助事業の受し 近 で	
社会教育団体補助金	振興のために活動す る社会教育関係団体	1 天草市FTA連絡協議会 天草市市地域婦人会連絡 協議会 3 天草市子ども会育成連絡 協議会 4 その他市長が必要と認め る社会教育関係団体	総会、会議、研修会及びスポーツ大会の開催並びに各種大会の参加等	(補助対象経費) 1 社会教育関係団体の運営に要する経費 2 社会教育関係団体の事業の実施に要する経費 3 全国大会に出場する場合の交通費及び宿泊費 4 その他市長が必要と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		事業終了後速やかに		